

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成28年6月30日
- 【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
(Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 カール・ウィアネッキ (Karl Wianecki)
- 【本店の所在の場所】 英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、ピーターバラ・コート
(Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, United Kingdom)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・MMF
- ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
(GOLDMAN SACHS MONEY MARKET FUNDS
- GOLDMAN SACHS US\$ MONEY MARKET FUND)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF 受益証券100億アメリカ合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ドル」という。）（約1兆975億円）を上限とする。
（注）米ドルの円貨換算は、2016年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.75円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・MMF（Goldman Sachs Money Market Funds）
（以下「ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（Goldman Sachs US\$ Money Market Fund（以下「米ドル・ポートフォリオ」という。））受益証券（以下「米ドル受益証券」、「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」という。）

本ファンドは追加型である。

ファンド証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル受益証券100億米ドル（約1兆975億円）を上限とする。

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、2016年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.75円）による。以下別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

（注2）ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されるが、米ドル受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込みがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格（ただし、通常は1米セントである。）

「取引日」とは、ロンドンおよび日本における銀行ならびにニューヨーク証券取引所が営業している日（ニューヨークの銀行が現地の休日のため休業している日を除く。）、ならびに管理会社が決定し受益者に事前に通知するその他の日（ただし、各暦月に一定の間隔をおいて2取引日以上あることを条件とする。）をいう。

（注）ファンド証券1口当たり純資産価格については、下記（８）申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

なし

（６）【申込単位】

当初申込：10米ドル以上1米セント単位

追加申込：1米セント以上1米セント単位

（ただし、販売会社はこれと異なる10米ドルを超える最低申込単位を定めることがある。具体的な申込単位については、（８）記載の申込取扱場所に照会することができる。）

（７）【申込期間】

2016年7月1日（金曜日）から2017年6月30日（金曜日）まで

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「日本における販売会社」という。）については下記に照会のこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

電話番号：03-6437-1000

(9) 【払込期日】

投資者は、受益証券について申込みのあった取引日の翌取引日までに申込金額を販売会社に支払うものとする。

(1 0) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

各取引日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって申込みのあった取引日の翌取引日に受託会社の口座に米ドルで払込まれる。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(1 2) 【その他】

1) 申込証拠金はない。

2) 日本における販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「総販売会社」という。）との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約（ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改および変更契約により更改済み。）に基づき受益証券の募集を行う。

3) 日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

4) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を指定している。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格（以下「純資産価格」という。）の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に交付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいう。

5) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は外国証券取引口座約款その他所定の約款（以下「外国証券取引口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は米ドルで、または円貨で（ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。）支払うものとする。円貨により支払われる場合、米ドルと円貨との換算は、別段の定めのない限り各申込についての申込日または払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、日本における販売会社により各申込日の翌取引日に受託会社の口座に米ドルで払込まれる。

6) 日本以外の地域における発行

該当なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

1999年4月22日に設立されたゴールドマン・サックス・MMF（以下「ファンド」という。）は、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書（以下「信託証書」という。）に基づくユニット・トラストとして設定され、かつ、UCITS規則（下記参照）に従いアイルランド中央銀行（以下「アイルランド中央銀行」という。）による認可を受けたオープン・エンド型のアイルランドのアンプレラ型投資信託である。

アイルランド ファンドは、2011年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。））規則（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づく「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）としてアイルランド中央銀行により認可された。アイルランド中央銀行によるファンドの認可がファンドのパフォーマンスに関する保証になることはなく、アイルランド中央銀行がファンドのパフォーマンスまたは債務不履行に関して責任を負うことはない。アイルランド中央銀行は本書の内容に関して責任を負わず、ファンドの認可はアイルランド中央銀行がファンドを推奨または保証していることを意味するものではない。

欧州連合 ファンドは、UCITSとしての適格性を有しており、特定のEU加盟国および特定の欧州経済地域（EEA）加盟国における公衆に対するマーケティングに関して理事会指令2009/65/EC（改正済）に基づく承認を申請した。

米国 本書に基づき募集が行われる受益証券は、その販売の一環としての募集または販売に関して1933年米国証券法（改正済）に基づいた登録はされておらず、その予定もない。ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）に基づく登録を受けておらず、その予定もない。したがって、管理会社の最終的裁量により、受益証券は、米国人（本書にかかる用語が定義されている。）に対する募集もしくは販売または米国人の利益のための募集もしくは販売が行われない可能性がある。信託証書には、管理会社が米国人に対する受益証券の譲渡の登録を拒絶できる旨の規定がある。申込人は、管理会社により別途認められる場合を除き、自らが米国人でないことを証明しなければならない。

ファンドは、異なるクラス受益証券を、アイルランド中央銀行の承認を得て、随時発行することができるアンプレラ型ファンドである。受益証券はファンドに対する権益を表章し、それぞれ別個の投資ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」という。）を構成する。現在、ファンドは、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（Goldman Sachs US\$ Money Market Fund）の1つのポートフォリオから構成される。受益証券発行前に、管理会社は受益証券が発行されるポートフォリオを指定する。個々のポートフォリオについて、それぞれのポートフォリオごとに記録および会計が保持され、かかるポートフォリオの資産は当該ポートフォリオに適用される投資目的に従って投資される。ポートフォリオ毎に個別の監査報告書が作成され、ファンドの年次報告書に記載される。管理会社は、新しいクラス受益証券の設定時に、新しいクラス受益証券の投資方針および目的の詳細、ならびに当初募集期間、基準価格、投資顧問会社、当該クラス受益証券に関するその他の関連情報のそれぞれの詳細を掲載したファンドのサプリメントを発行する。

ポートフォリオのファンド証券の発行および買戻しは当該ポートフォリオの取引日においてのみ行われる。ファンドの規則は、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する信託証書において定められている。ファンドは、信託証書に定める方法により解散されるまで存続する。

ファンドに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の受益権を表章する。

各ポートフォリオは、それ自体の負債を負担するが、他のポートフォリオの債務に対しては責任を負わない。

それぞれのポートフォリオの受益証券は、アメリカ合衆国国民に対する場合を除き自由に譲渡しうる。また、管理会社は、個人、企業または法人による受益証券の所有が規制上のもしくは法令上の要件に違反する場合、ファンドの税金上の地位に影響を及ぼすおそれがある場合、またはファンドに金銭的不利益をもたらす場合、かかる所有を制限することがある。ファンドは、価値、手数料、その他費用に関する取決め、最低申込水準および販売に関して異なる取決めを有する各ポートフォリオに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。これを条件として、同一のポートフォリオのそれぞれの受益証券は、当該ポートフォリオの収益および分配金に対し、もしくは解散の際に当該ポートフォリオの資産に対して、同一のポートフォリオの他の受益証券と同等に参加する権利を有する。各ポートフォリオの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されない。受益証券の端数は発行されない。

米ドル・ポートフォリオの投資目的は、各サプリメントに記載されるとおりである。

信託金の限度額については定められていない。

各ポートフォリオは日本の開示法令に規定されるファンド・オブ・ファンズである。

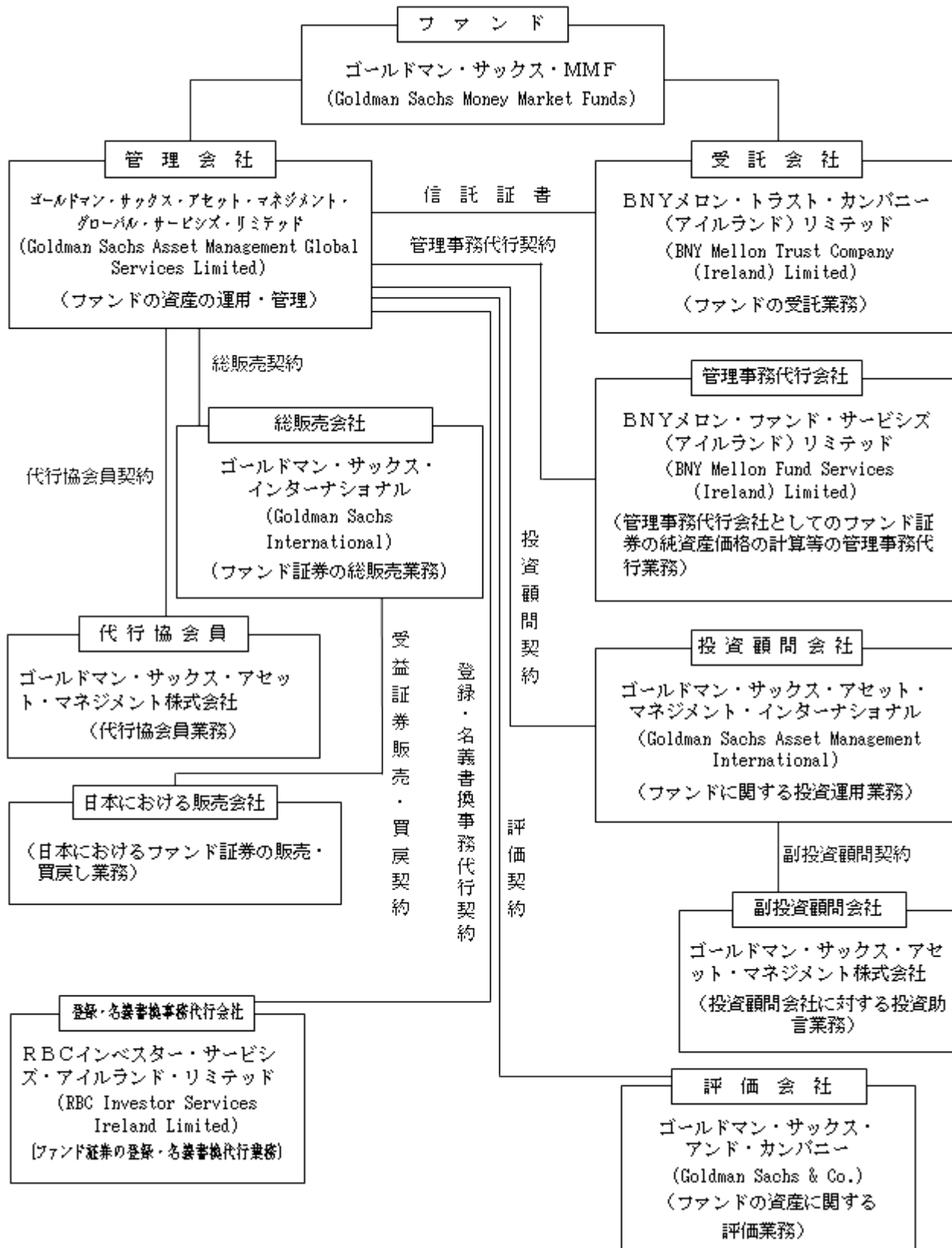
(2) 【ファンドの沿革】

- 1999年1月4日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の設立
- 1999年4月22日 ゴールドマン・サックス・MMF信託証券締結
- 1999年4月30日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂信託証券締結
- 1999年4月30日 米ドル・ポートフォリオの運用開始
- 2001年7月31日 ユーロ・ポートフォリオの運用開始
- 2007年3月16日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の設立
- 2007年5月31日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の退任および旧管理会社(ゴールドマン・サックス・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の任命
- 2012年11月1日 ユーロ・ポートフォリオの償還
- 2013年12月13日 管理会社の設立
- 2014年6月27日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結
- 2015年9月10日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結
- 2015年9月30日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の退任および管理会社の任命

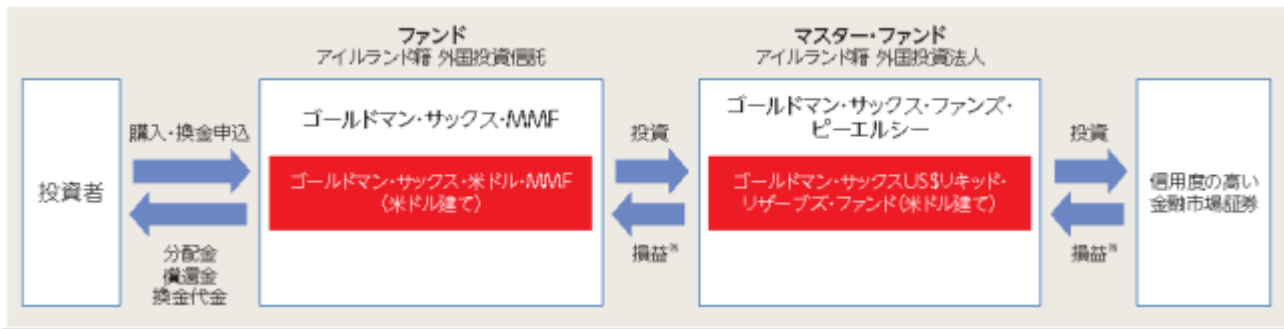
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

()



()



損益はすべて投資者である受益者に帰属する。

「マスター・ファンド」とは、アイルランドにおいて有限責任法人として、かつ、UCITS規則に基づきサブ・ファンド間で分別された負債を有するアンブレラ型投資信託として設定された変動資本を有する投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーをいう。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

| ファンド運営上の役割 | 会社名 | 契約および委託内容 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド (Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited) | 1999年4月30日付のファンドの信託証書（注1）（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、2015年6月3日付（2015年6月10日発効）追補信託証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）改訂・再録信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの資産の運用・管理業務を行う。 |
| 受託会社 | BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド (BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited) | 1999年4月30日付で旧管理会社との間で締結された信託証書（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、2015年6月3日付追補信託証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）改訂・再録信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの受託者を務める。 |
| 管理事務代行会社 | BNYメロン・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited) | 2015年9月30日付で管理会社との間で締結された管理事務代行契約（注2）に従いファンド証券の純資産価格の計算等の管理事務代行業務を行う。 |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International) | 2015年9月30日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約（注3）に従いファンドに関する投資運用業務を行う。 |

| ファンド運営上の役割 | 会社名 | 契約および委託内容 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録・名義書換事務 代行会社 | RBCインベスター・サービス ズ・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited) | 2015年9月30日付で管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約（注4）に従いファンドの登録および名義書換事務代行業務を行う。 |
| 総販売会社 | ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) | 2015年9月30日付で管理会社との間で締結された総販売契約（注5）に従いファンド証券の総販売者を務める。 |
| 評価会社 | ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー (Goldman Sachs & Co.) | 2014年7月18日付で旧管理会社との間で締結された評価契約（注6）に基づきファンドの資産に関する評価業務を行う。 |
| 代行協会員 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 | 1999年4月26日付で旧管理会社との間で締結された代行協会員契約（注7）（2006年10月1日付更改契約、2007年5月22日付更改契約（2007年5月31日より発効）、2009年5月29日付更改契約（2009年6月1日より発効）により更改済み、2002年5月15日付変更契約により変更済み、2014年6月27日付で改訂・再録済み、2015年6月3日付（2015年6月10日発効）更改契約により更改済みおよび2015年9月30日付（2015年9月30日発効）更改契約により更改済み）に従い代行協会員を務める。 |

（注1）信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社および受託会社を拘束する。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）改正済再録登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する登録業務および名義書換代行業務を行う事を約する契約である。

（注5）総販売契約とは、総販売会社と管理会社の間で締結された、総販売会社がファンド証券の総販売業務を行う事を約する契約である。

（注6）評価契約とは、評価会社と管理会社との間で締結された、評価会社が、ファンドの資産に関する評価業務を行うことを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。

管理会社の概要

| | | | | |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------|----------|
| 管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド | | | | |
| 1．設立準拠法 | 管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。 | | | |
| 2．事業の目的 | 管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。 | | | |
| 3．資本金の額 | 発行済資本金は25,000,000米ドル（約27億4,375万円）である。（2016年4月末日現在） | | | |
| 4．沿革 | 2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。 | | | |
| 5．大株主の状況 | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
| | ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド (Goldman Sachs Group UK Limited) | 英国、EC4A 2B B ロンドン、フリート・ストリート 133、ピーターバラ・コート | 株 25,000,000 | % 100 |

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（イ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、UCITS規則である。

（ロ）準拠法の内容

ファンドは、管理会社およびBNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド（以下「受託会社」という。）間で締結された信託証書（以下「信託証書」という。）により設立され、信託証書に基づきユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型投資信託である。

ファンドは、UCITS規則に基づき、アイルランド中央銀行により認可・監督されている。

アイルランド中央銀行は、アイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またはファンドの債務不履行に関する法律によりアイルランド中央銀行に与えられる機能を果たすことを理由として責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドに関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。また、アイルランド中央銀行がファンドを推奨または保証していることを意味するものでも、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもない。

アイルランド中央銀行は、管理会社および受託会社の任命を認可し、投資顧問会社を承認しなければならず、かつ、これらの健全性が保たれるようにしなければならない。アイルランド中央銀行は、一定の場合、受託会社の認可を取り消すことができる。

受益証券の販売に関連して作成される目論見書およびその追補ならびにこれらの刷新または追記は、アイルランド中央銀行に提出されなければならない。

受託会社は、独立監査人の監査を受けなければならない。

（５）【開示制度の概要】

（ ）アイルランドにおける開示

（イ）アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が必要とされている。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）である。ファンドは、アイルランド中央銀行諸通達に基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出する必要があるとされている。

（ロ）受益者に対する開示

毎年12月31日に終了する期間に関し、ファンドの監査済財務書類を含む年次報告書が当該ファンドの受益者に交付される。

年次報告書は、会計年度末後4ヶ月以内に、受益者に送付される。また、未監査半期財務書類を含む毎年6月30日に終了する6ヶ月間に関する半期報告書は、半期末後2ヶ月以内に、受益者に送付される。年次報告書および半期報告書に加えて、受益者には関係ポートフォリオに関する個別の月次報告書が提供される。また、受益者は、その要求により販売会社から取引ごとに印刷された確認書およびその口座の年初来の明細書を受領することができる。販売会社は、また、要求があれば、受益者のために口座管理サービスを提供することもできる。（日本国内では本段落に記載された取扱いとは異なる取扱いが行われる。）

販売・買戻価格の決定が後記「第2、2（2）ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、ポートフォリオの販売買戻価格はブルームバーグに各取引日（本書サプリメントに詳述される営業日および管理会社が決定するその他の日（ただし、各暦月に2取引日以上あることを条件とする。））に

報告され、管理会社が随時決定するその他のメディアに対し、または当該メディアを通じて各取引日に公表される。販売価格および買戻価格は管理事務代行会社から入手することができる。

ファンドのポジションに関する情報

管理会社は、ファンドの利益保護のために策定された特定の制限に従うとともに、マーケット・タイミングの制限および関連慣行を含むがこれらに限定されない適用法令を遵守し、ファンドの定期報告、ファンドのポジションおよび活動に関する情報ならびにその他の情報で機密情報とされたものの開示を許可することができる。ファンドの特定のポートフォリオに関する様々な要因（当該ポートフォリオのために投資顧問会社から提供された投資戦略、対象投資家およびポートフォリオに現在投資している既存の受益者ならびに管理会社が適切であると判断する他の要因を含むがこれらに限定されない。）によってはかかる開示に遅れ（以下、本項において「時間差」という。）が伴うことがあり、これは受益者がファンドのポジションに関するリアルタイムの情報を取得できない可能性があることを意味する。ファンドのポートフォリオに異なる時間差が生じる可能性があることにより、あるポートフォリオの受益者が他のポートフォリオの受益者よりも先に開示を受ける可能性があり、当該開示に同一の保有投資先の情報が含まれている可能性がある。提供された情報は想定に基づいていることがあり、ファンドの公式の帳簿および記録と一致しない可能性があるため、当該情報の正確性または完全性に関する保証はない。

管理会社にかかる開示を実施する義務はないが、これを行う場合には、管理会社は、投資顧問会社と共に策定した方針および条件（疑義を避けるために付言すると、ファンドのポジションに関する情報および該当するポートフォリオに関連する時間差が含まれる。）に一致する方法で、かかる情報を要求するすべての受益者がその開示を受けられるよう努めるものとする。前記にかかわらず、ファンドはかかる情報を、サービス提供者（ファンドに対する契約上の義務を果たすためにかかる情報の入手を必要とする副投資顧問会社を含む。）、ファンドのための監査業務、保管業務、議決権代理行使およびその他同様のサービスの提供者ならびに格付機関と共有することができる。ファンドはまたポートフォリオのポジションに関する情報を、一定のファンド・アナリスト、価格決定サービスを行う者、格付機関またはその他の法主体または第三者、受益者または潜在的受益者で他の受益者よりも短い時間差で当該情報を受領することに関して正当な業務目的を有する者に対して開示することもできる。管理会社は、管理会社が受諾可能な条件（当該条件には、当該情報をファンドの利益に反する方法で利用してはならない旨が規定されるものとする。）で情報の機密性維持を約束する意思のない受益者、潜在的受益者、第三者またはその他の法主体がかかる情報を入手できるようにする義務を負わない。管理会社は、かかる開示にファンドの最善の利益に反して情報が利用されるという重大なリスクが伴うと管理会社が合理的に確信する場合、または開示情報の濫用があったときにファンドを適切に保護する法令上および規制上の体制が備わっていないと管理会社の合意的裁量により判断される法域の居住者である者に対してもしくはかかる者の代理人に対して開示が行われる予定がある場合、受益者に情報を提供する義務を有しないものとする。管理会社は自らの完全な裁量によりかかる開示を停止することができ、管理会社により開示が停止される場合、従前に当該情報を受領した受益者に認められる唯一の救済は、目論見書の条件に従って自らが保有する受益証券の買戻請求を行うことのみとする。管理会社は、かかる情報開示を行う責任をファンドの代理人に委任することができる。

管理会社または、かかる権限が付与される場合は投資顧問会社は、既存の権利および/もしくは義務の範囲を明確化し、ならびに/または一定の情報を利用可能にすることを合意する書簡を投資家との間で締結することもできる。当該書簡は、（ ）受益者間の優先的取り扱いを可能にする権利および/もしくは義務を設定または変更するものではなく、ならびに/または（ ）投資家が通常の場合は他のいずれかの投資家が利用できない情報を請求した場合、当該投資家に対し当該情報を利用可能にする旨合意するものではない。当該書簡は、（ ）投資家が公正に取り扱われること、ならびに（ ）ファンドおよび投資家の最善の利益が書簡の承認におい

て考慮されなければならないことを、一般条項において確保することを求める管理会社によって策定された方針に基づき承認される。

() 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(イ) 認可の届出の受理

UCITS規則の下での認可投資信託（以下「認可投資信託」という。）は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

(ロ) 認可の拒否または取消

アイルランド中央銀行が、() 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、() 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または()（前記() に反することなく）認可投資信託の管

理会社、投資会社もしくは受託会社がUCITS規則の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはUCITS規則により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可投資信託の認可を取り消すか承認を拒否することがある。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴えを提起することができる。

(八) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければならない。

(二) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、UCITS規則に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。監査人は、同様に、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

本書の日付現在において、以下のポートフォリオが、アイルランド中央銀行の同意を得て管理会社により設定されている。

| | |
|---------------------|--------------|
| ポートフォリオ | ポートフォリオの基準通貨 |
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | 米ドル |

投資目的および方針

ポートフォリオの資産は、当該ポートフォリオのサブリメントに規定されているポートフォリオの投資目的および方針に従い、個別に投資される。米ドル・ポートフォリオの投資方針については、当該サブリメント「6．US\$フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針」および「7．US\$マスター・ファンドの投資方針」に記載されるとおりである。

ポートフォリオによる投資が成功すること、またはポートフォリオの投資目的が達成されることに関する確約または保証はできない。ポートフォリオに投資を行う際に検討されるべき要因については、本書および関連サブリメントの「リスク考察」を参照のこと。特に、ポートフォリオの投資対象である、安定した投資証券1口当たり純資産価格の達成を目的とするマスター・ポートフォリオがこれを行うという表明または保証はなく、元本に損失が生じる可能性があることに留意されたい。

投資目的および方針の変更

管理会社は、ポートフォリオの投資目的および投資方針を編成すること、ならびに、その後、政治状況および経済状況に照らして投資目的または投資方針を変更することについて責任を負う。

ポートフォリオの全受益者の書面による事前承認またはポートフォリオの受益者集会における過半数による承認がない場合、ポートフォリオの投資目的は変更することができず、またポートフォリオの投資方針に重要な変更を加えることはできない。

投資方針および/または投資目的の変更の場合、特定ポートフォリオの受益者が、当該変更がなされる前に自己の受益証券の買戻しを要求できるよう、管理会社は合理的な期間において通知を行う。

ポートフォリオ運用技法

ポートフォリオは、アイルランド中央銀行の諸通達および要件に従い、ポートフォリオの効率的な運用のため、目論見書の「マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法」に記載される、マスターファンドが用いるのと同じの資金運用技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段を用いる前に、投資顧問会社は、これらの使用が予定されているポートフォリオの効率的なポートフォリオ運用にとって、これらが経済的に適切であることを合理的に確信しなければならない。疑義を避けるために記載すると、ファンドの純資産額の10%を超えて当該ポートフォリオ運用取引に使用されない。

マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法

すべてのマスター・ポートフォリオに適用されるポートフォリオ運用技法

投資家は、ポートフォリオ運用技法を使用する際にマスター・ファンドがUCITS規則に基づいてアイルランド中央銀行により随時策定される条件および制限ならびに下記の条件および制限を遵守しなければならない点に留意すべきである。以下の記載は、欧州証券市場監督局により随時発表される追加のガイドラインおよび/または下記に関してアイルランド中央銀行により随時発表される追加のガイダンスに従って適用される。

（隠れた収益を含まない）直接的および間接的な運用費および手数料を控除したポートフォリオ運用技法から生じるすべての収益は、マスター・ファンドに戻すべきである。マスター・ファンドは、かかる手数料および経費を、リバース・レポ取引アレンジのサービスの対価として代理人その他の仲介業者に支払うことができる。かかる代理人その他の仲介業者は、適用される証券・銀行法により許可されるマスター・ファンド、投資運用会社または保管銀行の関連会社で

あってもなくてもよい。かかる代理人その他の仲介業者の身元は、マスター・ファンドの監査済財務諸表に開示される。

リバース・レポ契約

マスター・ポートフォリオは、証券のプライマリー・ディーラーおよび当該プライマリー・ディーラーの関係銀行との間のリバース・レポ契約を通じて、証券を購入することができる。リバース・レポ契約は、これに基づきマスター・ポートフォリオが証券を買い付け、売り主（銀行や証券会社等）が特定期間内（通常は購入日から7日以内）に特定価格での証券の買戻しに合意する契約である。再売却価格は、当初の購入価格に合意された市場金利（対象証券の表面利率または満期とは無関係）を加算した金額を反映する。経過利息を含む購入証券の価値は、常にレポ取引の価値に相当するかまたはこれを上回る。かかる取引から発生したすべての利益収入は、関連するマスター・ポートフォリオに帰属する。売主が破産した場合または売主が合意された証券の買戻しを怠った場合、マスター・ポートフォリオは、損失（レポ契約の履行の遅延に関わる利益または元金および費用の損失を含む。）を被るおそれがある。リバース・レポ契約を締結すべきかを検討する際、投資運用会社は売り手の信用度を慎重に考慮する。リバース・レポ契約は、UCITS通達、マスター・ファンドの目論見書および関連マスター・ポートフォリオのサプリメントに記載された条件および制限に服する。

かかる取引に利用できるマスター・ポートフォリオの資産は、最大でその純資産価額の100%である。マスター・ポートフォリオは、その純資産価額の10%超を当該リバース・レポ契約に投資することとなる場合、7日超の満期のリバース・レポ契約を締結してはならない。7日超の満期の特定のリバース・レポ契約は、7日未満の通知を行うことで名目上の確定期間前に清算することができるが、当該契約は上記の10%制限には含まれない。マスター・ポートフォリオは、常に、買戻義務を履行できる状態を維持していなければならない。「買戻」契約の対象となる証券は、買戻期間が満了するまで、売却または抵当権の設定を行うことはできない。

リバース・レポ契約を締結するマスター・ポートフォリオは、リバース・レポ契約の契約期間が7日以内である場合を除き、いつでも、リバース・レポ契約を解約すること（該当する場合）またはリバース・レポ契約の対象である現金全額を回収することができるようにしておかなければならない。

UCITS通達に従い、マスター・ポートフォリオは通常の市場慣行のみに従ってリバース・レポ契約を締結することができる。

許可されるタイプの担保

ポートフォリオ運用技法に関する取引相手方のリスク・エクスポージャーについては、本セクションに要約するとおり、適用法令に基づき担保としての適格性のある資産の形で当該相手方から提供される担保を考慮する。

マスター・ファンドが受領した担保は、適用法令およびアイルランド中央銀行が随時発行するガイダンスに定められた基準（とりわけ、流動性、評価、発行体信用度、相関関係、担保運用関連リスクおよび執行可能性に関するもの）をマスター・ファンドが遵守する場合、マスター・ファンドの取引相手方リスク・エクスポージャーを軽減するために使用することができる。特に、担保は以下の条件を満たさなければならない。

- () 現金以外で受領した担保は、高い品質を備え、高い流動性を有し、売却前の評価額に近い価格で速やかに売却できるように透明性のある価格設定を有する規制された市場または多面的取引システムで取引されなければならない。
- () 現金以外で受領した担保は少なくとも毎日評価されなければならない、また適切に保守的な超過担保が準備されない限り、高い価格変動性を示す資産は担保として受領してはならない。
- () 現金以外で受領した担保は、取引相手方とは無関係の法主体により発行されなければならない、それは取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を示さないことが予想される。
- () 現金以外で受領した担保は、国、市場および発行体の観点から十分に分散されなければならない。

() 現金以外で受領した担保は、取引相手方に関係なくまたは取引相手方の承認を得ることなく、いつでもマスター・ファンドにより完全に執行されるものとする。

上記の基準に従い、マスター・ポートフォリオはポートフォリオ運用技法の観点から以下のタイプの担保を受容することが提案されている。

- () 現金
- () 政府証券またはその他の公共団体が発行する証券
- () E U の信用機関、E U 非加盟の欧州経済地域 (E E A) 加盟国 (ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン) において認可された銀行、E U 加盟国もしくは E E A 加盟国以外の 1988 年 7 月のバーゼル自己資本統一化合意加盟国 (スイス、カナダ、日本、米国) において認可された銀行またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおいて認可された信用機関 (以下「該当信用機関」という。) により発行された預金証書

() 該当信用機関またはノンバンク発行体により発行された債券 / コマーシャル・ペーパー、および

() 該当信用機関により発行され、無条件かつ取消不能で残存期間が 3 ヶ月以下の信用状

担保の評価は、毎日、入手可能な市場価格を使用し、かつ、各資産クラスに関してその超過担保方針に基づいてマスター・ファンドが決定する適切な割引を考慮して行われる。この方針においては、特に担保発行体の信用度、価格変動性ならびにマスター・ファンドが通常の流動性条件下および例外的な流動性条件下で実行する流動性ストレステストの結果が考慮される。また当該方針において、価格変動性、担保発行体の信用度、資産の満期もしくは通貨またはストレステストの結果等、受領した担保の性質による様々な要因も考慮される。

所有権の移転がある場合、受領した担保は、関連マスター・ポートフォリオの代わりに保管銀行 (またはその副保管銀行) により保有される。他のタイプの担保取引に関して、担保は、良識的な監督下にあり、かつ担保提供者と無関係の第三者保管者によって保有され得る。

担保の再投資

受領した現金担保の再投資は、以下のいずれかのみが可能である。

- ・ 該当信用機関に預託することまたは該当信用機関により発行される預金証書に投資すること
- ・ 優良国債に投資すること
- ・ リバース・レポ取引の目的のために使用すること (ただし、当該取引が良識的な監督下にある信用機関との取引であり、かつ、マスター・ファンドがいつでも発生主義で現金全額を回収できる場合に限る。)
- ・ 適格な短期マネー・マーケット・ファンドに投資すること

再投資される現金担保は、現金以外の担保に適用される分散要件に従って分散されなければならない。投資された現金担保は、取引相手方に預託してはならず、取引相手方により発行される証券に投資してはならない。レポ契約は、U C I T S 規則上、借入れまたは貸付けを構成しない。

受領した現金以外の担保を売却し、再投資し、または同担保に質権を設定することはできない。

リスク

ポートフォリオ運用活動およびかかる活動に関する担保の運用には一定のリスク (現金担保の再投資に関するリスクを含む。) が伴う。

リバース・レポ取引を行う際の主なリスクは、債務超過に陥り、またはその他の状況下で取引条件により義務付けられたとおりにマスター・ファンドに対して証券もしくは現金を返す義務を履行することが不可能になったか、もしくは当該義務履行を拒絶する取引相手方による不履行のリスクである。取引相手方リスクは、マスター・ファンドのために行われる担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、リバース・レポ取引は完全には担保されない可能性がある。リバース・レポ取引に基づいてマスター・ファンドに対して支払うべき手数料および返済は担保されない可能性がある。さらに、担保の価値は、担保リバランス日の間に低下する可能性、または

不正確に決定もしくは監視が行われる可能性がある。このような場合に取引相手方に不履行があった場合、マスター・ファンドは受領した現金以外の担保を該時点の市場価格で売却することが必要となる可能性があり、これによりマスター・ファンドに損失が発生することがある。

マスター・ポートフォリオも、受領した現金担保を再投資した場合に損失を被る可能性がある。かかる損失は、行われた投資の価値低下に起因して発生する可能性がある。かかる投資対象の価値の低下は、取引条件によって義務付けられた、取引相手方に対するマスター・ファンドからの返済に使用可能な担保の額を減少させてしまうことになる。マスター・ファンドには、元々受領した担保と取引相手方への返済に使用可能な額との差額を埋める必要が生じることとなり、これによりマスター・ファンドに損失が発生することとなる。

レポ取引またはリバース・レポ取引は、決済が行われない、または決済が遅滞するといったオペレーショナル・リスクおよびかかる取引に関して使用される文書に関する法的リスクも伴う。

マスター・ポートフォリオは、投資運用会社としての同一会社グループ内の他の会社とリバース・レポ取引をすることができる。関連会社である取引相手方（もしあれば）は、商業上合理的な方法によりマスター・ポートフォリオとの間で成立させたりリバース・レポ取引に基づく自らの義務を履行する。加えて、当該投資運用会社は、裁量執行義務に従い、かつ、常にマスター・ポートフォリオおよびその受益者の利益のために、取引相手方を選択し取引を行う。ただし、受益者は、当該投資運用会社が自らの役割と自らまたは関連会社である取引相手方の利益の間の利益相反に直面する可能性があることを承知すべきである。

本書の「マスター・ファンドに関するリスク考察」セクションも参照のこと。

発行日ベースおよび先渡予約ベースで証券を購入する場合

マスター・ファンドは、マスター・ポートフォリオのために、発行日ベースまたは先渡予約ベースで証券を購入することができる。発行日取引は、取引実行時にマスター・ファンドにとって有利と思われる価格および利回りを確保するため、将来に払込および交付が行われる条件でマスター・ポートフォリオが証券を購入する場合に生じる。先渡予約取引では、マスター・ポートフォリオは、通例の決済時期以後の将来の日に確定価格での証券の売買を契約する。これの代わりに、マスター・ポートフォリオは、その所有する他の証券の先渡し売却について相殺契約を締結することができる。発行日ベースまたは先渡予約ベースで売買される証券は、購入予定証券の価値が決済日前に低下する場合または売却予定証券の価値が決済日前に値上がりする場合、損失リスクを伴う。マスター・ポートフォリオは、通常、そのポートフォリオのために証券を取得する意向で発行日ベースまたは先渡予約ベースで証券を購入するが、マスター・ファンドの投資運用会社が適切と考える場合には、決済前に発行日証券または先渡予約を処分することができる。

疑義を避けるために付言すると、マスター・ポートフォリオは株式または株式関連証券に投資してはならない。

（２）【投資対象】

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFは、その資産の全部または実質的に全部（いかなる状況においてもポートフォリオの純資産額の少なくとも90%）をゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「US\$マスター・ファンド」という。）に投資する。ポートフォリオは当該マスター・ポートフォリオと同様の運用実績およびリスク要因を有すると予想される。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの投資先ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、当該サプリメント「7. US\$マスター・ファンドの投資方針」、「11. US\$マスター・ファンドが投資する証券の説明」に記載される。

（３）【運用体制】

ファンドが投資するUS\$マスター・ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）およびゴールドマン・サックス・

アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）のグローバル債券・通貨運用グループが担当する。

GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」は世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っている。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。



* リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではない。

* 上記運用体制は今後変更されることがある。

(4) 【分配方針】

ポートフォリオのサブリメント「4. 分配」に記載されるとおりである。

ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

各ポートフォリオの資産は、UCITS規則に含まれる投資制限（以下に概説される。）および管理会社があらゆるポートフォリオにつき採用する関連サブリメントに記載される追加の投資制限（もしあれば）に従い、投資される。以下のポートフォリオに対する言及は、関連あるポートフォリオの勘定のために行為する管理会社を意味する。

() 認可された投資対象

ポートフォリオは、以下に投資することができる。

- (a) EU加盟国もしくはEU非加盟国の公認取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- (b) 発行後間もない譲渡性のある証券で、公認取引所への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
- (c) UCITS規則で定義されている証券で、公認取引所で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- (d) UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- (e) 中央銀行の指針書2/03に規定されるNON-UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- (f) UCITS規則に規定される金融機関における預金
- (g) UCITS規則に規定される金融派生商品

() 投資制限

- (a) ポートフォリオは、第()項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- (b) ポートフォリオは、発行後間もない譲渡性のある証券で、公認取引所への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するポートフォリオによる投資については適用されない。
 - 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。

- 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がポートフォリオによって評価される価格でまたはおおよそその価格でポートフォリオにより7日以内に換金されることができる場合。
- (c) ポートフォリオは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、ポートフォリオがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
- (d) () (c)項の)10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- (e) () (d)項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、() (c)項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- (f) ポートフォリオは、純資産の20%を超えて同一金融機関における預金に投資することはできない。同一金融機関() 欧州経済地域(EEA)(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可されている金融機関、() 1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可されている金融機関または() ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関を除く。)において付随的流動資産として保管される預金は、純資産の10%を超えてはならない。かかる制限は、受託会社における預金については20%まで引き上げられることができる。
- (g) 店頭市場派生商品の取引相手方に対するポートフォリオのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
かかる制限は、() EEAで認可されている金融機関、() 1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関または() ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる。
- (h) 上記の() (c)項、() (f)項および() (g)項にかかわらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。
- (i) 上記の() (c)項、() (d)項、() (f)項、() (g)項および() (h)項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- (j) グループ会社は、() (c)項、() (d)項、() (f)項、() (g)項および() (h)項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- (k) ポートフォリオは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。
個々の発行体は、目論見書に記載されなければならない、また以下のリストから引用されることがある。

OECD加盟国政府、インド政府およびブラジル政府(関係銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジ

ニー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレートAファンディング・エルエルシー

ポートフォリオは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

- () 投資信託(「C I S」)への投資
- (a) ポートフォリオによるNON - U C I T Sへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- (b) C I Sは純資産の10%を超えて他のC I Sに投資することを禁止されている。
- (c) ポートフォリオが、管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のC I Sの受益証券に投資する場合、管理会社または他の会社は、当該他のC I Sの受益証券に対するポートフォリオによる投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- (d) ポートフォリオが他のC I Sの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料は関連あるポートフォリオの資産に払い込まなければならない。
- () 一般条項
- (a) 管理会社は、ポートフォリオのために、発行体の経営に重要な営業を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- (b) ポートフォリオは、以下を超えて取得することはできない。
- (1) 同一発行体の無議決権株式の10%
 - (2) 同一発行体の債務証券の10%
 - (3) 同一C I Sの受益証券の25%
 - (4) 同一機関の短期金融市場証券の10%
- 上記() (b) 項(2)、(3)および(4)の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) () (a) 項および() (b) 項は以下については適用されないものとする。
- (1) E U加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (3) 一または複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (4) あるE U非加盟国の法律に基づき当該保有がポートフォリオが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登録上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にポートフォリオが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、E U非加盟国の会社とその投資方針において() (c) 項ないし() (j) 項、() (a) 項、() (b) 項、() (a) 項、() (b) 項、() (d) 項、() (e) 項および() (f) 項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の() (e) 項および() (f) 項に従うものとする。
 - (5) 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中にポートフォリオが保有する株式
- (d) ポートフォリオは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- (e) 中央銀行は、最近認可されたポートフォリオに対しその認可日から6ヶ月間() (c) 項ないし() (k) 項、() (a) 項および() (b) 項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるポートフォリオはリスク分散原則を遵守するものとする。

- (f) 管理会社が支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、ポートフォリオは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- (g) 管理会社は、以下について担保を付さずに販売しない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券（UCITSによる短期金融市場証券の空売りは禁止されている。）
 - CISの受益証券、または
 - 金融派生商品
- (h) ポートフォリオは付随的に流動資産を保有することができる。
- () 金融派生商品
- (a) FDIに関するポートフォリオのグローバル・エクスポージャー（UCITS規則で規定される。）は、その純資産総額を超えてはならない。
- (b) FDIの裏付資産（譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたFDIを含む。）に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、UCITS規則で規定された投資制限を超過してはならない。（本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数はUCITS規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。）
- (c) UCITSは店頭市場（OTC）で取引されるFDIに投資することができる。ただし、OTC取引の取引相手方は、慎重な監督に服し、中央銀行が承認するカテゴリーに属する機関とする。

FDIへの投資は、中央銀行が定める条件および制限に従う。ポートフォリオは、中央銀行が承認するリスク管理プロセスに記載される派生商品のみを利用する。

管理会社は、中央銀行の承認を得て、関連あるポートフォリオの認可日から6ヶ月を上限として、同一発行体の有価証券への投資はファンドの資産の20%を超えて行わない旨の投資制限を含む上記投資制限の適用除外および前記「ポートフォリオ運用技法」に記載される投資技法の使用に関する料率制限の適用除外をポートフォリオに許可することがある。ただし、かかるポートフォリオは、別途リスク分散原則を遵守するものとする。

- () 米ドル・ポートフォリオは、デリバティブ取引を行っていない。

借入方針

ポートフォリオは、以下の場合を除き、金銭を借り入れず、融資を提供せず、または第三者のための保証人とならない。

ポートフォリオが一時的にポートフォリオの純資産の10%を超えない金額の借入れを行う場合。ただし、当該目的上、かかる借入れおよびリバース・レポ取引に関する未払総額は、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないものとする。

本書の「投資制限」セクションのほかに、各ポートフォリオに適用される本書のサプリメントに各ポートフォリオに適用される追加の投資制限が定められている。管理会社は、受託会社から書面による承認を受け、かつ、アイルランド中央銀行の要件に従うことによつてのみ、ファンドの投資対象が保有される国またはファンドの受益証券が販売される国の法令および管理会社またはその関係会社が受益者との間で締結した契約上の取決めを遵守するために、投資顧問会社またはポートフォリオのために任命された販売会社または副販売会社の助言を受けた上で、随時追加の投資制限を課すことができるが、かかる制限は、全体として関連ポートフォリオの受益者の利益を害するものではないと管理会社が判断することを条件とする。ポートフォリオに適用されるこうした投資制限の変更は、関連サプリメントに反映され、関連の受益者に通知される。

サブプリメント

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

1. ストラクチャー

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（本サブプリメント中「US\$フィーダー・ポートフォリオ」という）は、アイルランド法に基づくアンブレラ型投資信託であり、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行により認可されたゴールドマン・サックス・MMFのポートフォリオである。同ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド（本サブプリメント中「US\$マスター・ファンド」という。）に投資するフィーダー・ファンドである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー（以下「当会社」）は公開有限会社として1963年 - 1990年アイルランド共和国会社法に基づき1996年7月25日にアイルランド共和国で設立された。

当会社は、アイルランド共和国法に基づき設立された有限責任のオープン・エンド型投資会社であり、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として1996年7月31日にアイルランド中央銀行により認可されている。

当会社は、アンブレラ・ファンドの形式で設立されており、それぞれ1998年12月31日に終了した年度中には、US\$マスター・ファンドのみによって構成されていたが、二番目のサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンドが1999年2月1日に運用を開始した。

US\$マスター・ファンドの受益証券は、アイルランド証券取引所に上場されている。

管理会社の取締役は、サブプリメントに記載される情報に対して責任を負う。管理会社の取締役の知りまたは信じる限りにおいて、当該情報は、事実に基づくものであり、このような情報の意味に影響を与えるような事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払っている。）。管理会社の取締役は、これに従った責任を負う。

当初募集期間中、US\$フィーダー・ポートフォリオの受益証券の募集は1口当たり0.01米ドルの基準価格で行われる。その後、受益証券の募集は、1口当たり純資産価格で行われる。

2. 取引日

「取引日」とは、ロンドンおよび日本における銀行ならびにニューヨーク証券取引所が営業している日（ニューヨークの銀行が現地の休日のため休業している日を除く。）、ならびに管理会社が決定し受益者に事前に通知するその他の日（ただし、各暦月に一定の間隔をおいて2取引日以上あることを条件とする。）をいう。

3. 最低投資額

当初の最低投資額は10.00米ドルである。最低追加投資額は0.01米ドルである。日本の販売会社は10.00米ドルを超える最低当初投資額および最低追加投資額ならびに買戻額をその裁量で定めることができ、この場合、投資者は事前に通知を受ける。いかなる場合にも、一取引日において買戻されるファンド証券数は、発行済ファンド証券数の10%を下回って制限されることはない。

US\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額がいずれかの時点で30,000,000米ドルを下回る場合、US\$フィーダー・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独の裁量により、取引を停止することができる。このような場合、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオを解散し、その資産を受益者に分配するか否かを決定する。

4. 分配

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各営業日のダブリン時間（または管理会社が決定するその他の時間）の午後9時現在で計算され、当該営業日のUS\$フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終営業日の一営業日前までに宣言された分配金は（適用ある場合

には総販売会社または日本における販売会社による源泉徴収の後）当該月の最終営業日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、当初買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終営業日頃（翌月の第三営業日までに支払われるものとする。）に支払われる。管理会社は、事前の通知により、他の日に受益者に分配を支払うことができる。信託証書により、管理会社は、US \$ フィーダー・ポートフォリオの運用に関する受取利息を含む純利益（インカム・ゲイン）ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

6年以内に請求されなかった分配、またはUS \$ フィーダー・ポートフォリオの解散時のすべての分配は、US \$ フィーダー・ポートフォリオの資産に返還される。

上記にかかわらず、受益証券の保管を販売会社に委託している日本の受益者への分配は、日本の販売会社に対して支払われる。日本の各販売会社は、分配がある場合にはこれを追加受益証券に投資することを管理会社に指示する。このような再投資は、追加的販売と同様の方法で行われる。

信託証書の規定により、受益者に支払われる分配金またはその他の金額は、US \$ フィーダー・ポートフォリオに対し利息を生じるものではなく、すべての未請求の分配金は、請求されるまでUS \$ フィーダー・ポートフォリオのために投資されるか、またはその他の方法により利用されることがある。更に、未請求分配金または受益証券について個別勘定に支払われるその他の金額のUS \$ フィーダー・ポートフォリオによる支払いは、US \$ フィーダー・ポートフォリオがこれに関する受託者となるものではなく、最初の支払日から6年経過しても請求されなかった分配金は、US \$ フィーダー・ポートフォリオが宣言その他の行為を行うことを要することなく、自動的に失効する。

営業日の申込締切時間までに実行された買付注文に基づいて発行された受益証券は、当該営業日の翌営業日（入金日）から、当該受益証券の買戻代金が受託会社により支払われる営業日の直前の日まで分配を生じる。

US \$ フィーダー・ポートフォリオの受益証券1口当たりの日々の純運用収益および年間利回りは、通常、各日のダブリン時間午後10時30分以後に総販売会社または管理事務代行会社から入手することができる。

5. 経費および費用

投資顧問会社は、US \$ フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額を、純資産総額の年率0.85%または管理会社がUS \$ フィーダー・ポートフォリオのクラス受益証券（もしあれば）について同意するこれより少ない金額に制限することに同意している。0.85%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできない。かかる報酬は、日々発生し、毎月末に後払いされる。

受益証券が負担することとなっているUS \$ フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額は、投資顧問会社により、任意に純資産総額の年率0.85%以下の割合を上限と定められることがある（「固定率」）。投資顧問会社が固定率を設定した場合、投資顧問会社は、受益証券に帰属するUS \$ フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に係る実費について発生することがある、固定率を上回る追加の手数料、経費または費用を（直接その手数料の一部の権利を放棄することによって、もしくは受益証券の口座への払戻しにより）負担する。固定率は、投資顧問会社により任意に決定される。投資顧問会社は、随時、US \$ フィーダー・ポートフォリオに通知して、固定率の増減を選択することができる。固定率は、受益者から事前に承認を得ることなく、受益証券に帰属する純資産総額の年率0.85%を超えて引き上げることはできない。固定率は、受益証券に帰属するUS \$ フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に関連するその他のあらゆる手数料、経費および費用を対象とするが、これらには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

運用、管理、登録、名義書換代行、受益者サービス、保管、副保管および譲渡に関する手数料、
目論見書、年次報告書および半期報告書ならびに受益者宛のその他の書類の作成、翻訳、印刷、公表および配布に関して生じたその他の手数料および費用、
管轄地におけるUS \$ フィーダー・ポートフォリオまたは受益証券の規制当局における認可の取得または登録に係る経費および費用、

専門家報酬および費用、

年間監査報酬ならびにその他の報酬

しかし、以下のものは含まれない。

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資対象に関する源泉税、印紙税またはその他の税金、

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資対象に関して生じた手数料および仲介手数料、

借入金の利息、

当該借入の条件の交渉、実施または変更において生じた銀行手数料、

受益証券への投資に関連し仲介機関により請求される手数料、

管理会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、代行協会員および日本における販売会社に生じた報酬および現金立替費用、

US\$フィーダー・ポートフォリオに関する重要な訴訟等のその時々が発生することがある特別費用または臨時費用（もしあれば）

US\$フィーダー・ポートフォリオがUS\$マスター・ファンドに投資することによりUS\$フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるUS\$マスター・ファンドの投資顧問報酬は、投資顧問報酬からUS\$フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

疑義を避けるため記載すると、US\$マスター・ファンドにより請求されるファンドの運営費用は上記の固定率に含まれる。

2015年12月31日に終了した会計年度にUS\$フィーダー・ポートフォリオが支払った各報酬および費用（投資顧問報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、販売報酬および代行協会員報酬、名義書換事務代行報酬、受益者サービス代行報酬、監査報酬、管理会社報酬、弁護士報酬、その他の費用）については、後記「第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表（2）損益計算書 費用」のとおりである。

各報酬の支払い先および役務の内容は以下のとおりである。

| 報酬 | 支払い先 | 役務の内容 |
|---------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 投資顧問報酬 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社） | ファンドに関する日々の投資運用業務 |
| 管理事務代行報酬 | BNYメロン・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド（管理事務代行会社） | ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務 |
| 受託報酬 | BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド（受託会社） | ファンドの資産の保管業務等の受託業務 |
| 販売報酬 | 日本における販売会社 | 日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務 |
| 代行協会員報酬 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（代行協会員） | 目論見書の配布の手配、1口当たり純資産価格の公表、ファンドに関する文書の配布、およびこれらに付随する業務 |
| 登録・名義書換事務代行報酬 | RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド（登録・名義書換事務代行会社） | ファンド証券の登録・名義書換代行業務 |
| 管理会社報酬 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（管理会社） | ファンド資産の運用・管理、受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス代行業務 |

6. US\$フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針

US\$フィーダー・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するUS\$マスター・ファンドに実質的にその資産の全部（およびいかなる状況においても純資産額の少なくとも90%）を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。

US\$フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物（譲渡性預金証書、定期預金、OECD諸国の国債、マスター要求払い債、変動金利要求払い債または短期資金調達契約などの金融商品を含む場合がある。）に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はUS\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。

US\$フィーダー・ポートフォリオは、欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」の分類に従うものとする。

疑義を避けるために記載すると、US\$フィーダー・ポートフォリオは株式または株式関連証券に投資を行ってはならない。

7. US\$マスター・ファンドの投資方針

US\$マスター・ファンドの投資方針の概要

| 有価証券 / 金融商品 | 適格性 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------|
| アメリカ合衆国財務省証券 | 適格 |
| アメリカ合衆国政府証券 | 適格 |
| 銀行債務（銀行のコマーシャル・ペーパーを除く。） | 適格 |
| コマーシャル・ペーパー | 米国で設定されたおよび米国以外で設定された（米ドル建ての）コマーシャル・ペーパー |
| 会社およびその他の短期法人債務 | 米国および非米国（米ドル建て）法的主体 |
| 変動利付および変更可能利付債務 | 適格 |
| アメリカ合衆国以外の国の政府証債務（米ドル建て） | 適格 |
| 課税地方債 | 適格 |
| 信用度* | 購入時現在最良格付証券（以下に定義される。） |
| 投資会社 | 他の投資信託への投資は、総額で純資産の10%を上限とする。 |
| 無格付証券 | 投資顧問会社が購入時に最良格付証券に相当するとみなす証券 |
| その他 | 投資顧問会社が購入時に最良格付証券に相当するとみなす、国際機関によって発行された有価証券に投資することができる。 |

* US \$ マスター・ファンドが保証または要求払い条項の裏付のある有価証券を保有する場合、投資対象の信用度を決定する際、保証または要求払い条項の信用度に依拠することができる。

US \$ マスター・ファンドは、その投資目的（元本および流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ること）に従って、購入時において満期（例えば、最終満期日）まで397日以下の証券、証書および債務に投資するものとする。US \$ マスター・ファンドは、60日以下の加重平均満期（weighted average maturity）および120日以下の加重平均残存年限（weighted average life）を維持する。両者は、預託金およびUS \$ マスター・ファンドによって使用される効率的なポートフォリオ運用方法の影響を考慮して計算される。このようにUS \$ マスター・ファンドおよびUS \$ フィーダー・ポートフォリオは、いずれも、欧州証券・市場機構の欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインによって「短期マネー・マーケット・ファンド」として分類されている。

US \$ マスター・ファンドの受益証券は米ドル建てである。US \$ マスター・ファンドの目的は、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することである。US \$ マスター・ファンドの投資はすべて米ドル建てである。

US \$ マスター・ファンドは、購入時に、（ ）少なくとも二つの公認格付機関（RSRO）により、もしくは一つのRSROのみが格付けを行った場合には当該RSROにより最高の短期格付を得ている証券または、（ ）上記の格付けを得ている機関により発行されもしくは保証されている証券、または一定の条件の下でこうした格付けを得ている機関の支払いをUS \$ マスター・ファンドが要求できる証券を購入することができる。下記の「US \$ マスター・ファンドが投資する証券の説明」の部分で定義される最良格付証券の条件を満たすアメリカ合衆国政府証券は、最良格付証券とみなされる。短期格付のない証券（無格付証券）は、購入時に最良格付証券に匹敵する信用度を有すると投資運用会社によりみなされる場合のみ、購入することができる。

US\$マスター・ファンドの投資目的に関するあらゆる変更および投資方針に関するあらゆる重大な変更は、受益者の承認を得ることを条件とする。ただし、UCITS規則のマスター・ファンドに適用される投資制限が変更された場合、マスター・ファンドの取締役は、これにより、受益者の事前の承認を得ることなく、マスター・ファンドの投資制限を変更することができる。

US\$マスター・ファンドは、トリプルA格付、スタンダード・アンド・プアーズの(AAAm)またはムーディーズのAaa/MR1+を維持すると予想される。

8. US\$フィーダー・ポートフォリオの投資制限

US\$フィーダー・ポートフォリオは、UCITS規則の要件に加えて、以下の投資制限に従わなければならないものとする。

(1) 空売り制限

US\$フィーダー・ポートフォリオは空売りをせず、空売りポジションを保有しない。

(2) 一発行体に対する投資制限

管理会社が管理するすべてのファンドの全体において、一発行会社の発行済総株数の20%を超えて当該会社の株式に投資しない。ただし、本制限はUS\$マスター・ファンドへの投資には適用されない。

(3) 流動性のない証券への投資制限

US\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて、私募株式、抵当証券および非上場株式であって流動性に欠けるものに投資しない。

(4) 利害関係人との取引制限

(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) これらの主要株主は、本人自らまたは自己の勘定でUS\$フィーダー・ポートフォリオの資産との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行わない。

(「主要株主」とは、自己または他人名義(ノミニー名義を含む。)であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)

9. 一般的な投資家の特性

US\$フィーダー・ポートフォリオは、様々な高格付けの短期金融市場商品に投資することにより元本を確保しつつ流動性を維持し、当期利益を最大限に増やすことを求めている投資者に適している。

10. 借入れ

上記「投資制限」に定められる制限に従い、受託会社は一時的な目的のためにのみ、US\$フィーダー・ポートフォリオのために借入れを行うことができる。借入れは買戻し請求に応じるためにのみ行われる。

借入れ残高の総額がUS\$フィーダー・ポートフォリオの純資産価額の10%を超えることになる場合は、借入れを行なうことはできないものとする。

11. US\$マスター・ファンドが投資する証券の説明

US\$マスター・ファンドは、以下に定義される最良格付証券として適格である証券または格付けのない場合には、以下を含むがこれらに限定されない最良格付証券と同等の信用度を有するとUS\$マスター・ファンドの投資顧問会社がみなす広範な証券に投資することができる。

最良格付証券とは、一般に、公認格付機関(RSRO)により短期債券に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいう。

アメリカ合衆国財務省証券：「アメリカ合衆国財務省証券」は、アメリカ合衆国財務省により発行されまたは保証された証券で、その元金および利息の支払いがアメリカ合衆国政府の完全な信頼および信用により裏付けられている証券である。

アメリカ合衆国政府証券：「アメリカ合衆国政府証券」は、アメリカ合衆国政府、政府機関、官庁または下部機構により発行されまたは保証された債務である。アメリカ合衆国財務省証券とは異なり、アメリカ合衆国政府機関、官庁または下部機構により発行されまたは保証された債務は、(a) アメリカ合衆国政府の完全な信頼および信用により（政府抵当金庫の証券等）、(b) 発行者の財務省からの借入権により、(c) 機関の債務を買い取るアメリカ合衆国政府の裁量権により（連邦抵当金庫および連邦住宅貸付抵当公社の証券等）または(d) 発行者の信用のみにより裏付けられている。アメリカ合衆国政府が将来アメリカ合衆国政府機関、官庁または下部機構に財政支援を行うとの保証はない。アメリカ合衆国政府証券は、ゼロ・クーポン債を含むことがある。こうした債券は、US \$ マスター・ファンドの投資運用会社が、その利回りを魅力的だと判断する場合に購入されることがある。元金および利息についてアメリカ合衆国政府、その機関、官庁または下部機構が保証する証券には、(a) 元金および利息の支払いが、アメリカ合衆国政府、その機関、官庁または下部機構の発行した取消不能の信用状により裏付けられている証券、および(b) 上記のように保証されているアメリカ合衆国以外の政府または政府機関に対するローンへの参加権などがあるとみなされる。

アメリカ合衆国財務省により保証されまたは発行された証券の、個別に取引される元金および利息の構成部分が、証券の登録元利金個別取引プログラムに基づき個別に取引される場合、US \$ マスター・ファンドはまた、その構成部分にも投資することができる。

有価証券預り証：US \$ マスター・ファンドはまた、アメリカ合衆国政府、政府機関、官庁もしくは下部機構により発行された証券、またはアメリカ合衆国政府、政府機関、官庁もしくは下部機構により発行された一定の債券の将来の利息もしくは元金の支払いまたはこれらの両方の帰属を証明する有価証券預り証の形態で、その元金および利息についてこれらにより保証されている証券を取得することができる。

アメリカ合衆国の銀行およびアメリカ合衆国以外の国の銀行の債務：US \$ マスター・ファンドは、購入時に総資産10億米ドル超のアメリカ合衆国（米国）の銀行により発行されまたは保証されている証券に限定される「米国の銀行の債務」に投資することができる。このような債務には、米国の銀行の米国子会社により発行される債券も含まれる。

US \$ マスター・ファンドはまた、購入時に総資産10億米ドル超の「米国以外の国の銀行の債務」（購入時に総資産10億米ドル超の米国以外の国の銀行、このような米国以外の国の銀行の米国内支店（ヤンキー債務の場合）、このような米国以外の国の銀行の米国外支店、および購入時に総資産10億米ドル超の米国の銀行の米国外支店により発行されまたは保証されている米ドル建て債務に限定される）に投資することができる。このような銀行債務は親銀行の一般債務である場合、または個別の債務条件もしくは政府規則により発行支店に限定される場合がある。

US \$ マスター・ファンドは、その純資産総額の25%超を（アメリカ合衆国（米国）または米国以外の国の）銀行の債務に投資することができる。結果として、US \$ マスター・ファンドは、銀行業における、または銀行業に関連する、有利および不利な展開により特に影響を受けることがある。米国の銀行および米国以外の国の大半の銀行の業務は、総合的規制を受けており、米国の規則についてはこの10年間で大幅に変更された。新規の法律または規則の制定、および現行法の解釈・執行の変更が、米国の銀行および米国以外の国の銀行の経営方法および収益性に影響を及ぼすことがある。米国の銀行業の重要な発展には、他のタイプの金融機関との競争の激化、買収業務の増加および取引地域の拡大が含まれている。銀行は、金利の変動および不動産市場の不利な展開等の一定の経済要因に対し特に敏感に反応することがある。財政・金融政策および全般的景気循環が資金の利用可能性および資金コスト、ローン需要および資産体質に影響を及ぼすことがあり、この結果、銀行の収益・財務状況にも影響を及ぼし得る。

後記「3. 投資リスク」中の「非米国リスク」を参照のこと。

コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期法人債務：US \$ マスター・ファンドは、米ドルで支払われ、アメリカ合衆国（米国）で設立された法人、米国で設立された商業銀行、米国外で設立された法人、米国外で設立された商業銀行またはその他の主体により発行されまたは保証されている「コマーシャル・ペーパー」（アセット・バック・コマーシャル・ペーパーを含む）に投資することができる。さらに、U

S \$ マスター・ファンドは、米ドルで支払われ、米国で設立された法人、米国外で設立された法人またはその他の主体により発行されまたは保証されているその他の短期債務に投資することができる。

変動利付および変更可能利付債務：US \$ マスター・ファンドは、変更可能利付および変動利付債務を購入することができ、その価値は、概して、金利水準の変動に対し、固定利付債務の価値よりも安定している。要求払の発行者または金融仲介機関は、流動性を高める信用の取得により、当該債務の買付能力を支えることがある。これらには、貸付条件付約定および信用状といったクレジット・ラインが含まれ、これらは通常取消不能であり、両者ともアメリカ合衆国の銀行または、アメリカ合衆国内に支店もしくは子会社を有するアメリカ合衆国以外の国の銀行により発行されることがある。

アメリカ合衆国以外の国の政府債務：US \$ マスター・ファンドは、アメリカ合衆国以外の国の政府、またはそうした国に所在し、もしくはそのような国で設立された機関により発行されまたは保証されている米ドル建て債務（コマーシャル・ペーパーおよびその他の手形に限る。）で、必要な数のRSROによる、短期の最高格付範疇の短期外貨格付を維持しているものに投資することができる。

地方債：地方債は、アメリカ合衆国の州、準州および属領ならびにこれらの官庁、機関、関連当局および下部機構ならびにコロンビア特別区により、またはこれらを代理して発行される債務である。US \$ マスター・ファンドは、当該証券の利回りが他の課税投資証券に比べて魅力的である場合、州政府および地方自治体により発行されまたは保証された短期債務に投資することができる。

US \$ マスター・ファンドは、アメリカ合衆国内に支店、代理機関もしくは子会社を有するアメリカ合衆国内またはアメリカ合衆国外の銀行により発行される、通常取消不能である信用状により裏付けられる地方債を購入することができる。さらに、US \$ マスター・ファンドは、特定の州・地方政府および関連当局の債務の将来の利息、元金の支払額またはその両方の帰属を証する有価証券預り証の形態で証券を取得することができる。地方債の流動性、安定性または信用度を高めるため、US \$ マスター・ファンドは、保証された価格・日付で他の当事者に証券を売却する権利を取得することができる。かかる権利は、プット、要求払性またはスタンドバイ契約と称されることがある。

地方債券には、税裏付けノート、収益裏付けノート、ボンド裏付けノート、税・収益裏付けノートおよび建設ローン・ノートが含まれる。地方債は、一般財源債および特殊財源債を含む。一般財源債は、発行自治体の課税権限により裏付けられており、最も安全な種類の債券とみなされている。特殊財源債は、有料橋の通行料等のプロジェクトまたは施設の収益により裏付けられている。特殊財源債には、投資計画のため州または地方当局により発行され、当局の債務の利払を賄うに十分な州または地方からの年間のリース料の支払いにより保証されている、リース・レンタル特殊財源債も含まれている。産業開発債券（一般に、現行税法に基づき「民間活動債券」と称されている。）は、民間利用者の信用および保証により裏付けられている特殊タイプの特殊財源債であり、そのためより大きなリスクを伴う可能性がある。地方債は、コマーシャル・ペーパー、入札オプション債券ならびに変更可能利付および変動利付証券等の様々な形態で発行され得る。

その他の投資信託：US \$ マスター・ファンドは、US \$ マスター・ファンドが本書に基づき投資を認められているタイプの証券、証書または債務に投資するその他の投資信託（各々を「取得ファンド」という。）に投資することができる（その他の投資信託の総純資産の10%までに制限される）。ただし、取得ファンドへの投資は信用リスクが最小であるとUS \$ マスター・ファンドの投資運用会社が判断する場合に限られる。その投資目的、方針および制限がUS \$ マスター・ファンドのものと実質的に同様でありかつ実質的に同様のリスクを伴うものではない場合、US \$ マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。取得ファンドが欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」でないかぎり、US \$ マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。US \$ マスター・ファンドは、アメリカ合衆国1933年証券法（「1933年法」）に基づき登録されていないが（「制限付証券」）、1933年法に基づく規則144Aによる「適格機関買付人」に対し募集および売出しを行うことができる、上記に挙げられた範疇にあたる

証券を購入することができる。US\$マスター・ファンドの投資運用会社が、特定の制限付証券の取引市場を継続的に検討することにより、流動性があると判断した制限付証券(1933年法の第4条(2)に基づき発行されるコマーシャル・ペーパーを含む。)は、本制限の目的においては非流動性証券とはみなされない。規則144Aによる、転売可能な制限付証券の市場が、流動性を有し続けることを確実に予測することは不可能であるため、US\$マスター・ファンドの投資運用会社は、当該証券に対するファンドの投資、特に、評価、流動性および情報の利用可能性等の重要な要素を集中的に監視する。こうした投資慣行は、適格機関買付人が上記の制限付証券の購入においてその時に利害関係を有しなくなるという限りで、US\$マスター・ファンドの非流動性を引き上げる効果をもたらすと考えられる。

US\$マスター・ファンドは、株式または株式関連証券に投資しない。

12. 受益者に対する報告

US\$フィーダー・ポートフォリオの年次報告書および半期報告書は、管理会社の判断によりおよびUCITS規則の要件に従い決定されるUS\$マスター・ファンドの定期報告書のすべての重要な情報を含む。

3【投資リスク】

ファンドのリスク考察

投資しようとする者が考慮すべきリスクには、ファンドに特有のものであり、投資することができるファンドのポートフォリオに適用されるリスク、およびポートフォリオに特有のものであり、投資者が投資しようとするポートフォリオの受益証券に特有なもので、当該ポートフォリオおよびマスター・ポートフォリオに関して採用される投資目的、方針および戦略に関して発生するリスクが含まれる。マスター・ポートフォリオに関するリスクは以下に記載される。投資しようとする者は、各自、ファンドおよびポートフォリオの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察すべきである。投資の価値およびそこから得られる収入は増減する。よって、受益証券の価格は上下する可能性があり、投資家はファンドおよび/またはそのポートフォリオへの当初の投資額を取り戻せない可能性がある。

課税

投資予定者は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに留意されたい。「課税上の取扱い」の項を参照のこと。

マスター・ファンドに関するリスク考察

マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されることを確約することはできない。

マスター・ポートフォリオへの投資は、完全な投資プログラムにはならない。投資家は、マスター・ポートフォリオへの投資を他のタイプの投資で補完することを検討すべきである。

一般的なリスク

一般に、発行体は、異なる国々において異なる会計、監査および財務報告の基準に服する。各発行体の証券の取引数量、価格ボラティリティおよび流動性が様々であるのと同様に、政府の監督ならびに証券取引所、証券業者および証券会社の規則も様々である。一部の国の法律は、マスター・ポートフォリオがその国に所在するある発行体の証券に投資すること、または投資金額を本国送金することを妨げる場合がある。

また、市場が異なれば、清算および決済の仕組みも異なりうる。決済が遅れることにより、マスター・ポートフォリオの資産の一部が投資されず、マスター・ポートフォリオ資産による収益が得られない期間が一時的に生じる可能性があり、マスター・ポートフォリオが魅力的な投資機会を失う可能性もある。決済上の問題によりマスター・ポートフォリオ証券を処分することができない場合、その後当該ポートフォリオ証券の価格が下落することによりマスター・ポートフォリオに損失が生じる可能性があり、マスター・ポートフォリオが当該証券を売却する契約を締結している場合には購入者への賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、受渡し前に証券に対する支払いが求められる場合があり、これによりマスター・ポートフォリオは付随する信用リスクを負う。

接收もしくは没収的課税の可能性、配当もしくは金利の支払いに対する源泉徴収課税、マスター・ポートフォリオの資金もしくはその他の資産の移動に対する制限、政治的もしくは社会的な不安定性、または外交動向により、投資に悪影響を受ける可能性がある。証券の発行体は、当該証券の表示通貨の母国以外の国に所在地（domicile）を有する場合がある。異なる国の証券市場への投資の価値および相対的利回りならびに関連するリスクは互いに独立に変化すると予想される。

マスター・ポートフォリオは、1米ドルの安定した1口当たり純資産価格を達成するという目的を持つクラスの場合、そのマスター・ポートフォリオからの収益を分配することにより、1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するための合理的な努力をマスター・ファンドが行うように組成されている。しかしながら、マスター・ポートフォリオは、平均より優れた信用があると投資時に投資運用会社が合理的に考える有価証券に投資するものの、投資先の発行体が債務不履行となりうる、そうでなくともそれに起因する価値の損失を被るというリスクが常に存在するという事に留意すべきである。これらの場合、マスター・ファンドはマスター・ポートフォリオの1口当たり純資産価格を固定値に維持できない場合があり、その場合には元本を損失する可能性がある。マスター・ポートフォリオ

オは安定した1口当たり純資産価格の維持を達成できる表明保証はない。元本の損失は金額が大きくなる可能性や突然起きる可能性がある。

債券投資に関するリスク

債券への投資は、発行体が債務の元本および利息を支払えないリスク(信用リスク)を負うと共に、金利感応度、発行体の信用力に関する市場の見方および市場全体の流動性等の要因による価格変動のリスク(市場リスク)も負う。投資顧問会社は、ファンドのための投資判断を行う際に信用リスクと市場リスクの両方を考慮する。

仕組み債は、相対的に、価格変動が激しく、流動性が低く、より単純な証券に比べて正確な評価が難しい。一般に債券の価値は実勢金利と反比例して変化するため、債券の購入および売却の時期によりキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスが生じることがある。

政府による投資制限

政府による規制および制限により、マスター・ポートフォリオが売買できる証券の金額および種類が限られることがある。かかる制限は、市場価格、流動性および証券の権利にも影響を及ぼし、マスター・ポートフォリオの費用を増大させる可能性がある。さらに、投資収益および資本の本国送金には、しばしば特定の政府による同意の必要性等の制限が課されるものであり、明白な制約がない場合でも本国送金の仕組みがマスター・ポートフォリオの運営の一定の側面に影響を及ぼす可能性がある。

ERISA考察

マスター・ポートフォリオへの投資は、米国給付制度投資家(例えば(公的制度以外の)米国従業員給付制度、米国個人退職口座および一以上のかかる米国従業員給付制度または米国個人退職口座のもののみなされる資産を有する法主体)に対して開放されていない。ただし、マスター・ポートフォリオへの投資は、通常、(非米国従業員給付制度等の)非米国給付制度投資家に対しては開放されている。

非米国リスク

米国以外で設立された発行体の証券および米国以外の銀行の債務への投資は、米国内の発行体の証券への投資に比べて、公表され入手可能な金融その他の情報の少なさ、証券に関する規制の未熟さ、米国以外の源泉徴収税その他の税金の課税可能性、戦争、公用収用またはその他の不利な行政措置のために、大きな投資リスクを呈する可能性がある。米国以外の銀行およびその米国以外の支店は米国の銀行監督当局による規制を受けておらず、通常、米国の銀行に適用される会計、監査および財務報告基準に服さない。

マスター・ファンドのサブ・ファンド間のクロス・コンタミネーション

アイルランド法に基づき、第三者に対してマスター・ファンドは全体として責任を負ってはならず、マスター・ファンドのサブ・ファンド間に責任のクロス・コンタミネーションのおそれがあるとはならない。ただし、他の法域の裁判所においてマスター・ファンドに対して訴訟が提起された場合にマスター・ファンドのサブ・ファンドの分離性が維持されるという明確な確約はできない。

誤り、誤りの修正方針および受益者への通知

マスター・ファンドまたはマスター・ファンドを代理する管理会社の取締役は、マスター・ファンドの保管銀行と協議の上、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびマスター・ポートフォリオの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの処理における誤りについて、修正措置が必要か否か、またはマスター・ファンドもしくはその受益者に対し補償を支払うべきか否かを決定するため、検討を行う。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドまたはマスター・ファンドを代理する管理会社の単独裁量によりそれぞれの場合に、誤りの修正を承認することができ、これにより投資証券の申込みおよび買戻しの処理に影響が及ぶ可能性がある。取締役は、修正措置が講じられた場合またはマスター・ファンドもしくは受益者への補償が支払われる場合に何らかの制限となり得る誤りの解決に関して重要性に関する方針に従うことができる。さらに、適用法に基づきマスター・ファンドおよび/または管理会社の取締役により承認された方針に従い、必ずしもすべてのミスが補償すべき誤りになるとは限らない。したがって、補償すべき誤りまたはその他のミスが発生した期間に投資証券を購入したまたは買い戻した受益者は、補償すべき誤りまたはその他のミスの解決に関連して補償を受けられない可能性がある。

受益者は、誤りの修正に、かかる受益者が保有する投資証券の口数、かかる投資証券が発行された時の投資証券一口当たり純資産価格、またはかかる受益者に支払われる買戻代金に対する調整が必要でない限り、誤りの発生またはその解決について通知されない可能性がある。

「公正価値」価格の見直し

評価会社が管理会社の代理人として能力ある当事者として任命され、当該目的のためにマスター・ファンドの保管銀行により承認された。これに伴い評価会社は、一部の証券または商品につき、マスター・ファンドの管理事務代行会社が当該証券もしくは商品进行评估することができない場合に、「公正価値」価格を提供することを要求されることがある。このような場合、マスター・ファンドの管理事務代行会社が、このような価格をマスター・ファンドのための純資産総額の計算に算入する前に、このような価格の「合理性」テストまたはその他のテストを行わない可能性があることに留意されたい。このような状況においては、当該証券の推定換金価値が高ければ高いほど、管理会社または投資運用会社に支払われる報酬が高くなり、そのため利益相反が生ずる可能性があることに留意されたい。また一定の場合、評価会社が一部の証券または商品につき「公正価値」価格を提供することを要求されることがあり、このような場合に評価会社の「公正価値」価格が、当該証券または商品について次に入手可能な市場価格とは大幅に乖離する可能性があることに留意されたい。

修正

取引日において効力を有していた純資産総額が不正確であったため、個別の受益者に対して不正確な口数の受益証券が発行されているとマスター・ファンドがその単独の裁量によりいずれかの時点で判断した場合、マスター・ファンドは、当該受益者の公平な扱いのために必要であるとマスター・ファンドがその単独の裁量により判断する取決めを行うことができる。このような取決めには、状況に応じて、当該受益者の受益証券の一部を追加的対価なしに買戻し、または対価なしに当該受益者に対して新たな受益証券を発行し、このような買戻しまたは発行の後に当該受益者により保有される受益証券の口数が正確な純資産総額に基づき発行されていた場合の受益証券の口数と同じになるようにすることなどがある。また、受益証券の買戻し（いずれかの受益者により請求された受益証券の完全な買戻しの場合を含む。）の後のいずれかの時点において、当該買戻しにより当該受益者または元受益者に対して支払われた金額が大幅に不正確であるとマスター・ファンドがその単独の裁量により判断した場合（当該受益者または元受益者が当該受益証券を購入した際の純資産総額が不正確であったことが原因である場合を含む。）、マスター・ファンドは、各場合において利息を付すことなく、当該受益者または元受益者が受け取る権利を有していたとマスター・ファンドが判断する追加金額を当該受益者または元受益者に支払い、または、マスター・ファンドの単独の裁量により、当該受益者または元受益者が受領したとマスター・ファンドが判断する超過支払金額につき、当該受益者または元受益者からの支払いを求める（当該受益者または元受益者は支払う義務を負う。）。マスター・ファンドが受益者または元受益者からこのような金額の支払いを求めないことを選択した場合、またはマスター・ファンドが受益者または元受益者からこのような金額を徴収することができない場合、純資産総額は、このような金額が徴収されていた場合よりも少ない金額となる。

マスター・ファンドの他のサブ・ファンドへの投資に関連する費用および手数料

マスター・ポートフォリオの中には、マスター・ファンドの他のサブ・ファンドに投資するものもあり、そのようなマスター・ポートフォリオはしたがって当該サブ・ファンドの費用および手数料の比例按分額を負担することになる。投資家は、当該多層構造に起因する比較的高い手数料を負担する可能性がある。当該投資構造により、マスター・ポートフォリオが間接の利害を有する投資対象に関して透明性が欠如する可能性もある。

議決権

マスター・ファンドは、その裁量により、マスター・ポートフォリオが保有する投資対象（マスター・ポートフォリオが有する他のマスター・ポートフォリオの投資証券を含む。）に関して行使可能なすべての議決権その他の権利を行使しまたは当該権利の行使を確保することがある。かかる権利行使に関して、マスター・ファンドは議決権その他の権利行使に関するガイドラインを策定することもあるし、マスター・ファンドはその裁量によりかかる議決権その他の権利を行使せず、あるいは当該権利の行使を確保しないことを決定することもある。

債券全般：債券には、発行体が債務の元本および利息を支払えないリスク（信用リスク）があるほか、金利感応度、発行体の信用力に関する市場の評価および市場全体の流動性等の要因による価格変動のリスク（市場リスク）を伴う可能性もある。投資運用会社は、マスター・ポートフォリオのための投資判断を行う際に信用リスクと市場リスクの両方を考慮する。

仕組み債は、相対的に価格変動が激しく、流動性が低く、より単純な証券に比べて正確な値付けが難しい。一般に債券の価値は実勢金利と反比例して変動するため、債券の購入および売却の時期によりキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスが生じることがある。

確定利付証券への投資および金利変動リスク

確定利付証券に投資されたマスター・ファンドのサブ・ファンド（安定した投資証券一口当たり純資産価格の提供に努めるものを含む。）の投資証券の純資産価額は、金利の変動によって変化する。金利が低下する場合は確定利付証券の価値は一般に上昇すると予想でき、逆もまた同様である。特定の通貨で表示される確定利付証券への投資の運用実績も、当該通貨の発行国の金利環境に左右される。サブ・ファンドのすべての投資は関連するサブ・ファンドの基準通貨で表示される。

ゼロ・クーポン債および利息繰延型債券

マスター・ポートフォリオは、額面価格から大幅に割引して発行される債務証券であるゼロ・クーポン債および利息繰延型債券に投資することがある。当初割引額は、当該債券に発生し、満期または最初の利息発生日までの複利で計算される、発行時の当該証券の市場レートを反映する利率での利息の合計金額に近い。ゼロ・クーポン債の場合、利息の定期的な支払いは必要ないが、利息繰延型債券は、一般に、定期的な利息支払前の繰延期間を定めている。このような投資対象は、債務に対する支払いに要する当初の資金を低減することにより発行体に恩恵を与えるものであり、このような資金受領の繰延を受け入れる投資家を呼び込むために利回り率を高めているものもある。かかる投資の市場価格は、定期的な利息支払を定めた債務に比べ金利の変動による変動性が高く、マスター・ポートフォリオは現金を受取らない場合でもこのような債務上で収益を計上しうる。

受益者情報の開示

マスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役、管理会社、投資運用会社もしくは関連会社およびサービス提供者またはマスター・ファンドの代理人は適宜、マスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオによって直接もしくは間接的に所有される投資有価証券ならびに受益者の氏名および受益権のレベルを含む（がこれらに限定されない）マスター・ファンド、マスター・ポートフォリオおよび受益者に関する一定の情報を、（ ）開示当事者に対して、またはマスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオが直接もしくは間接的に投資する一定の法域の規制もしくは税務当局に対して、または（ ）マスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役もしくは投資運用会社

の相手方もしくはマスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役、管理会社もしくは投資運用会社に対するサービス提供者に対して開示するように要求される場合、またはその裁量で開示すべきか判断する場合がある。

非流動性資産

マスター・ポートフォリオは、その資産の10%までを非上場の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。そのような場合、マスター・ポートフォリオは、かかる証券を即時に売却できないことがある。制限付き非流動性証券の購入価格および爾後の評価に、流動性市場が存在する同様の証券の市場価格からの割引（大幅な割引となる可能性がある。）が反映されることがある。

預金保護と同等の投資保護の不存在

マスター・ポートフォリオへの投資は、銀行預金とは異なり、政府、政府機関または銀行預金者を保護するために利用されうる他の保証機構によって保護されない。マスター・ポートフォリオは安定した1口当たり純資産価格をもたらすよう努めるクラスを運用することができるが、それを保証することはできず、1口当たり純資産価格は銀行預金の額（関係する銀行の支払能力を仮定した場合）とは異なり変動しうる。

安定した純資産価格に関するリスク

マスター・ポートフォリオのような短期マネー・マーケット・ファンドは、安定した1口当たり純資産価格を常に維持することはできない場合がある。短期マネー・マーケット・ファンドの受益者は、投資運用者もしくは関連会社はそのマスター・ポートフォリオから不良資産を購入したり、そのマスター・ポートフォリオに資本注入したり、そのマスター・ポートフォリオと資本援助契約を締結したりその他そのマスター・ポートフォリオが安定した1口当たり純資産価格を維持するのを援助するための措置を講じることを期待すべきではない。

金利リスク

金利が上昇している期間中、マスター・ポートフォリオの利回り（およびその投資対象有価証券の時価）は一般的な市場金利よりも低くなる傾向がある。金利が下落している期間では、マスター・ポートフォリオの利回りは高くなる傾向がある。低金利の状況では、マスター・ポートフォリオには追加リスクが生じる。マスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオの利回りが低くなり、マスター・ポートフォリオが受益者に対してプラスの利回りをもたらし、マスター・ポートフォリオの資産から費用を支払い、または、一時的にしても、1口当たり純資産価格を維持するマスター・ポートフォリオの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用 / 債務不履行リスク

有価証券の発行体もしくは保証人、または買戻し条件付売買契約を締結した銀行もしくは他の金融機関は、利子の支払いおよび元本の返済に関する債務不履行に陥る可能性がある。さらに、このリスクには、地方債を保証する海外信用状、信用保証状または保険証書が債務不履行に陥るリスクが含まれる場合がある。

マスター・ポートフォリオの投資有価証券の信用度は、投資時においては信用度に関する条件を満たしていても、その後低下する場合があり、しかもこの低下は急に起こることがある。場合によっては、マスター・ポートフォリオが保有する単一の有価証券またはマスター・ポートフォリオが保有する有価証券の保証人の格下げまたは債務不履行によりマスター・ポートフォリオの流動性が損われ、純資産総額の大幅な下落を生じさせる可能性がある。

運用リスク

投資運用会社が用いる戦略は意図した結果をもたらさない場合がある。

市場リスク

マスター・ポートフォリオが投資する有価証券の価格は、個別の企業、特定の産業分野もしくは政府の見通しおよび経済状況全般によって上昇または下落する可能性がある。価格の変動は一時的または長期にわたり続く場合がある。マスター・ポートフォリオによる投資は、適宜一または複数の産業分野に重点を置く場合があり、これにより、その産業分野において好ましからざる事態が生じると、マスター・ポートフォリオに対する損失リスクが増大する。

流動性リスク

マスター・ポートフォリオは、市場の展開またはネガティブな投資家の認識によって流動性が低下する可能性のある資産に投資を行う場合がある。各マスター・ポートフォリオはポートフォリオの流動性を高水準に維持するよう努めるが、ポートフォリオの有価証券の流動性は、発行体もしくは保証人に影響を及ぼす信用問題により、または市況全般および買い手の不在により急に低下することがある。買い手がつかず、希望する時期もしくは価格で容易に投資対象が売却することができない場合、マスター・ポートフォリオはより低い価格での売却を行わざるを得ない場合もあり、またはその金融商品の全てを売却できない場合もある。一もしくは複数の投資対象を売却できない場合、マスター・ポートフォリオの安定した1口当たり純資産価格の維持に悪影響を及ぼしまたはマスター・ポートフォリオが他の投資機会を得ることの妨げになりうる。

流動性リスクには、通常とは異なる市況、通常より大量の買戻し請求または他の理由によりマスター・ポートフォリオが定められた期間内に買戻し金額を支払うことができないというリスクも含まれる。マスター・ポートフォリオが不利な時期または不利な状況で有価証券を売却せざるを得ない場合、その売却によりマスター・ポートフォリオの安定した1口当たり純資産価格維持に悪影響が生じる場合がある。

管理会社または投資運用会社のクライアント、関連会社および管理会社または投資運用会社によって運用される他のファンドを含む一定の受益者は、随時相当な割合のマスター・ポートフォリオの受益証券を所有または支配することがある。当該受益者には、例えば機関投資家、ファンド・オブ・ファンズ、一任投資顧問会社および単一的意思決定者により売買の決定がなされる他の受益者が含まれる場合がある。当該受益者がマスター・ポートフォリオの受益証券を買戻すことにより更にマスター・ポートフォリオの流動性リスクが増大し、マスター・ポートフォリオそれ自体の純資産総額に影響を及ぼす場合がある。

取引相手方リスク

マスター・ファンドはその取引相手方当事者の信用リスクにさらされるほか、決済不履行のリスクを負う可能性もある。金融商品の取引相手方は、マスター・ファンドと締結した義務または約束を履行しない可能性がある。これには、レポ/リバース・レポ契約または証券貸付契約の取引相手方が含まれる。マスター・ファンドは、その取引相手方に対する信用リスクの多くを、各取引相手方に対するエクスポージャーと同等以上の価値を有する担保を受領することにより軽減するが、ポジションが完全に担保されていない場合は取引相手方による債務不履行がマスター・ポートフォリオの価値の低下を招くことがある。

三者間担保運用サービス

マスター・ポートフォリオはレポ契約を締結することがある。かかる契約に基づき取得された担保はマスター・ファンドの保管銀行またはその代理人に移さなければならないが、この要件は、所有権の移転がなくマスター・ファンドが国際的な中央証券預託機関およびその関連機関（この種の取引の専門家として一般に認識されている機関で、良識的な監督下にあり、担保提供者と無関係の機関）の三者間担保運用サービスを利用する場合は適用されない。そのような場合、かかる担保は、三者間担保代理人により保管ネットワークの外に保管される。かかる三者間担保取引に従って担保が保有される場合、マスター・ファンドは、下記「保管リスク」に概説するように、国際的な中央証券預託機関または関連機関が支払不能（以下に定義する。）に陥った場合、同様のリスクにさらされる。

保管リスク

取引の執行/決済に関連する取引の設定の際にマスター・ファンドは、運営、費用またはその他の理由により、ブローカーまたは取引相手の不履行の場合に最も保全効果の高い利用可能な選択肢ではない可能性がある分離形式を選択することがある。マスター・ファンドの預託機関に保管され、預託機関の帳簿にマスター・ファンドに帰属するものとして特定されることを要するこれらの資産は、預託機関の資産から分離される。これは預託機関の破産の場合に返却不能のリスクを緩和するが、防ぐものではない。一方で預託機関に預けられた預託金は、法的性質において他の銀行預金と異なるものではなく、このため破産の際には増大したリスクにさらされ、マスター・ファンドは預託機関の一般債権者となる。

マスター・ファンドの預託機関は、マスター・ファンドの投資先である国の資産を保有する副保管銀行を任命することができ、預託機関の法律義務の遵守にかかわらず、当該資産はこのため、これらの副保管銀行の破産のリスクにさらされる。マスター・ファンドまたはマスター・ファンドの預託機関が、マスター・ファンドの資産の全部もしくは一部を副保管銀行に委託し、副保管銀行が保有する混蔵勘定で保有される場合、資産が副保管銀行の運営モデル、決済効率、預託銀行および/またはマスター・ファンドの費用特性、口座開設の複雑性、指示の流れ、調整特性を含みマスター・ファンドの資産として特定されなければならないとする要件に加えて、多くの配慮がなされなければならない、現地の法律、規則および市場慣行に従わなければならない。

課税状況の不確実性

投資しようとする者は、租税法規は絶えず変更されていること、およびそうした変更には遡及的効力がある場合があることに留意されたい。また、税務当局による租税法規の解釈および適用は、明確でなく、一貫性がなくまたは透明性がない場合がある。その結果、マスター・ポートフォリオの受益証券の申込み、買戻しもしくは転換時のマスター・ポートフォリオの純資産総額は、過去の実現または未実現利益に対する租税債務（遡及的効力のある租税債務を含む。）を含むマスター・ポートフォリオの租税債務を正確には反映していない場合がある。更に、受益証券の申込み、買戻しまたは転換時のポートフォリオの純資産総額は、最終的に支払われない場合のある潜在的租税債務を反映する場合がある。会計基準もまた変更される可能性があり、以前には計上することを要求されていなかった潜在的租税債務をマスター・ポートフォリオが計上する義務が生じる、またはマスター・ポートフォリオが最終的に当該課税義務を課されるとは予期しない状況においてマスター・ポートフォリオがそれを計上する義務が生じることがある。

マスター・ポートフォリオが事後的に租税債務を計上する場合、以前には計上されていなかった租税債務に関する金額を支払う義務がある場合、およびその評価に反映されていなかった租税債務がマスター・ポートフォリオの投資（過去の実現投資を含む。）によって生じた場合、当該計上または支払額は、通常、当該課税に関連する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、当該計上または支払時に適用されるマスター・ポートフォリオの受益者に割り当てられる。更に、潜在的租税債務の計上額が当該課税義務を超える、または超える予定であるとマスター・ポートフォリオが決定する場合、当該決定から生じる利益は、通常、当該課税に関する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、その決定時に適用されるマスター・ポートフォリオの受益者に割り当てられる。それ以前に当該マスター・ポートフォリオの受益証券を買い戻した受益者は追加の支払いを受けず、当該利益も割り当てられない。上記の決定または支払いについて、受益者に対する通知はない。

租税債務が発生しない期間にマスター・ポートフォリオに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していた場合より、高い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオに投資することになる。同様に、租税債務が発生する期間にマスター・ポートフォリオに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していなかった場合より、低い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオに投資することになる。他方、潜在的租税債務が発生していない期間にマスター・ポートフォリオの受益証券を買い戻す受益者は、適用される買戻しの時期に当該債務が発生していた場合より高い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオから買戻すことになる。同様に、潜在

的租税債務が発生する期間にマスター・ポートフォリオの受益証券を買戻す受益者は、適用される買戻しの時期に当該債務が発生していなかった場合より低い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオから買戻すことになる。

税務上のリスク；受益者に関する情報の開示

2014年6月30日以降に行われた各マスター・ポートフォリオに対する米国内を源泉とする配当金、利息および当初発行割引による収益を含む、固定または確定可能な年次もしくは定期の利益、収益およびインカムに関する一定の支払いならびに2016年12月31日以降に行われた米国源泉の利息または配当金を生じる可能性のある財産の売却またはその他の処分による総手取金に起因する一定の支払いには、適用されるマスター・ポートフォリオが各種報告要件を遵守しない限り、30%の源泉徴収税が課される。特に、とりわけ、適用されるマスター・ポートフォリオが米国内国歳入庁に登録され、その各受益者から特定の情報を取得し、かかる情報の一部をアイルランド内国歳入庁または米国内国歳入庁に対し開示する場合にはこれらの報告要件が満たされる。要求された情報の提供を怠った受益者は、2016年12月31日以降に適用されるマスター・ポートフォリオが行う買戻しまたは分配の支払いの全部または一部につき、かかる源泉徴収税を課される可能性がある。各マスター・ポートフォリオがこの源泉徴収税の課税対象にならないという確約はできない。

銀行持ち株会社としての規制

ゴールドマン・サックスは、1956年米国銀行持株会社法(改正済)(以下「BHC A」という。)に基づく、銀行持株会社(以下「BHC」という。)であり、これにより、連邦準備制度理事会の監督および規制に従う。さらに、ゴールドマン・サックスは、一定の基準を満たしているBHCが取得することのできる資格であるBHC Aに基づく金融持株会社(以下「FHC」という。)として取扱われる。FHCは、FHCではないBHCに比べ、より広範囲に及び業務を行うことができる。しかしながら、FHCおよびその関連会社の業務は、引き続き、BHC Aおよびその関連する規則により課せられた一定の規制に従うこととなっている。

ゴールドマン・サックスは現在、BHC Aにおける意味の範囲内でマスター・ファンドを「管理」するものとみなされているため、BHC Aおよびその関連規則により課せられたかかる規制はマスター・ファンドに適用されることが予想される。よって、BHC Aおよびその他の適用可能な銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに該当する規制機関(連邦準備制度理事会を含むがこれに限定されない。)がこれらを解釈し管理することにより、一方の当事者を管理会社、投資運用会社、マスター・ファンドの取締役会、ゴールドマン・サックスおよびこれらの関連会社とし、また、他方の当事者をマスター・ファンドとする取引および関係が制限される可能性があり、また、マスター・ファンドによる投資および取引ならびにファンドの業務が制限される可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドに適用され得るBHC A規制は、とりわけ、投資を行うマスター・ファンドの能力または投資の規模を制限する可能性があり、マスター・ファンドの投資対象の一部またはすべてに関し最長保有期間を設定する可能性があり、マスター・ファンドが投資する会社の経営および運営に参加する投資運用会社の能力を制限する可能性があり、また、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドに投資する能力を将来制限する。さらに、特定のBHC A規制により、関連会社によって所有、保有または管理されているポジションの合算が必要になる可能性がある。従って、場合によっては、顧客の勘定および自己勘定で、ゴールドマン・サックスおよびその関連会社(管理会社および投資運用会社を含む。)によって保有されているポジションは、マスター・ファンドによって保有されているポジションと合算されなくてはならなくなる可能性もある。BHC A規制が保有され得るポジションの金額に上限を設ける場合、ゴールドマン・サックスは、自己勘定または他の顧客の勘定で、投資を行うために利用可能な能力を用いる可能性があり、これにより、ファンドは特定の投資対象を制限および/または清算することを要求される可能性がある。以下「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」についても参照されたい。

このような規制による将来への影響は不確定である。このような規制は、マスター・ポートフォリオの投資プログラムに含まれる特定の戦略を実行する管理会社または投資運用会社の能力に影響を及ぼすことがあり、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、将来、FHCとしての資格を失う可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオはさらなる制限を受ける可能性がある。さらに、ドッド・フランク法および新たな法案を施行する監視監督機関により発布される新たな規則がゴールドマン・サックスもしくはマスター・ファンドに与える影響に関する保証はなく、また、かかる法の影響がマスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

ゴールドマン・サックスは、将来、自身の単独の裁量により、受益者に通知することなく投資顧問会社の組織再編を行うことができ、またはゴールドマン・サックス、管理会社、マスター・ポートフォリオまたは投資運用会社およびその関連会社によって管理されているその他のファンドおよび口座に対する銀行の規制上の制限による影響または適用可能性を軽減または排除するために、管理会社、マスター・ファンドまたは投資運用会社の組織再編を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、投資運用会社を他の組織に代替させるか、または自身の単独裁量により決定するその他の方法によりこれを達成するよう努める。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

* 上記リスクに対する管理体制は今後変更されることがある。

参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

ポートフォリオのサブリメント「5.経費および費用」に記載されるとおりである。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

ポートフォリオは、ポートフォリオに発生した訴訟関連費用、またはファンドに発生した訴訟関連費用のうち、ポートフォリオの割合に比例した分について責任を負う。信託証書の規定に従い、管理会社はファンドのために、一定の場合、ファンドによる、またはファンドのための訴訟に関して生じた支出および費用等を受託会社に補償する。管理会社は、ファンドもしくは当該ポートフォリオによる、またはファンドもしくは当該ポートフォリオのための訴訟に関して管理会社に生じた支出および費用を、ファンドもしくは当該ポートフォリオから回収する権限を有する。

ポートフォリオは、管理会社が負担する諸経費以外のすべての諸費用、またはファンドのすべての諸費用のうち、場合に応じて、いずれかの特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちそのポートフォリオの純資産総額の割合に比例した費用を支払う。ポートフォリオが支払う費用（またはその割合に比例した費用）には以下のものが含まれる。

(イ) 監査人および会計士の報酬

(ロ) 弁護士報酬

(ハ) 当該ポートフォリオ証券の販売代理人もしくは現地代理人（当該報酬および費用は通常の取引料率による。）または販売人に支払われる報酬および費用

(ニ) 関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ホ) 当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する通知書の作成、翻訳および配付のための費用

(ヘ) 他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(ト) 保管および譲渡のための費用

(チ) 受益者集会の費用

(リ) 保険料

(ヌ) 当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ル) 当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ファンドに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届出するための費用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配付費用

(ワ) 当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

(ワ) 関連する地域における地方紙による通知の公告費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。

ポートフォリオは、当初募集の準備に際して生じた設定費用を支払うものとし、こうした費用は5年間または管理会社が定めるその他の期間にわたり償却される。さらに、当初設定されたポートフォリオより後に設定されるすべてのポートフォリオに対し、管理会社が決定する、当初設定費用の一部を割り当てることができる。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2016年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

2016年6月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) アイルランド

管理会社は、受託会社が課税目的上アイルランドの居住者であることを前提として、ファンドおよび受益者の課税上の地位が以下に記されるとおりであるとの助言を得ている。

以下は、受益証券の購入、保有および処分に対する特定のアイルランドの税務上の影響についての概要である。本概要は、該当する可能性のあるアイルランドのすべての税務上の影響に関する包括的説明を意図するものではない。本概要は、受益証券の絶対的受益者である者のポジションのみに関するものであり、他の特定のクラスの者には適用されない可能性がある。

本概要は、本文書の日付において効力のあるアイルランド税法およびアイルランド歳入委員会（Irish Revenue Commissioners）の慣例に基づくものである（また、将来のまたは遡及的変更の影響を受ける。）。受益証券への投資を予定している者は、受益証券の購入、保有および処分に対するアイルランドまたはその他の税務上の影響について自身のアドバイザーに相談すべきである。

ファンドへの課税

ファンドは、自らがアイルランドの課税居住者となり、その他の法域の課税居住者とならないように、その業務を行うことを意図している。ファンドがアイルランドの課税居住者であるとの前提に基づき、ファンドはアイルランドの税務上、投資信託としての資格を有しており、従って、その収益または利益に対してアイルランドの租税は免除される。

後述の通り、受益証券がアイルランドの非居住者である受益者により保有される場合（およびその他ある一定の状況における場合）、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に対してアイルランドの所得税に関する報告を行う義務を負う。なお、「居住者」および「通常居住者」の用語の説明は、本項の末尾に記載する。

非アイルランド受益者への課税

受益者が、アイルランドの税務上アイルランドに居住（または通常居住）していない場合、ファンドは、受益者の非居住状態を確認する当初買付契約書に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しない。アイルランドの居住者（または通常居住者）ではない投資者のために受益証券を保有する仲介者が当該申告書を提出することができるが、当該仲介者の知る限り当該投資者がアイルランドの居住者（または通常居住者）ではないということを条件とする。「仲介者」の用語の説明は本項の末尾に記載する。

ファンドがかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記を参照のこと。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収する。受益者の申告が誤りであると合理的に示唆する情報を有している場合であっても、ファンドは、アイルランドの租税を徴収する。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しない。ただし、受益者が会社であり、アイルランドの支店を通じて受益証券を保有している場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではない。受益者がアイルランドの課税居住者になった場合、ファンドはそのことを通知されなければならない。

原則として、アイルランドの課税居住者でない受益者は、自己の受益証券に関して他のアイルランドの納税義務を有しない。しかし、受益者が自己の受益証券をアイルランドの支店または代理人を通じて保有している会社である場合、受益者は、当該受益証券に関して生じた収益および利益に関してアイルランド法人税を（自己査定に基づき）納税する義務を負う場合がある。

免税アイルランド受益者への課税

アイルランドの税務上、受益者がアイルランドの居住者（または通常居住者）であり、アイルランドの租税統合法（以下「租税統合法」という。）第739条D(6)に記載される分類に含まれる場合、ファンドは、受益者の免税状態を確認する当初買付契約書に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しない。

租税統合法第739条D(6)に記載される分類は、以下の通り要約される。

- 1．（租税統合法第774条、784条、785条に定める）年金基金
- 2．（租税統合法第706条に定める）生命保険事業を営む会社
- 3．（租税統合法第739条Bに定める）投資信託
- 4．（租税統合法第739条Jに定める）投資リミテッド・パートナーシップ
- 5．（租税統合法第737条に定める）特別投資信託
- 6．（租税統合法第731条(5)(a)の適用を受ける）無認可のユニット・トラスト
- 7．（租税統合法第739条D(6)(f)(i)に定める）慈善事業
- 8．（租税統合法第734条(1)に定める）適格管理会社
- 9．（租税統合法第734条(1)に定める）特定会社
- 10．（租税統合法第739条D(6)(h)に定める）適格ファンドおよび貯蓄マネジャー
- 11．（租税統合法第739条D(6)(i)に定める）個人退職貯蓄口座（P R S A）の管理事務会社
- 12．（1997年信用組合法第2条に定める）アイルランドの信用組合
- 13．国家資産管理庁
- 14．国家年金積立金委員会または同委員会の投資ピークル
- 15．（租税統合法第110条に定める）適格会社
- 16．ファンドにアイルランドの租税の徴収または報告を義務づけることなく、ファンドの受益証券を保有することを（統合租税法に基づき、またはアイルランド内国歳入庁の特別優遇措置により）許可されているアイルランドの居住者

免税資格を申請するアイルランド居住受益者は、受益証券に関連してアイルランドの租税額を自己査定に基づき報告する義務を負う。

ファンドが、受益者についてかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記を参照のこと。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収する。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しない。ただし、受益者がアイルランドの法人税の対象となる会社である場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではない。

その他のアイルランド受益者に対する課税

受益者がアイルランドの税務上、アイルランドの居住者（または通常居住者）であり、「免税」受益者（上記を参照のこと。）でない場合、ファンドは、分配、買戻し、譲渡および下記に記載の「8年目事由」に対するアイルランドの租税を徴収する。

ファンドによる分配

ファンドが非免税アイルランド居住受益者に対して分配金を支払う場合、ファンドは、分配金からアイルランドの税金を徴収する。アイルランドの徴収される租税は以下の通りである。

- 1．25%の適用を適切に申告している法人である受益者に対して分配金が支払われる場合、分配金の25%
- 2．その他の場合、分配金の41%

ファンドは、かかる税金をアイルランド内国歳入庁に支払う。

原則として、受益者は分配金に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはない。ただし、受益者が、分配金が取引の受取金である会社である場合、分配金総額は自己査定の上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができる。

受益証券の買戻しおよび譲渡

ファンドが非免税アイルランド居住受益者の保有する受益証券を買い戻す場合、ファンドは受益者に支払う買戻代金からアイルランドの租税を徴収する。

同様に、当該アイルランド居住受益者が受益証券に対する権利を（販売またはその他の方法により）譲渡した場合、ファンドはかかる譲渡に関してアイルランドの租税を報告する。徴収される、または報告を行うアイルランドの租税は、買い戻された、または譲渡された受益証券につき受益者に生じる利益（もしあれば）に従って計算され、以下に相当する。

- 1．受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる利益の25%

2. その他の場合、かかる利益の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払う。受益証券の譲渡の場合、かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができる。これにより新たなアイルランドの租税が課される場合がある。

原則として、受益者は受益証券の買戻しまたは譲渡に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはない。ただし、受益者が、買戻しまたは譲渡の支払が取引の受取金である会社である場合、受益証券取得にかかる費用を差し引いた総支払額（徴収されたアイルランドの租税を含む。）は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができる。また、受益証券がユーロ建てでない場合、受益者は（自己査定に基づき）、受益証券の譲渡により生じる為替収益についてアイルランドのキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負うことがある。

「8年目」事由

非免税アイルランド居住受益者が、取得から8年以内に受益証券を処分しない場合、受益者はアイルランドの税務上、受益証券の取得から8年目の時点（およびその後8年毎に）で受益証券を処分したものとみなされる。かかるみなし処分において、ファンドは、かかる8年の期間中に生じた受益証券の価格の上昇（もしあれば）について報告する。かかる報告されるアイルランドの税金は以下に相当する。

1. 受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる価格の上昇の25%

2. その他の場合、かかる価格の上昇の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払う。かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができる。

ただし、非免税アイルランド居住者の保有する当該ポートフォリオの受益証券が（価格ベースで）10%を下回る場合、ファンドは、かかるみなし処分によるアイルランドの租税を報告しないことを選択することができる。この場合、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に、かかる10%の要件が満たされているかにつき毎年確認し、アイルランド内国歳入庁に非免税アイルランド居住受益者の詳細（その受益証券の価格およびアイルランドの税務参照番号を含む。）を提出し、ファンドがかかる免除の申請を選択したことを非免税アイルランド居住受益者に通知しなければならない。

ファンドにより免除が申請される場合、非免税アイルランド居住受益者は自己査定に基づき、8年後（およびその後8年毎に）ファンドが支払うべきアイルランドの租税をアイルランド内国歳入庁に支払わなければならない。

8年の期間中に上昇した受益証券の価値に関して支払われるアイルランドの租税は、かかる受益証券に関連して別途将来支払われるアイルランドの租税に関して比例的に相殺され、超過額については受益証券の最終処分の際に還付を受けることができる。

受益証券の交換

受益者が、ポートフォリオの他の受益証券またはファンドの他のファンドの受益証券を独立当事者間における取引条件により交換する場合であって、受益者に対する支払が伴わない場合、ファンドはかかる交換に関してアイルランドの租税を徴収しない。

印紙税

受益証券の発行、譲渡または買戻しに対するアイルランドの印紙税（またはその他のアイルランドの譲渡税）の適用はない。受益者がファンドから資産の分配金を正貨で受け取る場合、アイルランドの印紙税が賦課されることがある。

贈与税および相続税

アイルランドの資産取得税（税率30%）は、アイルランドに所在する資産に対して、あるいは、贈与または相続を行った者がアイルランドの居住者または通常居住者である、もしくは贈与または相続を受け取る者がアイルランドの居住者または通常居住者である場合、適用される。

受益証券がアイルランド籍のファンドにより発行されている場合、かかる受益証券は、アイルランドに所在する資産として取扱われる。ただし、受益証券の贈与または相続は下記の場合、アイルランドの贈与税および相続税が免除される。

- () 受益証券がかかる贈与日または相続日、および「評価日」(アイルランドの資産取得税の目的上定義される。)において、贈与または相続財産に含まれている場合
- () 処分日において、かかる贈与を行いまは相続が行われた受益者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合
- () 贈与日、または相続日において、受贈者または相続者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合

貯蓄課税通達に基づく情報の報告

アイルランドは、利息支払の形式による貯蓄所得に対する課税に関するEU通達(通達2003/48/EC)をアイルランドにおいて国内法化した。一定の状況において、ファンド(またはアイルランドの支払代行会社)は、EU(アイルランドを除く)または一定のその他の領域に居住する個人である受益者に関連して、アイルランド内国歳入庁に情報を報告する義務を負う場合がある。報告義務はまた、法人、法人税制が課される者またはUCITSではない、これらの法域で設立された受益者に関しても発生する場合がある。アイルランド内国歳入庁に報告された情報は、当該受益者の居住(または設立)法域の当局に連絡される。ただし、(概して、)ファンドまたは関連するポートフォリオが、債権またはその他の特定資産に総資産の15%未満を(直接または間接的に)投資した場合、アイルランドにおいては報告義務は発生しない。

用語の意味

法人における「居住者」の意味

アイルランド内に管理および監督の中核組織を有する法人は、当社がどこで設立されたかに関係なく、アイルランドの課税居住者である。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有さないが、アイルランド内で設立された法人は、以下の場合を除き、アイルランドの課税居住者である。

- (a) かかる法人(または関連会社)が、アイルランド内で取引を行っており、かつ、かかる法人が、EU加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結している国の居住者に最終的に支配されているか、あるいは、かかる法人(または関連会社)が、EUまたは租税条約国の公認の証券取引所に上場している法人である場合
- (b) かかる法人が、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づき、アイルランドの居住者ではないとみなされる場合

個人における「居住者」の意味

個人は、以下の場合、一暦年度について、アイルランドの課税居住者とみなされる。

- (a) 当該暦年度にアイルランドに183日以上滞在した場合
- (b) 当該暦年度にアイルランドに滞在した日数とその前年度にアイルランドに滞在した日数の合計が280日に達する場合。個人が、一暦年度に、アイルランドに30日以下しか滞在しなかった場合、かかる2年基準の適用上計算に入れない。

個人が自ら当該日のいずれかの時間に滞在している場合、かかる個人は当該日にアイルランドに滞在しているとみなされる。

個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語(「居住者」とは異なる。)は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味する。

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となる。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2014年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居

住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2017年の課税年度終了時までには通常居住者のままである。

「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいう。

- (a) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払を受領する等の取引を遂行し、または、
- (b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

外国口座税務コンプライアンス法

通常外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)と呼ばれる米国の源泉徴収規定に従い、ファンドおよび各ポートフォリオが様々な報告要件を遵守する場合を除いて、外国金融機関その他の外国組織に対して行われる2014年6月30日以降の米国源泉の一定または確定可能な年次または定期的な所得に関する特定の支払、2016年12月31日以降の米国源泉の利息または配当を発生させる可能性のある財産の売却その他の処分からの手取金総額に帰属する特定の支払、および2016年12月31日以降の外国金融機関による特定の支払(またはその一部)には、30%の源泉徴収税が賦課される。米国はアイルランド政府との間でアイルランド金融機関によるFATCAの実施に関する政府間協定(以下「アイルランドIGA」という。)を締結した。FATCAおよびアイルランドIGAに基づき、各ポートフォリオは、この目的において「外国金融機関」として扱われる。外国金融機関としておよびFATCAを遵守するため、ポートフォリオは、数ある要件の中でもとりわけ()「特定米国人」(すなわち、免税事業体および他の特定の者以外の課税対象となる米国人)である受益者または特定の場における特定米国人に保有されている受益者(以下「米国人所有外国事業体」という。)を判断するためにそのすべての受益者に関する情報を取得および検証する必要、ならびに()アイルランド政府または米国内国歳入庁に対し、FATCAを遵守していないその受益者、特定米国人および米国人所有外国事業体に関する情報を毎年報告する必要がある。すべてのポートフォリオについて30%の源泉徴収税が免除されるという保証はない。

各受益者は、ポートフォリオに投資することにより、条約の規定、政府間協定の規定またはその他の直接もしくは間接的なポートフォリオによる規定に従って当該受益者が税務上の居住地としている法域の税務当局に対して当該受益者に関する情報が提供されることがあることを認識すべきである。

米国財務省通牒第230号に従い、ファンドは、潜在的受益者に対し、(A)上記の概要は、納税者が自らに賦課される米国連邦税法に基づく追徴金を回避する目的のために当該納税者により利用されることが企図されているわけでも、そのために記載されたわけでもないこと、および当該納税者はそのためにこれを利用することはできないこと、(B)上記の概要は、ファンドおよび受益証券の販売代理店による販売促進またはマーケティングに関連して記載されたこと、ならびに(C)各納税者は、独立した税務アドバイザーから自らの状況に基づいた助言を受けるべきであることをここに告知する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの英文目論見書において、マスター・ファンドがアイルランドの税務上の居住者となり、他のいずれかの法域の税務上の居住者とならないよう、業務を行なう意向であることを記載している。マスター・ファンドは、このように業務を行なうことを条件として、アイルランドの課税目的上、「投資信託」としての資格を有するものとし、その結果、その収益および利益に関しアイルランドの税金を免除されるものとする。

上記を前提として、マスター・ファンドは、自身の受益証券が非免税アイルランド居住受益者によって保有されている場合(およびその他の、特定の場)、アイルランド歳入委員会に対しアイルランドの所得税を申告する義務がある。ただし、ファンドは、アイルランドの課税目的上、アイルランドの居住者であり、かつTCAの第739条Bの意味の範囲内において投資信託であるため、ファンドは、マスター・ファンドの免税アイルランド居住受益者としての資格を得るものとし、よって、マスター・ファンドは、ファンドが免税対象者であることを確認する申告書を

受け取った場合、ファンドが保有するマスター・ファンドの受益証券に関し、アイルランドの税金を差し引かないことが予想される。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年4月末日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(米ドル) | 投資比率(%) |
|----------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------|---------|
| 外国投資法人 (ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド) | アイルランド | 308,183,584 | 100.10 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | | - 311,063 | - 0.10 |
| 合計(純資産総額) | | 307,872,520 (33,789百万円) | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年4月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国名 | 種類 | 数量 (口数) | 取得原価(ドル) | | 時価(ドル) | | 投資比率 (%) |
|----|---------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|----------|-------------|--------|-------------|-------------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| 1 | ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$リキップド・リザーブズ・ファンド | アイルランド | 外国投資法人 | 308,183,584 | 1.00 | 308,183,584 | 1.00 | 308,183,584 | 100.10 |

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

各会計年度末および2016年4月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次の通りである。

| | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 | |
|--------------------------|---------|--------|-------------|--------|
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 |
| 第8会計年度末 (2006年12月末日) | 601,700 | 66,037 | 0.01 | 1.0975 |
| 第9会計年度末 (2007年12月末日) | 706,211 | 77,507 | 0.01 | 1.0975 |
| 第10会計年度末 (2008年12月末日) | 813,496 | 89,281 | 0.01 | 1.0975 |
| 第11会計年度末 (2009年12月末日) | 704,957 | 77,369 | 0.01 | 1.0975 |
| 第12会計年度末 (2010年12月末日) | 708,218 | 77,727 | 0.01 | 1.0975 |
| 第13会計年度末 (2011年12月末日) | 700,068 | 76,832 | 0.01 | 1.0975 |
| 第14会計年度末 (2012年12月末日) | 729,318 | 80,043 | 0.01 | 1.0975 |
| 第15会計年度末 (2013年12月末日) | 650,960 | 71,443 | 0.01 | 1.0975 |
| 第16会計年度末 (2014年12月末日) | 543,857 | 59,688 | 0.01 | 1.0975 |
| 第17会計年度末 (2015年12月末日) | 322,140 | 35,355 | 0.01 | 1.0975 |
| 2015年5月末日 | 518,311 | 56,885 | 0.01 | 1.0975 |
| 6月末日 | 534,021 | 58,609 | 0.01 | 1.0975 |
| 7月末日 | 529,740 | 58,139 | 0.01 | 1.0975 |
| 8月末日 | 507,959 | 55,749 | 0.01 | 1.0975 |
| 9月末日 | 493,100 | 54,118 | 0.01 | 1.0975 |
| 10月末日 | 491,359 | 53,927 | 0.01 | 1.0975 |
| 11月末日 | 409,650 | 44,959 | 0.01 | 1.0975 |
| 12月末日 | 322,140 | 35,355 | 0.01 | 1.0975 |
| 2016年1月末日 | 307,638 | 33,763 | 0.01 | 1.0975 |
| 2月末日 | 310,101 | 34,034 | 0.01 | 1.0975 |
| 3月末日 | 301,009 | 33,036 | 0.01 | 1.0975 |
| 4月末日 | 307,873 | 33,789 | 0.01 | 1.0975 |

【分配の推移】

| 会計年度 | 分配金(注) |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 第8会計年度 (2006年1月1日 - 2006年12月31日) | 1口当たり0.000431米ドル(0.047302円) |
| 第9会計年度 (2007年1月1日 - 2007年12月31日) | 1口当たり0.000455米ドル(0.049936円) |
| 第10会計年度 (2008年1月1日 - 2008年12月31日) | 1口当たり0.000201米ドル(0.022060円) |
| 第11会計年度 (2009年1月1日 - 2009年12月31日) | 1口当たり0.000013米ドル(0.001427円) |
| 第12会計年度 (2010年1月1日 - 2010年12月31日) | 1口当たり0.000001米ドル(0.000110円) |
| 第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日) | 1口当たり0.000001米ドル(0.000110円) |
| 第14会計年度 (2012年1月1日 - 2012年12月31日) | 1口当たり0.000001米ドル(0.000110円) |
| 第15会計年度 (2013年1月1日 - 2013年12月31日) | 1口当たり0.000001米ドル(0.000110円) |
| 第16会計年度 (2014年1月1日 - 2014年12月31日) | 1口当たり0.000001米ドル(0.000110円) |
| 第17会計年度 (2015年1月1日 - 2015年12月31日) | 1口当たり0.000001米ドル(0.000110円) |

(注) 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額である。

【収益率の推移】

| | 収益率（注） |
|--------------------------------------|--------|
| 第8会計年度 （2006年1月1日 - 2006年12月31日） | 4.31% |
| 第9会計年度 （2007年1月1日 - 2007年12月31日） | 4.55% |
| 第10会計年度 （2008年1月1日 - 2008年12月31日） | 2.01% |
| 第11会計年度 （2009年1月1日 - 2009年12月31日） | 0.13% |
| 第12会計年度 （2010年1月1日 - 2010年12月31日） | 0.01% |
| 第13会計年度 （2011年1月1日 - 2011年12月31日） | 0.01% |
| 第14会計年度 （2012年1月1日 - 2012年12月31日） | 0.01% |
| 第15会計年度 （2013年1月1日 - 2013年12月31日） | 0.01% |
| 第16会計年度 （2014年1月1日 - 2014年12月31日） | 0.01% |
| 第17会計年度 （2015年1月1日 - 2015年12月31日） | 0.01% |

（注）ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の期間末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

| | 販売口数 | 買戻し口数 | 発行済口数 |
|-----------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 第8会計年度 (2006年1月1日 - 2006年12月31日) | 39,006,661,068 (39,006,661,068) | 52,096,237,583 (52,096,237,583) | 60,169,987,098 (60,169,987,098) |
| 第9会計年度 (2007年1月1日 - 2007年12月31日) | 67,848,070,806 (67,848,070,806) | 57,396,917,364 (57,396,917,364) | 70,621,140,540 (70,621,140,540) |
| 第10会計年度 (2008年1月1日 - 2008年12月31日) | 61,855,048,876 (61,855,048,876) | 51,126,602,110 (51,126,602,110) | 81,349,587,306 (81,349,587,306) |
| 第11会計年度 (2009年1月1日 - 2009年12月31日) | 19,966,657,973 (19,966,657,973) | 30,820,538,604 (30,820,538,604) | 70,495,706,675 (70,495,706,675) |
| 第12会計年度 (2010年1月1日 - 2010年12月31日) | 19,776,791,008 (19,776,791,008) | 19,450,670,090 (19,450,670,090) | 70,821,827,593 (70,821,827,593) |
| 第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日) | 23,010,473,517 (23,010,473,517) | 23,825,547,784 (23,825,547,784) | 70,006,753,326 (70,006,753,326) |
| 第14会計年度 (2012年1月1日 - 2012年12月31日) | 19,544,365,998 (19,544,365,998) | 16,619,330,187 (16,619,330,187) | 72,931,789,137 (72,931,789,137) |
| 第15会計年度 (2013年1月1日 - 2013年12月31日) | 29,616,936,214 (29,616,936,214) | 37,452,682,018 (37,452,682,018) | 65,096,043,333 (65,096,043,333) |
| 第16会計年度 (2014年1月1日 - 2014年12月31日) | 25,327,731,586 (25,327,731,586) | 36,038,052,718 (36,038,052,718) | 54,385,722,201 (54,385,722,201) |
| 第17会計年度 (2015年1月1日 - 2015年12月31日) | 32,689,395,308 (32,689,395,308) | 54,861,104,388 (54,861,104,388) | 32,214,013,121 (32,214,013,121) |

(注) ()内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄（2016年4月末日現在）

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 銘柄名 | ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド |
| 国名 | アイルランド |
| 種類 | 外国投資法人 |
| 投資比率(%) | 100.10 |

実質的な上位10銘柄（2016年4月末日現在）

| 順位 | 銘柄 | 種類 | 利率(%) | 償還日 | 投資比率(%) |
|----|----------------------------------------------|---------|-------|------------|---------|
| 1 | ING BANK NV RP 05/03/2016 | 買戻条件付取引 | 4.50 | 2016年5月3日 | 4.59 |
| 2 | SOCIETE GENERALE P RP 05/02/2016 | 買戻条件付取引 | 4.10 | 2016年5月2日 | 4.24 |
| 3 | AUSTRALIA AND NEW TD 05/02/2016 | 定期預金 | 3.60 | 2016年5月2日 | 3.53 |
| 4 | SWEDBANK AB TD 05/02/2016 | 定期預金 | 3.60 | 2016年5月2日 | 3.18 |
| 5 | DNB BANK ASA TD 05/02/2016 | 定期預金 | 3.60 | 2016年5月2日 | 3.18 |
| 6 | CREDIT AGRICOLE CO TD 05/02/2016 | 定期預金 | 3.10 | 2016年5月2日 | 2.01 |
| 7 | ROYAL BANK OF CANADA/NEW YORK FRN 06/06/2016 | 社債 | 6.17 | 2016年6月6日 | 1.77 |
| 8 | COOPERATIEVE RABOBANK UA/NY FRN 06/17/2016 | 預金証書 | 7.66 | 2016年6月17日 | 1.77 |
| 9 | BANK OF MONTREAL/CHICAGO IL FRN 05/17/2016 | 社債 | 6.16 | 2016年5月17日 | 1.77 |
| 10 | SKANDINAVISKA ENSK TD 05/02/2016 | 定期預金 | 3.70 | 2016年5月2日 | 1.77 |

●上記は、US\$マスター・ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移（1口当たり、税引前）

| 会計年度 | 分配金(米ドル) |
|--------------------------------|----------|
| 第8会計年度(2006年1月1日～2006年12月31日) | 0.000431 |
| 第9会計年度(2007年1月1日～2007年12月31日) | 0.000455 |
| 第10会計年度(2008年1月1日～2008年12月31日) | 0.000201 |
| 第11会計年度(2009年1月1日～2009年12月31日) | 0.000013 |
| 第12会計年度(2010年1月1日～2010年12月31日) | 0.000001 |
| 第13会計年度(2011年1月1日～2011年12月31日) | 0.000001 |
| 第14会計年度(2012年1月1日～2012年12月31日) | 0.000001 |
| 第15会計年度(2013年1月1日～2013年12月31日) | 0.000001 |
| 第16会計年度(2014年1月1日～2014年12月31日) | 0.000001 |
| 第17会計年度(2015年1月1日～2015年12月31日) | 0.000001 |
| 直近1年累計 | 0.000003 |
| 設定来累計 | 0.002848 |

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。
- 設定来累計は、四捨五入のため各会計年度の分配金の合計と一致しない場合があります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売

買付は、投資者が関連ある主要投資家情報文書を受領した場合のみに受諾される。

継続募集

当初募集終了後、ポートフォリオについて、各取引日にポートフォリオの受益証券を購入するため、当初買付契約書が締結されることがある。受益証券は1口当たりの純資産価格で発行される。

最低投資額

ポートフォリオの受益証券の当初最低申込額は、ポートフォリオに適用されるサブリメントに記載されるとおりである。

かかる最低額は、管理会社または総販売会社の裁量により、一般的に、またはある場合のみ、増減されるかまたは放棄されることがある。

申込手続

当初申込手続

ポートフォリオの受益証券の申込みは、総販売会社または日本における販売会社から入手できる当初買付契約を使用した申込書により行わなければならない。申込人は、当該当初買付契約に記載される指示に従い、当該ポートフォリオの受益証券を申込まなければならない。適式に完成された当初買付契約は、同買付契約に記載された指示に従い、総販売会社（さらには登録・名義書換事務代行会社）に送付され、当初申込終了前に受領しなければならない。

総販売会社または日本における販売会社は、記入済みの当初買付契約を受け取らない限り、また、受け取るまでは当初募集期間における申込人に対するポートフォリオの受益証券の割当および発行について検討する義務を負わないものとし、また、以下に明記されている日時または各ポートフォリオに適用される本書のサブリメントに記載されている日時までにかかる当初買付契約に関する申込金の決済について検討する義務を負わないものとする。申込金は、当初募集期間の終了日の翌取引日に、または管理会社が決定するとおり、清算済み資金で受け取られなければならない。

1口当たり純資産価格が当該ポートフォリオの基準価格を下回る場合、申込みは、管理会社によって受理されないものとする。

継続的申込み手続

当初募集期間以後は、買付申込みは、該当する取引日の12:00（正午）（ダブリン時間）までに（当初買付契約に記載されているアドレス/番号にファクシミリまたは電子媒体によって）受理されなければならない。かかる申込みは、記入済みの当初買付契約（または申込人が以前に当初買付契約に記入したことがある場合は、継続買付契約）を総販売会社（その後の送付については、登録・名義書換事務代行会社）に送付することによって、または別途定められた方法によって行われなければならない。かかる時刻後に受け取られた申込書は、翌取引日に処理されるものとする。ただし、例外的な状況下では、管理会社の単独裁量により、総販売会社または日本における販売会社の同意を得て、かつ申込書が評価時点以前に受領されることを条件として、かかる時刻後に受け取られた申込書は、当該取引日に受理され得るものとする。

総販売会社または日本における販売会社は、申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保するが、拒絶された場合、申込金またはその残金は、関係する取引日後可及的速やかに、申込人の費用・危険負担で、無利息で申込人に返還される。受益証券の割当および発行の通知書は、関係取引日以後に、可能な限り速やかに送付される。

受益権の端数を表象する申込金は、申込人に返還されず、関係ポートフォリオの資産の一部として保持される。取引から48時間以内に、取引確認書が通常発行される。所有権は、当該ポートフォリオに関するファンドの登録簿への記載により証明され、ファックスによる所有権確認書が投資者に送付される。

受益者の登録情報および支払いに関する指示についての変更は、文書の原本の受領または電子媒体による指示によってのみ行われ得る。

申込価格の支払い

決済の期限は、取引が行なわれた取引日の翌取引日とする。当該取引日に管理事務代行会社が支払金の全額を受領しない場合は、管理会社またはその代理人は、受益証券の一切の割当を取消す権利、および/または申込金の支払いの遅延または未払いにより管理会社または受託会社が被った金利およびその他の課徴金および費用を投資者に請求する権利を有するものとし、また、管理会社は、かかる費用を支払うためにかかる投資者の受益証券のすべてまたは一部を売却する権利を有するものとする。当初募集期間中に行われた申込みの決済手続きは、上記の「当初申込手続」において記載されている。

一度提出された申込書は、適用法令に従って、取消し不能であるものとし、また、申込人に対し拘束力を生じるものとする。支払いは、該当するポートフォリオの受益証券の表示通貨で行われるものとする。

マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリング防止のための対策により、申込人の身分に関する詳細な証明および申込金の源泉が要求される可能性がある。() 申込人が申込人の名義で保有している公認金融機関の口座から支払いを行なう場合、または() 申込みが公認仲介機関を通して行なわれる場合など、各申込みの状況により詳細な証明は要求されないこともある。かかる例外は、上記の金融機関または仲介機関がアイルランドによって同等のマネー・ロンダリング禁止規定を有するとみなされる国に存続している場合のみ適用される。

一例として、個人は、パスポートまたは公証人により適法に証明された身分証明書の写し、および公共料金の請求書もしくは銀行の報告書等のかかる者の住所の証明および生年月日の証明を提出することを要求される場合がある。法人の申込人の場合は、設立（および名称の変更）の証明書、基本定款および定款（またはこれらに相当するもの）、およびすべての取締役の氏名、役職、生年月日および自宅の住所および会社の住所を記載した文書の認証ある写しを提出することを要求される場合がある。申込金の源泉を確認するために、管理事務代行会社の裁量により、追加の情報を要求される場合がある。

管理会社またはその代理人は、申込人の身元または申込金の源泉を確認するために必要であると考えられる情報を要求する権利を有するものとし、これにより生じた一切の遅延について責任を負わないものとする。申込人が、確認のために要求された一切の情報を提出しなかった場合、またはかかる提出が遅れた場合、管理会社またはその代理人は、申込書および申込金の受領を拒否することができる。

当初買付契約において提供された情報、またはファンドへの投資に関する情報は、管理会社によって保管され、処理されるものとする。管理会社は、当初買付契約の手続き、受益証券の買付および買い戻し、分配金の支払い、およびファンドの投資に関連して提供されるサービスの管理および運営（法令による一切の報告義務を含む。）のために、かかる情報を使用する。かかる情報は、管理会社に代わって、管理事務代行会社およびその代理人によって処理されることがある。かかる情報は、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社および受託会社に対し、かかる者と管理会社との間の契約に基づくかかる者のファンドへの業務の提供のためにも、開示されることがある。また、かかる情報は、ファンド、その業務提供者および代理人の法律上および規制上の要件を満たすために必要な場合に（マネー・ロンダリングの防止およびテロリストによる資金調達の防止を含む。）、処理および開示され得るものとし、これには、中央銀行、外国の規制当局、国内および外国の税務当局および歳入当局および監査人への開示が含まれる。

処理される情報には、特に、各受益者の氏名（名称）、連絡先（郵便の住所またはeメール・アドレスを含む。）、銀行の情報、ファンドへの投資金額および持ち分が含まれる。

上記に関連して、当初買付契約において、またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、将来、情報保護法を有していない、またはEUの情報保護法と同一水準の保護を与えない情報

保護法のみを有する欧州経済地域(以下「EEA」という。)以外の国に、手続きのために譲渡される可能性がある。かかる情報が譲渡され得る国の詳細は、管理会社から入手可能である。

さらに、当初買付契約において、またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、ファンドに関する販売情報をより効率的に処理し、追跡し、またモニターするために、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよび米国にあるゴールドマン・サックス・グループ・インク、ならびに随時適切とみなされ、EU以外の国に所在し、適切な水準の保護を提供しないゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連会社および子会社に譲渡され、かかる会社によって使用される可能性がある。

当初買付契約に記入すること、および/またはファンドに投資することにより、投資者は、上記の方法で自身に関する一切の情報が使用されること(かかる情報のEEA以外の地域への譲渡を含む。)に明示的に同意することになる。

当初買付契約に含まれる情報、またはファンドへの投資に関連して提供されたその他の一切の情報が他の個人に関連する場合、受益証券の申込人は、上記の方法でかかる個人に関連する情報が使用されること(かかる情報のEEA以外の地域への譲渡を含む。)にかかる個人に代わって同意することをかかる個人が承認したことを保証する。

個人は、いつでも、ファンドがかかる個人に関し保有する、1988年から2003年までの情報保護法(随時、改正または再制定され得る。)における意味の範囲内での「個人情報」の写しを要求する権利(これについて、管理会社は、少額の手数料を請求し得る。)およびかかる情報に関する誤りを修正させる権利を有する。

(口) 日本における販売

日本においては、有価証券届出書、「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される期間中の取引日に、同書、「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。原則として、申込受付時間は、午後3時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。

販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。最低販売額または口数は、当該サプリメントに記載される。

ファンド証券は、販売会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されない。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を「外国証券取引口座約款」に基づき継続して保有することはできるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

「米国人」とは、管理会社によって別途規定されない限り、米国に居住している者、米国の国民、米国に存在するかまたは米国の法律に基づき設立された法人、パートナーシップまたはその他の法的主体、1933年米国証券法(改正済み)に基づき公布されたレギュレーションSにおける「米国人」という用語の定義に該当するすべての者、または商品取引所法および同法に基づく規定における「非米国人」の定義に該当しないすべての者をいう。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、販売会社または販売取扱会社から取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、基準通貨または円貨によるものとする(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。)。基準通貨との換算は別段の定めのない限り当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料は請求されない。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) ファンド証券の買戻し

(イ) 海外における買戻し

受益者は、関係ポートフォリオの取引日にその保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格相当額である。

買戻契約に基づく買戻請求書は、登録・名義書換事務代行会社の事務所に、買戻しが行われる取引日の12:00(正午)(ダブリン時間)までに(当初買付契約に記載されているアドレス/番号にファクシミリまたは電子媒体によって)送付されなければならない。請求書がいずれかの取引日の12:00(正午)(ダブリン時間)以降に受領された場合、かかる請求書は、翌取引日に処理されるものとする。ただし、例外的な状況では、管理会社の単独裁量により、総販売会社の同意を得て、かつ請求書が評価時点以前に受領されることを条件として、かかる時刻後に受け取られた請求書は、当該取引日に受理され得るものとする。

買戻された受益証券に関して宣言され、かつ発生したすべての分配金は、管理会社または総販売会社の裁量において、当該受益証券の売却による買戻代金とともに支払われることがある。分配金および買戻代金は、通常、買戻の実行される取引日の翌営業日に、当該ポートフォリオのクラス受益証券の表示通貨で、受益者の費用負担において、受益者の銀行口座への電信送金により支払われる。しかし、状況によっては、分配金および買戻代金は、正当に締結された買戻契約書の受領から3営業日目までに支払われることがある。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後は、管理事務代行会社、販売会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行についてそれ以上に責任を負うものではない。こうした業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

受益者は、管理会社から事前に書面で同意を得なければ、自己の買戻請求を撤回することはできない。例外的に、当該ポートフォリオの資産の評価が一時的に停止されている場合に、停止期間の終了前に管理会社が書面による届出を受領している場合は、撤回が有効となる。請求が上記のように撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の取引日に実行される。

管理会社は、一取引日に買戻されるポートフォリオの受益証券の口数を、発行済の当該ポートフォリオの受益証券の総口数の10%に限定することができる。このような場合、当該取引日に自己の受益証券の買戻しを希望するすべての関係受益者が当該受益証券について同様の比率の買戻しを受けよう、上記の制限は按分して適用され、また買い戻されなかったが、比率が限定されなければ買い戻されていたはずの受益証券は、翌取引日の買戻しのため繰り越される。繰り越された買戻請求は、それより後の請求に優先して処理される。買戻請求が上記のように繰り越される場合、登録・名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者にその旨を通知する。

受益者から記入済みの当初買付契約(マネー・ロンダリング防止手続に関する一切の文書を含む。)を受領し、かつマネー・ロンダリング防止手続が完了するまでは、受益者に対する買戻金の支払いは行なわれないものとする。

強制買戻し

信託証書に基づき、受益証券を購入または保有することができる対象者から除外されている受益者によって受益証券が保有されている場合、またはかかる受益証券の保有により、ポートフォリオまたはかかるポートフォリオの受益者全員が規制上、金銭上、法律上、税務上または重大な管理上の不利益を被ることになる場合、管理会社は、かかる受益証券をいつでも買い戻し、または譲渡を要求することができる。かかる買戻しは、いずれかの取引日において、かかる受益証券の買戻しが行なわれる当該取引日の1口当たり純資産価格に相当する価格で行なわれるものとする。

誤り、誤りの修正に関する方針および受益者に対する通知

管理会社は、修正が必要であるか、またはファンドもしくは受益者に対し補償を支払うべきかを決定するために、受託会社と協議の上、投資目的、投資方針もしくは投資制限の違反、ポートフォリオの純資産価額の計算の誤り、または申込みおよび買戻しの手続に関する誤りについて、検討するものとする。

管理会社は、単独の裁量により、同じ手続を再度行うことを含め、受益証券の申込みおよび買戻しの手続に影響を与える可能性のある誤りの修正を許可することができる。管理会社は、修正が行なわれる時期またはファンドもしくは受益者に対し補償が支払われる時期を限定もしくは制限する可能性のある、誤りに関する決議について、重大性の方針に従うものとする。また、適用法に合致する管理会社により承認される方針に従って、すべての誤りが補償可能になるとは限らない。よって、補償可能な誤りまたはその他の誤りが発生する可能性のある期間において、受益証券を購入または買い戻す受益者は、補償可能な誤りまたはその他の誤りの決議により補償されない可能性もある。

受益者は、誤りの修正のために、かかる受益者が保有する受益証券の口数、またはかかる受益証券が発行された際の純資産価額、またはかかる受益者に対し支払われた買戻金に調整が行われる必要がある場合を除き、誤りの発生または誤りに関する決議について、通知されない可能性がある。

投資顧問会社の誤りおよび誤りの修正方針に関する追加の情報は、投資顧問会社のフォームADVのパート2Aに記載される。投資顧問会社のフォームADVのパート2Aの写しは、米国証券取引委員会のウェブサイト(www.adviserinfo.sec.gov)にて入手することができる。投資顧問会社は、その単独裁量により、いつでも、受益者に対して通知することなく、自身の誤りおよび誤りの修正方針に関する変更または補足を行なうことができる。

(ロ) 日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。原則として、買戻し請求の受付時間は、午後3時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。かかる買戻し請求は、販売取扱会社により、ポートフォリオの取引日に管理会社に取次がれる。

買戻し価格は、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格相当額である。

取引日に買戻しを請求した受益者は、発生済未払いの分配金をファンド証券の買戻し代金とともに、またはファンド証券の買戻し代金受領後に受領する。買戻し代金の支払いは、外国証券取引口座約款および累積投資約款に従い、販売取扱会社を通じて、円貨、または販売取扱会社が応じる場合には、関連ポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻し代金の支払いは原則として買戻しを請求した取引日の翌取引日に行われる(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。)。買戻しは1口を単位とする。買戻し手数料は請求されない。ただし、販売会社はこれと異なる最低買戻し単位を定めることがある。日本における販売会社の買戻しの単位については、有価証券届出書、「第一部 証券情報、(8)申込取扱場所」の記載より、日本における販売会社に予め照会されたい。

(2) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止

管理会社は、受託会社の同意をもって、下記の全期間またはその一部期間について、ポートフォリオの1口当たり純資産価格の決定および受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

- () ポートフォリオの資産の一部(最終評価において当該ポートフォリオの純資産総額の5%を超える価値を有するもの。)が上場、値付、取引または売買される公認取引所が停止されている期間(通常の週末および休日の停止を除く。)、またはこのような公認取引所の取引が制限されている期間。
- () 管理会社の判断により、当該ポートフォリオにとってその所有する資産の処分を適正に実行することが不可能となるか、またはこのような処分が受益者にとって大きく不利となるような事態が存在する期間。

- () 資産額の確定に通常使用される手段の故障が発生している期間、または他の何らかの理由により、資産額が合理的に確定できない期間。
- () 受益証券の買戻しを理由とする支払いを行う目的のために要求される資金を当該ポートフォリオから本国送金できない期間、または投資対象の換金もしくは取得または受益証券の買戻しを理由とする支払いにおける資金の振替えが、管理会社の判断によれば、通常の為替レートで実施できない期間。
- () あるポートフォリオが投資対象とする投資信託がその純資産総額の算定を停止するかまたはその受益証券の買戻しを停止する場合。

停止期間中には、受益証券は発行されず(当該ポートフォリオによりまたはこれを代理して申込が既に受領され、容認されている場合を除く。)また買戻されない。管理会社はその終了を宣言する時点で、いずれにせよ、当該停止の要因が解消し、かつ停止が認められるような他の条件が存在していない最初の営業日に、こうした停止は解消するものとする。管理会社の判断により、当該停止期間が14日を上回る可能性が高い場合は、こうした停止は、管理会社が決定する方法により公表される。こうした停止は、アイルランド中央銀行に対し直ちに通知される。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ポートフォリオの純資産総額は、当該ポートフォリオの基準通貨で表示され、各評価日の評価時点に、管理会社が、ポートフォリオの負債(管理会社が必要または適切とみなす引当金を含む。)を差し引いた後のその資産を算定することにより決定される。実現可能な範囲で、当該クラスまたはシリーズの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬、運用実績報酬(存在する場合)およびその他の報酬を含む。)が各日に発生する。1口当たり純資産価格は、管理会社の委託先としての管理事務代行会社が当該ポートフォリオの純資産総額を発行済受益証券数で除し、算出額を当該ポートフォリオの基準通貨の最小単位に四捨五入して各評価日に算定される。

資産には以下が含まれるものとする。

- (a) あらゆる有価証券、手元資金、貸付資金または預金(その経過利息を含む。)
 - (b) あらゆる手形、一覧払い約束手形、約束手形および売掛債権
 - (c) 利付証券(相場価格に含まれる利息を除く。)に係るすべての経過利息
 - (d) 管理会社が随時確定する前払い費用を含む、あらゆる種類および性質のその他一切の資産
- 特別の場合または一般的に管理会社が別に定める場合以外、証券の時価が配当落ち、利落ちまたは他の支払金落ちの相場であり、当該配当、利息または他の支払いがファンドに支払われるべきであって、受領されていない場合は、当該配当、利息または他の支払いの金額も資産の決定上計算に入れられる。

ポートフォリオの資産額の算定において、

- () 現金、預金および類似の投資対象は、その額面価格に経過利息を加算し、評価されるものとする。
- () 投資信託の受益証券または株式は、当該投資信託によって公表される、入手可能な最新の1口当たりまたは1株当たりの純資産価格を基準として評価されるものとする。
- () 上記の評価基準に従って特定の投資対象の評価を行なうことが不可能な場合、もしくは不正確となる場合、またはかかる評価が証券の公正市場価額を示していない場合、管理会社（または管理会社の委託先である評価会社）は、かかる特定の金融商品の適正な評価額を得るために他の一般に認められた評価基準を採用する権利を有するものとする。ただし、かかる評価方法は、受託会社によって承認されたものでなければならないものとする。

ポートフォリオの純資産総額の算定においては、

- () 資産の買付または売却が合意済みであるが、当該買付または売却が終了していない場合、当該資産は算入され、または売却資産は除外されるものとし、場合に応じ除外された総買付対価または算入された純売却対価については、当該買付または売却が適切に終了されたものとみなすものとされる。
- () 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該ポートフォリオにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされ、当該ポートフォリオの資産には、当該受益証券につき受領される現金または他の資産が含まれるものとされる。
- () 受益証券の消却により、受益証券数が削減されることが管理会社から受託会社に対し通知されているが、当該消却が終了していない場合、当該ポートフォリオの資産については、当該消却をもって受益者に支払われる金額分が減額される。
- () 当該ポートフォリオにより回収可能な元本に対する実際または推定の税額が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 発生済みで受領されていない利息または配当、またはその他の収益が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 収益に対し課税された税金の払戻請求および二重課税免除請求にかかる総額（実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない）が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 当該ポートフォリオの実現・未実現の収益の総額（実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない）が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 当該ポートフォリオの実現・未実現の損失の総額（実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない）が当該ポートフォリオの負債に加算される。

発行済受益証券数の算定においては、

- (a) 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該ポートフォリオにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされる。
- (b) 受益証券の消却により、受益証券数が削減されることが管理会社により受託会社に対し通知されているが、当該消却が評価時点以前に終了していない場合、消却される当該受益証券は発行済みとはみなされない。

ポートフォリオまたはポートフォリオ中のあるクラスの受益証券の純資産総額の算定に必要な管理報酬、運用実績報酬（存在する場合）およびその他の報酬を含む報酬ならびに負債に関するその他の情報は、当該ポートフォリオに適用されるサプリメント「5．経費および費用」に記載される。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管される。日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書および取引残高報告書等が交付される。ただし、日本の受益者が自己の名義でファンド証券を登録する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

(3) 【信託期間】

信託証書に定められる方法に従い解散されない限り、ファンドは無期限で存続する。

ただし、ファンドまたはポートフォリオは以下の場合、以下の事情の発生についての通知をもって解散されることがある。

(イ) 管理会社による場合

- () 受益者またはかかるポートフォリオの受益者により、受益証券の買戻しを承認する特別決議が可決され、4週間以上6週間以内に通知がなされた場合
- () ポートフォリオのサプリメントに別段の規定がある場合を除き、受益証券の当初募集後いずれかの時点で、かかるポートフォリオの純資産総額が3,000万米ドルまたは外貨建ての相当額を下回った場合（ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知が当該期間の4週間以内になされることを条件とする。）
- () ファンドまたはかかるポートフォリオに対するアイルランド中央銀行の認可後1年を経過したいずれかの時点における場合（ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知がなされることを条件とする。）
- () ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合または管理会社がこの点についての法律意見を求めた上で、かかる資格を喪失する可能性が高いと判断した場合
- () ファンドの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
- () 管理会社が辞任の申し出をした後3ヶ月以内に、受託会社が信託証書の規定に基づき新任の管理会社を任命しなかった場合

(ロ) 受託会社による場合

- () 管理会社が清算手続（組織変更または合併を目的として行われる、受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合、または1986年イギリス倒産法に基づき管財人が管理会社に任命されるか、類似の措置がいずれかの法域で発生した場合
- () ファンドの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
- () 受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6ヶ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づき新任の受託会社を任命しなかった場合

(ハ) このような受益証券の買戻しは、ファンドが解散されるまで、またはファンドが買戻しの実行を確実にするために十分な受益証券を発行するまで、延期される。ファンドは、公正かつ合理的と認められ、受託者により承認される方法で、買戻しが延期される受益証券を選択することができるものとする。

解散の場合、またはポートフォリオの全受益証券が買戻される場合、（債権者に対する弁済後の）分配可能な資産は、ポートフォリオの保有受益証券の価格に応じ、受益者へ分配される。他のポートフォリオのいずれにも関係しないファンドの残余資産は、受益者への分配の直前のポートフォリオの純資産総額に応じてポートフォリオの間で分配され、また受益者の保有するポートフォリオ受益証券の価格に応じ、ポートフォリオの受益者の間で分配される。ファンド受益者の一般決議による認可をもって、ファンドは受益者に対し現金で分配を

行うことができる。全受益証券が買戻され、ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、ファンドは、受益者の特別決議による許可をもって、受益者間の分配のために、こうしたファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができる。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年12月31日をもって終了する。

(5) 【その他】

(1) ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

(2) 信託証券の変更

管理会社および受託会社は、補足証券の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ファンドが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資すると考える方法・範囲で、いつでも信託証券の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、こうした訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはこうした訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

(3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、30日以上前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、是正可能な本契約の重大な違反を犯したが、30日間是正されなかった場合など一定の場合には、他の当事者に対し書面による通知をすることにより、即時に解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

本契約の当事者は、相手方に対する書面による90日前の通知により、本契約をいつでも解除することができる。

本契約は、あらゆる事項に関し、アイルランド法に準拠し、解釈される。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することにより終了する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することで解約することができる。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

評価契約

本契約は、無期限に効力を有するものとする。

本契約は、いずれかの当事者が60暦日前に他の当事者に書面により通知することにより、いつでも解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、解釈される。

登録・名義書換事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、90日前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、本契約の重大な規定の違反を犯した場合は30日前の書面による通知により、または、いずれかの当事者が債務超過に陥るか、登録・名義書換事務代行会社が中央銀行により承認されなくなった場合は、即時に解約することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

総販売契約

総販売会社は、以下に該当する場合、管理会社に迅速に通知することにより、本契約を解約する権利を有するものとする。

- (1) 英文目論見書に情報が記載された日付以降、ファンドの業務または事業見通しにおいて重大な悪影響を及ぼす変更（総販売会社からその変更に関し通知された後、迅速に、総販売会社の納得のいく程度に、是正がなされないもの）があった場合。
- (2) 国内外の財政、政治もしくは経済状況または為替レートもしくは為替管理に関して、総販売会社の判断によると、その影響が本契約もしくは英文目論見書に意図された条件もしくは方法での受益証券の販売、引渡の процедуруをとることが実務上できなくなるかもしくは奨めることができなくなるような変更があった場合。

管理会社は、管理会社がその単独の裁量により、当該解約が受益者の最善の利益になると考える場合または、ファンドが解散または清算する場合、総販売会社に迅速に通知することにより、直ちに本契約を解約する権利を有するものとする。さらに、総販売会社が本契約に基づく総販売会社の義務を重要な点において履行しない場合、管理会社は総販売会社に30日前に通知することにより本契約を解約する権利を有するものとする。

本契約は、英国法に準拠し、解釈されるものとする。

(4) 解散

前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(3) 信託期間」を参照のこと。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。こうした日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき、受益権を販売会社に代理行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

(イ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

(ロ) 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書および目論見書の規定に従って請求することができる。

(ハ) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(ニ) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる（米国外で開催される。）。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数は信託証書に記載されている。挙手においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、各自一議決権を有する。投票においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、その保有する各受益証券につき一議決権を有する。

各受益者は、各受益証券1口につき一議決権が付与されている。

(注) 受益者の管理会社または受託会社に対する上記(イ)および(ハ)に関する請求権の時効期間は、一般的には、請求権の発生事由発生日から(イ)に関しては6年間、(ハ)に関しては12ヶ月間である。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されない。

異なるポートフォリオ受益証券の受益者の個々の権利と利益を考慮し、(a) 管理会社が、一つのポートフォリオにのみ影響すると判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(b) 管理会社が、複数のポートフォリオに影響するが、各々のポートフォリオの受益証券にかかる受益者間に利益相反を生じないと判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる単一受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(c) 管理会社が、複数のポートフォリオに影響し、各々のポートフォリオにかかる受益者間に利益相反を生じまたは生じうると判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる受益者による単一の受益者集会における可決に代えて、当該ポートフォリオにかかる受益者による個別の受益者集会において可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(d) 上記の受益者集会については、信託証書の添付書類のすべての条項は、そこに規定されている受益証券および受益者が、議題となっているクラスまたは名称の受益証券およびそうした受益証券のその時の受益者を示すものとなるように、必要な変更を加えて適用される。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、方針変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(イ) 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

(ロ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

管理会社は、日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2016年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.75円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
財政状態計算書
2015年12月31日現在

| | 注記 | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|--------------------------------|----------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 3(c), 6 | 322,392,307 | 35,382,556 | 543,967,400 | 59,700,422 |
| 未収収益 | 3(b) | 117,025 | 12,843 | 97,833 | 10,737 |
| 未収投資顧問報酬/販売報酬放棄額および未収払戻費用 | 7 | 151,702 | 16,649 | 158,089 | 17,350 |
| 資産合計 | | <u>322,661,034</u> | <u>35,412,048</u> | <u>544,223,322</u> | <u>59,728,510</u> |
| 負債 | | | | | |
| 当座借越 | 3(d), 12 | 3,296 | 362 | 3,362 | 369 |
| 未払分配金 | 10 | - | - | 199 | 22 |
| 未払管理会社報酬 | 7 | 10,686 | 1,173 | - | - |
| 未払投資顧問報酬 | 7 | 131,962 | 14,483 | 88,567 | 9,720 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 6,135 | 673 | 3,605 | 396 |
| 未払受託報酬 | 7 | 11,251 | 1,235 | 9,609 | 1,055 |
| 未払販売報酬および未払代行協会員報酬 | 7 | 89,914 | 9,868 | 125,542 | 13,778 |
| 未払名義書換事務代行報酬 | 7 | 52,790 | 5,794 | 12,288 | 1,349 |
| 未払監査報酬 | | 18,241 | 2,002 | 18,800 | 2,063 |
| 未払受益者サービス代行報酬 | 7 | - | - | 4,657 | 511 |
| 未払弁護士報酬 | | 162,790 | 17,866 | 53,459 | 5,867 |
| 未払保険料 | | 2,013 | 221 | 7,364 | 808 |
| 未払印刷費 | | 21,760 | 2,388 | 31,403 | 3,446 |
| 未払取締役報酬 | 7 | 5,540 | 608 | 2,859 | 314 |
| その他の負債 | | 4,525 | 497 | 4,386 | 481 |
| 負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く) | | <u>520,903</u> | <u>57,169</u> | <u>366,100</u> | <u>40,179</u> |
| 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 8, 9 | <u>322,140,131</u> | <u>35,354,879</u> | <u>543,857,222</u> | <u>59,688,330</u> |

管理会社の取締役会を代表して

取締役

取締役

日付：2016年4月22日

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2)【損益計算書】

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 包括利益計算書
 2015年12月31日終了年度

| | 注記 | 2015年12月31日終了年度 | | 2014年12月31日終了年度 | |
|--------------------------------|-------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 収益 | | | | | |
| 受取配当金および受取利息 | 3 (b) | 1,289,270 | 141,497 | 1,230,739 | 135,074 |
| 投資純収益 | | 1,289,270 | 141,497 | 1,230,739 | 135,074 |
| 費用 | | | | | |
| 管理会社報酬 | 7 | 14,762 | 1,620 | 4,998 | 549 |
| 投資顧問報酬 | 7 | 967,844 | 106,221 | 1,227,407 | 134,708 |
| 管理事務代行報酬 | 7 | 30,544 | 3,352 | 30,577 | 3,356 |
| 受託報酬 | 7 | 19,998 | 2,195 | 19,998 | 2,195 |
| 販売報酬および代行協会員報酬 | 7 | 1,120,806 | 123,008 | 1,421,198 | 155,976 |
| 名義書換事務代行報酬 | 7 | 83,187 | 9,130 | 51,261 | 5,626 |
| 監査報酬 | | 16,258 | 1,784 | 19,006 | 2,086 |
| 受益者サービス代行報酬 | 7 | - | - | 13,346 | 1,465 |
| 弁護士報酬 | | 170,069 | 18,665 | 197,785 | 21,707 |
| 保険料 | | 4,848 | 532 | 5,198 | 570 |
| 印刷費 | | 23,770 | 2,609 | 36,531 | 4,009 |
| 取締役報酬 | 7 | 5,361 | 588 | 6,287 | 690 |
| AIFM手数料 | | - | - | - | - |
| その他の費用 | | 10,490 | 1,151 | 4,213 | 462 |
| 費用合計 | | 2,467,937 | 270,856 | 3,037,805 | 333,399 |
| 投資顧問報酬 / 販売報酬 / 受益者サービス代行報酬放棄額 | 7 | (1,215,857) | (133,440) | (1,854,233) | (203,502) |
| 運用費用合計 | | 1,252,080 | 137,416 | 1,183,572 | 129,897 |
| 運用利益 | | 37,190 | 4,082 | 47,167 | 5,177 |
| 財務費用 | | | | | |
| 買戻可能参加受益証券保有者への分配金 | 10 | (37,190) | (4,082) | (47,167) | (5,177) |
| 財務費用合計 | | (37,190) | (4,082) | (47,167) | (5,177) |
| 運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動 | | - | - | - | - |

利益および損失は継続運用からのみ発生する。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2015年12月31日終了年度

| | 注記 | 2015年12月31日終了年度 | | 2014年12月31日終了年度 | |
|-----------------------------|----|-----------------|--------------|-----------------|--------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | | 543,857,222 | 59,688,330 | 650,960,433 | 71,442,908 |
| 買戻可能参加受益証券発行受取額 | 8 | 326,893,953 | 35,876,611 | 253,277,316 | 27,797,185 |
| 買戻可能参加受益証券買戻支払額 | 8 | (548,611,044) | (60,210,062) | (360,380,527) | (39,551,763) |
| 期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | | 322,140,131 | 35,354,879 | 543,857,222 | 59,688,330 |

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 財務書類に対する注記
 2015年12月31日終了年度

1．組織

ゴールドマン・サックス・MMF（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体の（譲渡性のある有価証券への集合投資事業）規則（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき、ファンドを認可した。

2015年9月30日付で、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（以下「GSAMGS」という。）がファンドの管理会社として従事している。

管理会社は、ファンドおよび各サブ・ファンドの投資運用、管理事務および販売に対する責任を負っている。また、管理会社の職務にはリスク管理、評価、名義書換事務および分配が含まれる。管理会社は、これらの責任に関する特定の役割を、特定の関連会社および第三者に委任している。

2015年12月31日現在、ファンドは1つのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。）を保有しており、その資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の表に詳述されているマスター・ファンドに投資している。

| ポートフォリオ | 通貨 | マスター・ファンド | ポートフォリオの運用開始日 |
|--------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------|---------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。） | 米ドル | ゴールドマン・サックス・米ドル・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。）- Xディストリビューション・クラス | 1999年4月30日 |

マスター・ファンドは、アイルランド法に基づき組成された有限責任のオープン・エンド型投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであり、かつ、UCITSとしてアイルランド中央銀行により認可されている。マスター・ファンドの年次報告書および監査済財務書類は、管理事務代行会社から入手することができる。

2．投資目的

ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するマスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はポートフォリオの純資産価額の10%を超えないとの理解である。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類の作成基準

ファンドは、2015年1月1日に発効した財務報告基準第102号（以下「FRS第102号」という。）「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を適用している。ファンドはまた、2016年3月に公表され、2017年1月1日以降に開始する会計期間に適用される（早期適用は認められる）FRS第102号の修正「公正価値ヒエラルキーの開示」を適用している。ファンドは当該修正の早期適用を選択した。従って、本財務書類は、FRS第102号に従って作成された、ファンドの初回の年次財務書類である。ファンドは、FRS第102号に従った2014年1月1日現在の財政状態計算書の期首の作成にあたり使用した会計方針を、表示される全期間を通じて過去よりずっと適用されてきたかのように首尾一貫して適用している。

FRS第102号への移行措置により、従前に表示されたものと比較して財政状態または財務成績の報告額に対する変更はなかった。2014年1月1日現在の財政状態計算書の期首における資本、または従前の財務報告のフレームワークに従って確定したファンドの直近の年次報告書および財務書類において表示されている直近の期間日現在である2014年12月31日現在の財政状態計算書における資本に対する調整はなかった。

本財務書類はファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。投資顧問会社は、当該通貨がファンドの原金融取引、事象および状況の経済効果を最も正確に表していると考えている。

本財務書類の作成は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準（アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行された会計基準）およびUCITS規則に従っている。

本財務書類は継続企業的前提に基づき作成されている。

本監査済年次財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記4を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。

本監査済年次財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

(b) 投資取引および関連投資収益ならびに運用費用

投資取引は取引日基準で計上される。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり実効利回りペースで計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、当該投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（もしあれば）控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

すべての金融商品に関する会計処理について、F R S 第102号に基づき、企業は以下のいずれかを適用することが要求されている。(a) F R S 第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての要件、(b) 欧州連合において使用が選択された国際会計基準（以下「I A S」という。）第39号「金融商品：認識および測定」（以下「I A S 第39号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件、(c) 国際財務報告基準（以下「I F R S」という。）第9号「金融商品」（以下「I F R S 第9号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件。管理会社はファンドに代わり、I A S 第39号の認識および測定に係る規定、ならびにF R S 第102号のセクション11およびセクション12の開示要件を適用することを選択した。

分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融資産には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

認識および認識の中止

ポートフォリオは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、あるいはポートフォリオが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

公正価値測定の原則

管理会社はファンドに代わり、I A S 第39号の認識および測定に係る規定を適用することを選択している。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間に係る包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損（もしあれば）控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するポートフォリオの純資産（以下「純資産」という。）の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って算定される。

(1) 集合投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当り純資産価格に基づいている。

(2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない、ないしは取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、公正価値算定のために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に適格者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クロージング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益 / (損失) または未実現投資利益 / (損失) の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるポートフォリオの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第102号のセクション22「負債および資本」に準拠して、かかる受益証券は、買戻価額で財政状態計算書に負債として分類されている。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4．評価者が算定した評価額

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。評価者は管理会社により任命される。2015年12月31日終了年度における評価者はゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーであり、評価はゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「IMDコントローラーズ」という。）によって実施された。

5．税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法（改正済）第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ポートフォリオは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ポートフォリオは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および

(b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提出した者

以下は、課金事象に含まれない。

() アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引

() ポートフォリオの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるポートフォリオの他の受益証券への交換

() ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または

() 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ポートフォリオは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ポートフォリオは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ポートフォリオが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ポートフォリオの純資産価額（以下「NAV」という。）に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はポートフォリオまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

F R S 第102号のセクション34の修正に従って、ファンドは公正価値測定をするにあたり、使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における無調整の公表価格。

レベル2 - 直接的または間接的のいずれかに関わらず、活発でない市場における公表価格、または重要なインプット（類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない）が観測可能な金融商品。公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定が含まれることがある。

レベル3 - （公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定も含めた）重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、F R S 第102号に従って公正価値で測定する金融商品の内訳を提供している。

| 2015年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産 | | | | |
|-----------------------------|-------------|------|------|-------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | | | | |
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 投資 - 買建 | 322,392,307 | - | - | 322,392,307 |
| 合計 | 322,392,307 | - | - | 322,392,307 |

| 2014年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産 | | | | |
|-----------------------------|-------------|------|------|-------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | | | | |
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 投資 - 買建 | 543,967,400 | - | - | 543,967,400 |
| 合計 | 543,967,400 | - | - | 543,967,400 |

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

注記1に要約されている通り、2015年9月30日付で、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全所有間接子会社であるGSAMGSがファンドの管理会社である。GSAMGSは、日次で計上され毎月後払いで支払われる年間管理報酬を受領する資格を有している。

2015年9月30日より前においては、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッドがファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運営に対する責任を負っていた。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社はファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をポートフォリオの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をポートフォリオの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、マスター・ファンドについて稼得した報酬を含めたポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の平均純資産価額に対して、一定の年率で毎日計算される報酬を受領する資格を有している。

当年度中の実効年率は、以下のとおりであった。

| | 2015年12月31日 | 2014年12月31日 |
|---------------------|-------------|-------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | 0.19% | 0.19% |

2015年12月31日終了年度における投資顧問報酬は、以下のとおりであった。

| | 2015年12月31日 | | 2014年12月31日 | |
|---------------------|-------------|------------|--------------|------------|
| | 報酬合計 | 放棄額 | 報酬合計 | 放棄額 |
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | 967,844米ドル | 566,576米ドル | 1,227,407米ドル | 894,896米ドル |

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資に関して、マスター・ファンドが負担することとなっている年間の報酬および費用（投資運用報酬を含む）の総額は、0.05%を上限としている。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびにマスター・ファンドの通常の運用および管理費用のポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額は、現在、自主的に限度が設けられており、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額の年率0.85%を上限としている。

投資顧問会社は、ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るために、自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実質的あるいはおおよその利回りを反映する手法でポートフォリオの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、実績の保証あるいは資本の保護と解釈されない。ファンドの英文目論見書は、ポートフォリオの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書および財政状態計算書における投資顧問報酬／販売報酬放棄額は、費用の上限の結果として放棄した金額、および／あるいはプラスの正味利回りを維持するための結果として放棄した金額により構成されている。

取締役の報酬

2015年9月30日付で、G S A M G Sはファンドの管理会社として従事している。管理会社の取締役は、スティーブン・デービス氏、バーバラ・ヒーリー氏、セオドア・ソティア氏およびグレン・ソープ氏である。バーバラ・ヒーリー氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。ファンドは、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対する年間報酬を支払う。スティーブン・デービス氏、セオドア・ソティア氏およびグレン・ソープ氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。

2015年9月30日より前においては、G S M I Lがファンドの管理会社であった。管理会社の取締役は、フランク・エニス氏、マーク・ヒーニー氏、ユージーン・レーガン氏、アラン・シュッチ氏、セオドア・ソティア氏およびキャサリン・ユニアック氏であった。フランク・エニス氏およびユージーン・レーガン氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はなかった。ファンドは、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対する年間報酬を支払った。マーク・ヒーニー氏、アラン・シュッチ氏、セオドア・ソティア氏およびキャサリン・ユニアック氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取らなかった。2015年3月5日付で、アラン・シュッチ氏が管理会社の取締役会を退任した。

管理事務代行会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、B N Yメロン・ファンド・サービス（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーをファンドの管理事務代行会社（以下「管理事務代行会社」という。）に任命している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むポートフォリオ業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して、報酬をポートフォリオの資産から毎月後払いで受領する。

受託会社

B N Yメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドは、信託証書に従い、ファンドの受託会社として従事する。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとにポートフォリオの全資産の保護預りを行う。受託会社は、業務に対してポートフォリオの資産から報酬を毎月後払いで受領する。

2015年12月31日終了年度において、ポートフォリオに関する管理事務代行報酬および受託報酬は、50,542米ドル（2014年12月31日：50,575米ドル）であった。

販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドに代わり、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「G S I」という。）を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本におけるポートフォリオの代行協会員に任命している。

ポートフォリオは、日本における販売会社および代行協会員に対し、両任務の報酬として合わせて、ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額に対する一定の年率を四半期毎の後払いで支払う。

当年度の実効年率は、以下のとおりであった。

| | 2015年12月31日 | 2014年12月31日 |
|---------------------|-------------|-------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | 0.22% | 0.22% |

2015年12月31日終了年度における販売会社報酬および代行協会員報酬は、以下のとおりであった。

| | 2015年12月31日 | | 2014年12月31日 | |
|---------------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 報酬合計 | 放棄額 | 報酬合計 | 放棄額 |
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | 1,120,806米ドル | 617,371米ドル | 1,421,198米ドル | 959,338米ドル |

名義書換事務代行会社

管理会社は、管理会社と名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、R B Cインベスター・サービス（アイルランド）リミテッドをファンドの登録・名義書換事務代行会社（以下「名義書換事務代行会社」という。）に任命している。

管理会社は受益者サービスに対する責任を負っている。このサービスは管理会社報酬に含まれている。2015年9月30日に管理会社が任命されるより前においては、G S Iは、ヨーロピアン・シェアホルダー・サービス・グループを介して、ファンドの受益者に提供された投資家サービスに関する報酬を受領していた。この報酬は四半期毎に後払いで支払われていた。

2015年9月29日終了期間において、ポートフォリオに関する名義書換事務代行報酬31,910米ドルが放棄された（2014年12月31日：13,346米ドルが請求された）。

評価者

2015年12月31日終了年度および2014年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーを評価者代理に任命し、評価はゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「IMDディビジョン」という。）によって実施された。注記3も併せて参照のこと。

8. 資本

ポートフォリオの最低当初申込額は10.00米ドルである。最低継続投資額は0.01米ドルである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ポートフォリオは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

下表は、ポートフォリオの受益証券の変動を要約したものである。

| | 2014年12月31日 現在残高 | 申込口数 | 買戻口数 | 2015年12月31日 現在残高 |
|---------------------|---------------------|----------------|------------------|---------------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | | | | |
| 米ドル受益証券（分配型） | 54,385,722,201 | 32,689,395,308 | (54,861,104,388) | 32,214,013,121 |

| | 2013年12月31日 現在残高 | 申込口数 | 買戻口数 | 2014年12月31日 現在残高 |
|---------------------|---------------------|----------------|------------------|---------------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | | | | |
| 米ドル受益証券（分配型） | 65,096,043,333 | 25,327,731,586 | (36,038,052,718) | 54,385,722,201 |

9. 純資産価額（NAV）

ポートフォリオの純資産価額および受益証券1口当り純資産価格の内訳は、以下のとおりである。

| | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---------------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| | 純資産価額 | 受益証券1口当り 純資産価格 | 純資産価額 | 受益証券1口当り 純資産価格 |
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | | | | |
| 米ドル受益証券（分配型） | 322,140,131米ドル | 0.01米ドル | 543,857,222米ドル | 0.01米ドル |

| | 2013年12月31日現在 | |
|---------------------|----------------|-------------------|
| | 純資産価額 | 受益証券1口当り 純資産価格 |
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | | |
| 米ドル受益証券（分配型） | 650,960,433米ドル | 0.01米ドル |

10. 配当金

ファンドは、買戻可能参加受益証券保有者に対して、ポートフォリオの受益証券に関する配当金を毎日宣言し、分配することができる。ファンドが宣言した配当金は、各受益者の選択により、現金で支払われるか、または受益証券に再投資される。配当金の宣言に際して、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産は、かかる配当金の金額分減少する。

以下の表は、ポートフォリオで宣言された配当金を要約したものである。

| | 2015年12月31日 | 2014年12月31日 |
|---------------------|-------------|-------------|
| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | 37,190米ドル | 47,167米ドル |

11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ポートフォリオは、ポートフォリオの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・ファンドに投資している。

ポートフォリオの投資活動により、ポートフォリオは、金融投資ならびにポートフォリオおよびマスター・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。ポートフォリオの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。管理会社の取締役会は、ポートフォリオの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。ポートフォリオがマスター・ファンドを通じてさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・ファンドの資産配分は、マスター・ファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・ファンドの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・ファンドの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

ポートフォリオおよびマスター・ファンドの投資顧問会社が採用するリスク管理方針の詳細は、以下のとおりである。

(a) 市場リスク

ポートフォリオの投資先である、マスター・ファンドのポートフォリオに対する投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- () 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- () 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- () その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・ファンドの市場リスク戦略はマスター・ファンドの投資目的によって決定される。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理される。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、投資顧問会社が選択した市場リスクを独立してモニタリング、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度、ボラティリティおよびバリュアット・リスクのモニタリングを含む市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、年2回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のポートフォリオの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

() 通貨リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、当該ポートフォリオの機能通貨建て資産にのみ投資しているため、通貨リスクにはさらされていない。

() 金利リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ポートフォリオの唯一の投資は、マスター・ファンドであった。マスター・ファンドは、加重平均の最長満期日が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・ファンドに対する投資の性質上、マスター・ファンドのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現行のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

ポートフォリオの集合投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当たり純資産価格に基づいている。集合投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると予測されるが、一部の証券またはミューチュアル・ファンドのその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況があるかもしれない。そのような場合、関連するミューチュアル・ファンドの管理会社は、かかる証券または商品の評価することが要求される可能性がある。

ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・ファンドの投資顧問会社によって管理される。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ポートフォリオが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはポートフォリオまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ポートフォリオの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資は、ポートフォリオにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これにより受益者に対して、英文目論見書に要約されているとおり、ポートフォリオにより提供される買戻日より買戻しの頻度が低くなる。

ポートフォリオは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ポートフォリオの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の見積り資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した基礎となる投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産をさらに売却する必要が生じた場合、これらの要因により、買戻される受益証券および残存する受益証券の価値ならびにポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポートフォリオの英文目論見書は、受益証券を毎日発行し、毎日買戻しを行うことを規定している。ポートフォリオは、そのため、受益者の買戻しに対応する流動性リスクを負っている。

2015年12月31日現在におけるポートフォリオのマスター・ファンドに対する投資は、マスター・ファンドの純資産の0.92%である（2014年12月31日現在：1.84%）。

以下の表は、ポートフォリオの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

| 2015年12月31日現在 | |
|----------------------|---------|
| 受益者 1 ¹ | 22.86% |
| 受益者 2 ¹ | 22.71% |
| 受益者 3 ¹ | 21.47% |
| その他の受益者 ¹ | 32.96% |
| 合計 | 100.00% |

| 2014年12月31日現在 | |
|-----------------------|---------|
| 受益者 1 ² | 22.07% |
| 受益者 2 ² | 21.00% |
| 受益者 3 ^{1, 2} | 19.97% |
| 受益者 4 | 12.33% |
| その他の受益者 ² | 24.63% |
| 合計 | 100.00% |

1 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2015年12月31日の受益者 1 は2014年12月31日の受益者 1 と同一ではない可能性がある。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、すべての金融負債は期末から3ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

(c) 信用リスク

信用リスクおよび相手方リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

マスター・ファンドの投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および中間財務報告のレビューが定期的に行われる。

ポートフォリオおよびマスター・ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算あるいは債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

1. 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
2. 受託会社が管理会社と同意している手続き（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
3. 適切に分離されていないため受託会社側で識別がなされていないファンドが保有するいずれかの有価証券（以下、「信託資産」という。）、あるいは受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の一部またはすべての損失
4. 受託会社による不適切な口座管理に起因する、もしくは関連する信託資産の識別および譲渡の過程に起因する資産、および/あるいは、インソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む顧客資金の一部またはすべての損失
5. 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配権の回復における長期遅延に起因する損失

インソルベンシーは、ポートフォリオの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役が純資産価額の計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2015年12月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集合投資スキームへの投資およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-----------------------------|---------------|---------------|
| 資産 | 米ドル | 米ドル |
| 集合投資スキーム | 322,392,307 | 543,967,400 |
| 未収収益 | 117,025 | 97,833 |
| 未収投資顧問報酬 / 販売報酬放棄額および未収払戻費用 | 151,702 | 158,089 |
| 資産合計 | 322,661,034 | 544,223,322 |

下記の他に、2015年12月31日および2014年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はなかった。

| ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF | | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|---------------|
| 名称 | 関係 | 純資産比率 (%) | 純資産比率 (%) |
| ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド - Xディストリビューション・クラス ¹ | 集合投資スキームの相手方 | 100.08 | 100.02 |

1 ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

(d) 追加的リスク

() 集中リスク

ポートフォリオは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が制限されることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社(副保管会社を含む)は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ポートフォリオは、ポートフォリオの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ポートフォリオは、ポートフォリオが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してポートフォリオの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ポートフォリオが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 当座借越

当座借越は以下の金融機関において発生している。

| 相手先 | 用途 | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|-------------------------------------|----|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 米ドル | 純資産比率 (%) | 米ドル | 純資産比率 (%) |
| バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・エス エー/エヌブイ | a) | 3,296 | 0.00% | 3,362 | 0.00% |

a) 非制限 - 保管会社現金口座

13. キャッシュ・フロー計算書

管理会社はファンドに代わり、FRS第102号セクション7「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

14. ポートフォリオ変動計算書

マスター・ポートフォリオの変動は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。マスター・ポートフォリオの変動は、29ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

15. ソフト・コミッション

管理会社は（ファンドに代わり）、2015年12月31日終了年度および2014年12月31日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約の締結をしていない他、調査および/または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

16．英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2015年9月30日付で発行された。

17．偶発債務

2015年12月31日および2014年12月31日現在、偶発債務はなかった。

18．取引費用

取引費用は、他ファンドに対する持分及び投資の売買に関連するブローカー・コミッション料、市場手数料および税金と定義されている。保管会社による取引費用は包括利益計算書の受託報酬に含まれている。

注：ベンチマーク・リターンは、都度の課税を例外として、取引費用に含めない。

19．後発事象

2015年12月以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

20．補償

管理会社は、ファンドに代わり、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

21．財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2016年4月22日に本監査済財務書類を承認した。

（３）【投資有価証券明細表等】

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 投資有価証券明細表
 2015年12月31日現在

| 保有高 | 銘柄 | 利回り ^(a) | 公正価値 (米ドル) | 純資産比率 (%) |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------|--------------|
| | U C I T S 集合投資スキーム | | | |
| 322,392,307 | ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス ^{(b)(c)} | 0.45% | 322,392,307 | 100.08 |
| | U C I T S 集合投資スキーム合計 | | 322,392,307 | 100.08 |
| | 投資合計 - 買建 | | 322,392,307 | 100.08 |
| | 投資合計 | | | |
| | U C I T S 集合投資スキーム | | 322,392,307 | 100.08 |
| | その他の資産および負債 | | (252,176) | (0.08) |
| | 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | | 322,140,131 | 100.00 |

(a) ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2015年12月31日現在の実効利回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

(c) 資産合計の99.93%を表している。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Statement of Financial Position
As at 31 December 2015

| | Notes | 31 December 2015 US\$ | 31 December 2014 US\$ |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------|-----------------------------|
| Assets | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss | 3(c),6 | 322,392,307 | 543,967,400 |
| Income receivable | 3(b) | 117,025 | 97,833 |
| Investment Advisor / Distributor fees waived and expenses reimbursed receivable | 7 | 151,702 | 158,089 |
| Total Assets | | 322,661,034 | 544,223,322 |
| Liabilities | | | |
| Bank overdraft | 3(d),12 | 3,296 | 3,362 |
| Distribution payable | 10 | - | 199 |
| Management Company fees payable | 7 | 10,686 | - |
| Investment Advisor fees payable | 7 | 131,962 | 88,567 |
| Administration fees payable | 7 | 6,135 | 3,605 |
| Trustee fees payable | 7 | 11,251 | 9,609 |
| Distributor and Agent Member Company fees payable | 7 | 89,914 | 125,542 |
| Transfer Agent fees payable | 7 | 52,790 | 12,288 |
| Audit fees payable | | 18,241 | 18,800 |
| Unitholder Services Agent fees payable | 7 | - | 4,657 |
| Legal fees payable | | 162,790 | 53,459 |
| Insurance fees payable | | 2,013 | 7,364 |
| Printing fees payable | | 21,760 | 31,403 |
| Directors fee payable | 7 | 5,540 | 2,859 |
| Other liabilities | | 4,525 | 4,386 |
| Total Liabilities (Excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units) | | 520,903 | 366,100 |
| Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units | 8,9 | 322,140,131 | 543,857,222 |

On Behalf of Board of Directors of the Manager


 Director


 Director

Date: 22 April 2016

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Statement of Comprehensive Income
For the Period Ended 31 December 2015

| | Notes | 31 December 2015 US\$ | 31 December 2014 US\$ |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| Income | | | |
| Dividend and Interest Income | 3(b) | 1,289,270 | 1,230,739 |
| Net Investment Income | | <u>1,289,270</u> | <u>1,230,739</u> |
| Expenses | | | |
| Management Company fees | 7 | 14,762 | 4,998 |
| Investment Advisor fees | 7 | 967,844 | 1,227,407 |
| Administration fees | 7 | 30,544 | 30,577 |
| Trustee fees | 7 | 19,998 | 19,998 |
| Distributor and Agent Member Company fees | 7 | 1,120,806 | 1,421,198 |
| Transfer Agency fees | 7 | 83,187 | 51,261 |
| Audit fees | | 16,258 | 19,006 |
| Unitholder Services Agent fees | 7 | - | 13,346 |
| Legal fees | | 170,069 | 197,785 |
| Insurance fees | | 4,848 | 5,198 |
| Printing fees | | 23,770 | 36,531 |
| Directors fees | 7 | 5,361 | 6,287 |
| AIFM Fees | | - | - |
| Other expenses | | 10,490 | 4,213 |
| Total Expenses | | <u>2,467,937</u> | <u>3,037,805</u> |
| Investment Advisor / Distributor fees / Unitholder Services Agent fees waived | 7 | (1,215,857) | (1,854,233) |
| Total Operating Expenses | | <u>1,252,080</u> | <u>1,183,572</u> |
| Operating profit | | <u>37,190</u> | <u>47,167</u> |
| Finance Costs | | | |
| Distributions to holders of redeemable participating units | 10 | (37,190) | (47,167) |
| Total Finance Costs | | <u>(37,190)</u> | <u>(47,167)</u> |
| Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations | | <u>-</u> | <u>-</u> |

Gains and losses arose solely from continuing investment activities. There were no gains or losses other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders
of Redeemable Participating Units
For the Year Ended 31 December 2015

| | Notes | 31 December 2015 US\$ | 31 December 2014 US\$ |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| Net assets attributable to holders of redeemable participating units at start of year | | 543,857,222 | 650,960,433 |
| Proceeds from redeemable participating units issued | 8 | 326,893,953 | 253,277,316 |
| Payments for redeemable participating units redeemed | 8 | (548,611,044) | (360,380,527) |
| Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year end | | 322,140,131 | 543,857,222 |

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

1. Organisation

Goldman Sachs Money Market Funds ("the Trust") is a unit trust established as an umbrella fund. The Central Bank of Ireland authorised the Trust under the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011, as amended ("the UCITS Regulations").

Effective 30 September 2015, Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited ("GSAMGS") has acted as Manager of the Trust.

The Manager is responsible for the investment management, administration and marketing of the Trust and each sub-fund. In addition, the Manager's duties include risk management, valuation, transfer agency and distribution. The Manager has delegated certain functions with respect to these responsibilities to certain affiliates and third parties.

As at 31 December 2015 the Trust had one sub-fund, the Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (the "Fund"), which invests, all or substantially all, of its assets in a master fund as detailed in the following table:

| Fund | Currency | Master Fund | Launch Date of Fund |
|---------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (the "Fund") | USD | Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund (the "Master Fund") - X Distribution Class | 30-April-1999 |

The Master Fund is a sub-fund of Goldman Sachs Funds, plc an open-ended investment company with limited liability, incorporated under the laws of Ireland and authorised by the Central Bank of Ireland as a UCITS. The Annual Report and Audited Financial Statements of the Master Fund can be obtained from the Administrator.

2. Investment Objective

The investment objective of the Fund is to maximise current income to the extent consistent with the preservation of capital and the maintenance of liquidity by investing all or substantially all of its assets in the Master Fund which, in turn, invests in a diversified portfolio of high quality money market securities. From time to time a small portion of the Fund's assets may be retained in cash or invested in cash equivalents, it being understood that at no stage will such investments exceed 10% of the Net Asset Value of the Fund.

3. Significant Accounting Policies

(a) Basis of Preparation of Financial Statements

The Trust has applied Financial Reporting Standards 102 ("FRS 102"), "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" effective 1 January 2015. The Trust has also applied Amendments to FRS 102 – Fair value hierarchy disclosures which was issued in March 2016 and is applicable for accounting periods beginning on or after 1 January 2017 with early application permitted. The Trust has taken the option to early adopt the amendments. Accordingly, these are the Trust's first annual financial statements which have been prepared in accordance with FRS 102. The Trust has consistently applied the accounting policies used in the preparation of its opening FRS 102 Statement of Financial Position at 1 January 2014 throughout all periods presented, as if these policies had always been in effect.

The transition to FRS 102 has resulted in no changes to the reported financial position or financial performance compared to that presented previously. No adjustments have been made to either the equity presented in the opening statement of the financial position as at 1 January 2014 or at 31 December 2014 i.e. at the latest period presented in the Trust's most recent annual report and financial statements determined in accordance with the previous financial reporting framework.

The financial statements are presented in United States Dollars, the Trust's functional currency. The Investment Adviser considers that this currency most accurately represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Trust.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

3. Significant Accounting Policies (continued)

(a) Basis of Preparation of Financial Statements (continued)

The preparation of the financial statements is in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland) and in accordance with the UCITS Regulations.

The financial statements have been prepared on a going concern basis.

The preparation of the audited annual financial statements requires the Directors of the Manager to make certain estimates and assumptions that may affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Refer to the Liabilities section of the Statement of Financial Position and Note 4 for instances where the Directors of the Manager were required to make certain estimates and assumptions to determine fair value. Actual results may differ from those estimates.

The audited annual financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

(b) Investments Transactions and Related Investment Income and Operating Expenses

Investment transactions are recorded on a trade date basis. Realised gains and losses are based on the Weighted Average Cost Method. Dividend income and dividend expense are recorded on the ex-dividend date and interest income and interest expense are accrued over the life of the investment on an effective yield basis. Interest income includes accretion of market discount, original issue discounts and amortisation of premiums and is recorded into income over the life of the underlying investment. Interest income and dividend income are recognised on a gross basis before withholding tax, if any.

Operating expenses are recognised on an accruals basis.

Transaction costs, when incurred, are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

(c) Financial Investment in Securities and Valuation

Under FRS 102, in accounting for all of its financial instruments, an entity is required to apply either (a) the full requirements of Sections 11 "Basic Financial Instruments" and Section 12 "Other Financial Instruments Issues" of FRS 102, (b) the recognition and measurement provisions of International Accounting Standards ("IAS") 39 "Financial Instruments: Recognition and Measurement" ("IAS 39") as adopted for use in the European Union and the disclosure requirements of Sections 11 and 12, or (c) the recognition and measurement provisions of International Financial Reporting Standards ("IFRS") 9 "Financial Instruments" ("IFRS 9") and the disclosure requirements of Sections 11 and 12. The Manager on behalf of the Trust has elected to apply the recognition and measurement provisions of IAS 39 and the disclosure requirements of Sections 11 and 12 of FRS 102.

i. Classification

A financial asset or financial liability at fair value through profit or loss is a financial asset or liability that is classified as held-for-trading or designated at fair value through profit or loss. The following financial investments are classified as held-for-trading: Collective Investment Schemes.

Financial assets that are not at fair value through profit or loss include accounts receivable.

ii. Recognition and Derecognition

The Fund recognises financial assets and financial liabilities on the date they become a party to the contractual provisions of the investment. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognised using trade date accounting. From trade date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statement of Comprehensive Income.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

3. Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Investment in Securities and Valuation (continued)

ii. Recognition and Derecognition (continued)

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

iii. Fair Value Measurement Principles

The Manager on behalf of the Trust has elected to apply the recognition and measurement provisions of IAS 39. Financial assets and liabilities are initially recorded at their transaction price and then measured at fair value subsequent to initial recognition. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise.

Financial assets classified as receivables are carried at cost less impairment losses, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at cost. Financial liabilities arising from redeemable participating units issued by the Trust are carried at the redemption amount representing the unitholders' right to a residual amount of the Fund's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units ("Net Assets").

The fair value of all securities and derivatives is determined according to the following policies:

(iii 1) Shares in Collective Investment Schemes

The fair value of investments in open-ended investment funds, including collective investment schemes, is based upon the net asset value per share as supplied by the funds, in accordance with the valuation policy of the applicable fund as outlined in its prospectus.

(iii 2) All Securities

If a quoted market price is not available from a third party pricing service or a dealer, or a quotation is believed to be materially inaccurate, the fair value of the investment is determined by using valuation techniques. Valuation techniques include the use of recent market transactions, reference to the current fair value of another investment that is substantially the same, discounted cash flow analyses or any other techniques that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions.

Such securities and derivatives shall be valued at their probable realisation value as determined by a Valuer.

The investments have been valued in accordance with generally accepted accounting principles that require the use of certain estimates and assumptions to determine fair value. Although these estimates and assumptions are based on the best available information, actual results could be materially different from these estimates.

Refer to Note 4 for securities where the Valuer was used to determine fair value.

(d) Cash

Cash is valued at cost, which approximates fair value.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

3. Significant Accounting Policies (continued)

(e) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate in effect at the date of the transaction. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US Dollars at the foreign currency closing exchange rate in effect at the period end date. Foreign currency exchange differences arising on translation and realised gains and losses on disposals or settlements of assets and liabilities are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Foreign currency exchange gains or losses relating to investments at fair value through profit or loss, derivative financial investments, and all other foreign currency exchange gains or losses relating to monetary items, including cash and cash equivalents, are reflected in the net realised investment gain/(loss) or net change in unrealised investment gain/(loss) in the Statement of Comprehensive Income.

(f) Finance Costs

Distributions payable on the redeemable participating units are recognised in the Statement of Comprehensive Income as Finance Costs.

(g) Redeemable Participating Units

All redeemable participating units issued by the Trust provide the investors with the right to redeem for cash at the value proportionate to the investor's share in the Fund's Net Assets on the redemption date.

In accordance with FRS 102, Section 22 "Liabilities and Equity", such units have been classified as liability at the value of the redemption amount in the Statement of Financial Position. The Trust is contractually obliged to redeem units in accordance with the Prospectus.

4. Valuation Determined by the Valuer

Such securities and derivatives shall be valued at their probable realisation value as determined by a Valuer. The Valuer is appointed by the Manager. The Valuer during the year ended 31 December 2015 was Goldman, Sachs & Co and the valuation function was performed by Goldman Sachs Investment Management Division Controllers ("IMD Controllers").

5. Taxation

Under current Irish law and practice, the Trust qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. On that basis Irish tax is not chargeable to the Fund on its income or capital gains.

The Fund will not be liable to Irish tax in respect of its income and gains, other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution to Unitholders or any encashment, redemption or transfer of Units or appropriation or cancellation of Units, or a deemed disposal of Units every 8 years beginning from the date of the acquisition of those Units, but does not occur in respect of:

- (a) Unitholders who are neither Irish Resident nor Irish Ordinary Resident for tax purposes at the time of the chargeable event and who have provided the Trust with a relevant declaration to that effect; and
- (b) certain exempted Irish tax resident Unitholders who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations.

A chargeable event does not include:

- (i) any transaction in relation to Units held in a recognised clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners of Ireland;
- (ii) an exchange by Unitholders, effected by way of an arm's length bargain where no payment is made to the Unitholders of Units in the Fund for other Units in the Fund;

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

5. Taxation (continued)

- (iii) an exchange of Units arising on a qualified amalgamation or reconstruction of a fund with another fund;
or
(iv) a transfer by a Unitholder of the entitlement to a Unit where the transfer is between spouses and former spouses, subject to certain conditions.

In the absence of an appropriate declaration, the Fund will be liable for Irish tax on the occurrence of a chargeable event and the Fund reserves its right to withhold such taxes from Unitholders. Capital gains, dividends and interest received by the Fund may be subject to taxes, including withholding taxes in the countries in which the issuers of investments are located, which may be reflected in the Net Asset Value ("NAV") of the Fund. Such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

6. Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss

Under Amendments to FRS 102, Section 34, the Trust is required to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

Level 1 – Unadjusted quoted prices in active markets that are accessible at the measurement date for identical unrestricted assets or liabilities;

Level 2 - Quoted prices in markets that are not active or financial instruments for which significant inputs are observable (including but not limited to quoted prices for similar securities, interest rates, foreign exchange rates, volatility and credit spreads), either directly or indirectly. This may include the Valuers' assumptions in determining fair value measurement;

Level 3 - Prices or valuations that require significant unobservable inputs (including the Valuers' assumptions in determining fair value measurement).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety shall be determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The following tables provide an analysis of financial instruments that are measured at fair value in accordance with FRS 102:

| Financial Assets measured at fair value at 31 December 2015 | | | | |
|--------------------------------------------------------------|--------------------|----------|----------|--------------------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | | | | |
| | Level 1 | Level 2 | Level 3 | Total |
| | US\$ | US\$ | US\$ | US\$ |
| Financial Assets at fair value through profit or loss | | | | |
| Investments - Long | 322,392,307 | - | - | 322,392,307 |
| Total | 322,392,307 | - | - | 322,392,307 |

| Financial Assets measured at fair value at 31 December 2014 | | | | |
|--------------------------------------------------------------|--------------------|----------|----------|--------------------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | | | | |
| | Level 1 | Level 2 | Level 3 | Total |
| | US\$ | US\$ | US\$ | US\$ |
| Financial Assets at fair value through profit or loss | | | | |
| Investments - Long | 543,967,400 | - | - | 543,967,400 |
| Total | 543,967,400 | - | - | 543,967,400 |

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

7. Significant Agreements and Related Parties

Manager

As outlined in Note 1, effective 30 September 2015, GSAMGS, a wholly-owned indirect subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., is the Manager of the Trust. GSAMGS is entitled to receive an annual management charge which shall be accrued daily and paid monthly in arrears.

Prior to 30 September 2015, Goldman Sachs Management (Ireland) Limited, a related party to the Trust, acted as Manager to the Trust and was responsible for the management and operation of the Trust.

Investment Adviser and Sub-Investment Adviser

The Manager on behalf of the Trust has appointed Goldman Sachs Asset Management International (the "Investment Adviser"), a related party to the Trust, as Investment Adviser to the Fund. The Investment Adviser has appointed Goldman Sachs Asset Management Co., Limited as Sub-Investment Adviser to the Fund. The Investment Adviser is entitled to receive an annual fee, computed daily at an annual rate of the average daily Net Asset Value attributable to redeemable participating unitholders of the Fund inclusive of fees earned on the Master Fund.

The annualised rates in effect during the year were:

| | 31-Dec-15 | 31-Dec-14 |
|---------------------------------------------|-----------|-----------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | 0.19% | 0.19% |

For the year ended 31 December 2015, the Investment Adviser fees were:

| | 31-Dec-15 | | 31-Dec-14 | |
|---------------------------------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| | Total Fees | Waived | Total Fees | Waived |
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | US\$967,844 | US\$566,576 | US\$1,227,407 | US\$894,896 |

In respect of the Fund's investment in the Master Fund, the total annual fees and expenses, including investment manager fees, to be borne at the Master Fund are capped at 0.05%.

Total ordinary expenses, including fees and expenses of the Investment Adviser and Trustee together with the Fund's share of the ordinary operational and administrative expenses of the Master Fund are currently voluntarily limited to 0.85% per annum of the daily net asset value attributable to redeemable participating unitholders.

The Investment Adviser has followed a voluntary policy of seeking to maintain a positive net yield in respect of the Fund. This is achieved through various forms of fee waivers and expense reimbursements. The positive yield target may vary from time to time at the discretion of the Investment Adviser, and such information may be reported to the Fund's unitholders or the public in a manner that reflects the actual or rounded yield of the Fund. Yield targets are not to be construed as guarantees or assurances of performance or preservation of capital. The Trust's prospectus provides more information, including the key risks of investing in the Fund.

Investment Adviser/Distributor fees waived in the Statement of Comprehensive Income and Statement of Financial Position may comprise of amounts waived as a result of the expense cap and/or amounts waived as a result of maintaining a positive net yield.

Directors' Remuneration

Effective from 30 September 2015, GSAMGS acts as manager of the Trust. The Directors of the Manager are Mr. Stephen Davies, Ms. Barbara Healy, Mr. Theodore Sotir and Mr. Glenn Thorpe. Ms. Barbara Healy is an independent Director and has no executive function with the Investment Adviser or its related party companies. The Trust pays each independent Director an annual fee for their services as a Director of the Manager. Mr. Stephen Davies, Mr. Theodore Sotir and Mr. Glenn Thorpe are related parties to the Investment Adviser and receive no compensation from the Trust.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Directors' Remuneration (continued)

Prior to 30 September 2015, GSMIL acted as Manager of the Trust. The Directors of the Manager were Mr. Frank Ennis, Mr. Mark Heaney, Mr. Eugene Regan, Mr. Alan Shuch, Mr. Theodore Sotir and Ms. Katherine Uniacke. Mr. Frank Ennis and Mr. Eugene Regan were independent Directors and had no executive function with the Investment Adviser or its related party companies. The Trust paid each independent Director an annual fee for their services as a Director of the Manager. Mr. Mark Heaney, Mr. Alan Shuch, Mr. Theodore Sotir and Ms. Katherine Uniacke were related parties to the Investment Adviser and received no compensation from the Trust. As of 5 March 2015, Mr. Alan Shuch resigned from the Board of Directors of the Manager.

Administrator

The Manager has appointed BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company as administrator of the Trust ("the Administrator"), in accordance with the Administration Agreement. The Administrator is responsible for the administration of the Fund's affairs including the calculation of the Net Asset Value and the preparation of financial statements. The Administrator receives a fee for its services payable out of the assets of the Fund payable monthly in arrears.

Trustee

BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited acts as Trustee of the Trust pursuant to the Trust Deed. In accordance with and subject to the Trust Deed, the Trustee provides safe custody for all assets of the Fund which are held under the control of the Trustee in the Trustee's custodial network. The Trustee receives a fee for its services payable out of the assets of the Trust payable monthly in arrears.

For the year ended 31 December 2015, the Administration and Trustee fees for the Fund were US\$ 50,542 (31 December 2014: US\$ 50,575).

Distributors and Agent Member Company

The Manager, on behalf of the Trust has appointed Goldman Sachs International ("GSI") as distributor of the Units. GSI has appointed Goldman Sachs Japan Co., Limited, as distributor in Japan and Goldman Sachs Asset Management Co., Limited as agent member company for the Fund in Japan.

The Fund will pay the Distributor and Agent Member Company in Japan a quarterly fee in arrears at an annual rate based on the daily net asset value attributable to redeemable participating unitholders of the Fund in aggregate for fulfilling both roles.

The annualised rates in effect during the year were:

| | 31-Dec-15 | 31-Dec-14 |
|---------------------------------------------|-----------|-----------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | 0.22% | 0.22% |

For the year ended 31 December 2015, the Distributor and Agent Member Company fees were:

| | 31-Dec-15 | | 31-Dec-14 | |
|---------------------------------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| | Total Fees | Waived | Total Fees | Waived |
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | US\$1,120,806 | US\$617,371 | US\$1,421,198 | US\$959,338 |

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Transfer Agent

The Manager has appointed RBC Investor Services (Ireland) Limited as registrar and transfer agent of the Trust ("the Transfer Agent") pursuant to the Registrar and Transfer Agent Agreement between the Manager and the Transfer Agent.

The Manager is responsible for Unitholder Services. This service is included within the Management Company fee. Prior to the Manager's appointment on 30 September 2015 GSI, through its European Shareholders Services Group received a fee, in respect of investor services provided to unitholders in the Trust. This fee was payable quarterly in arrears.

For the period ended 29 September 2015, the Unitholder Services Agent fees for the Fund of US\$31,910 were waived (31 December 2014: US\$13,346 were charged).

Valuer

The Directors of the Manager have appointed Goldman, Sachs & Co as its delegate to act as the Valuer during the year ended 31 December 2015 and year ended 31 December 2014 and the valuation function was performed by Goldman Sachs Investment Management Division Controllers ("IMD Division"). Please also refer to Note 3.

8. Unit Capital

The minimum initial investment amount is US\$10.00 for the Fund. The minimum subsequent investment amount is US\$0.01. All of the Japanese distributors can, at their discretion, set higher minimum initial and subsequent investment amounts.

The relevant movements on unit capital are shown on the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units. The Fund invests the proceeds from the issue of units in appropriate investments while maintaining sufficient liquidity to meet redemptions when necessary.

The following tables summarise the activity in the Fund's Units.

| | Balance at 31-Dec-2014 | Subscriptions | Redemptions | Balance at 31-Dec-2015 |
|---------------------------------------------|---------------------------|----------------|------------------|---------------------------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | | | | |
| US\$ Base Distribution | 54,385,722,201 | 32,689,395,308 | (54,861,104,388) | 32,214,013,121 |

| | Balance at 31-Dec-2013 | Subscriptions | Redemptions | Balance at 31-Dec-2014 |
|---------------------------------------------|---------------------------|----------------|------------------|---------------------------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | | | | |
| US\$ Base Distribution | 65,096,043,333 | 25,327,731,586 | (36,038,052,718) | 54,385,722,201 |

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

9. Net Asset Value ("NAV")

The following tables summarise the Net Asset Value and the NAV per Unit of the Fund.

| | 31-Dec-2015 | | 31-Dec-2014 | |
|---------------------------------------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|
| | Net Asset Value | NAV Per Unit | Net Asset Value | NAV Per Unit |
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | | | | |
| US\$ Base Distribution | US\$322,140,131 | US\$0.01 | US\$543,857,222 | US\$0.01 |

| | 31-Dec-2013 | |
|---------------------------------------------|-----------------|--------------|
| | Net Asset Value | NAV Per Unit |
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | | |
| US\$ Base Distribution | US\$650,960,433 | US\$0.01 |

10. Dividends

The Trust may declare and distribute dividends in respect of the Fund's Units on a daily basis to holders of redeemable participating units. Dividends declared by the Trust are, at the election of each Unitholder, paid in cash or reinvested in additional Units. Upon declaration of any dividend, Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units is reduced by the amount of such dividend.

The following table summarises dividends declared by the Fund

| | 31-Dec-2015 | 31-Dec-2014 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|
| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | US\$37,190 | US\$47,167 |

11. Financial Investments and Associated Risks

The Fund invests all, or substantially all, of its assets in the Master Fund, as outlined in Note 1.

The Fund's investing activities expose it to various types of risks that are associated with the financial investments and markets in which it and the Master Fund invest (the "Investment Risks"). The Fund's investment portfolio is comprised of collective investment schemes at year end. The Board of the Manager has appointed the Investment Adviser to manage the investment risks of the Fund. The significant types of financial risks which the Fund is exposed to through the Master Fund are market risk, liquidity risk and credit risk. The prospectus provides details of these and other types of risk some of which are additional to that information provided in these financial statements.

Asset allocation of the Master Fund is determined by the Master Fund's Investment Adviser who manages the allocation of assets to achieve the investment objectives as detailed in Note 2. Achievement of the Master Fund's investment objectives involves taking risks. The Master Fund's Investment Adviser exercises judgement based on analysis, research and risk management techniques when making investment decisions. Divergence from the benchmark and/or the target asset allocation and the composition of the portfolio is monitored by the Master Fund's Investment Adviser.

The risk management policies employed by the Fund's and Master Fund's Investment Adviser are detailed below.

(a) Market Risk

The potential for changes in the fair value of the Fund's investment in the Master Fund investment portfolios is referred to as market risk. Commonly used categories of market risk include currency risk, interest rate risk and other price risk.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

- (i) Currency risks may result from exposures to changes in spot prices, forward prices and volatilities of currency rates.
- (ii) Interest rate risks may result from exposures to changes in the level, slope and curvature of the yield curve, the volatility of interest rates, mortgage prepayment speeds and credit spreads.
- (iii) Other price risks are the risk that the fair value of an investment will fluctuate as a result of changes in market prices other than those arising from currency risk or interest rate risk and may result from exposures to changes in the prices and volatilities of individual equities, equity baskets, equity indices, and commodities.

The Master Fund's market risk strategy is driven by its investment objective.

Market risk is managed through the application of risk budgeting principles. The Investment Adviser determines an appropriate risk target, commonly referred to as expected or predicted (i.e. forward-looking) Tracking Error, employing a risk budgeting framework.

A Market Risk Analysis Group at Goldman Sachs ("IMD MRA") is responsible for independently monitoring, analysing and reporting the market risks taken by the Investment Adviser. IMD MRA uses a number of risk metrics to monitor the market risks including monitoring sensitivities, volatility and VaR. IMD MRA presents on the market risks to the Board no less frequently than semi-annually.

Details of the Fund's investment portfolio at the reporting date are disclosed in the Schedule of Investments.

(i) Currency Risk

The Master Fund, in which the Fund invests, only invests in assets denominated in its functional currency so has no exposure to currency risk.

(ii) Interest Rate Risk

The Master Fund, in which the Fund invests, may invest in fixed income securities. Any change to the relevant interest rates for particular securities may result in the Investment Adviser being unable to secure similar returns upon the expiry of contracts or the sale of securities. In addition, changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of the fixed income securities will decline. A decline in interest rates will, in general, have the opposite effect. All fixed income securities and floating rate securities, together with their coupon rate and maturity date, are disclosed on the Schedule of Investments of the Master Fund.

At the year end the only investments of the Fund were in the Master Fund. The Master Fund is a money market fund with a maximum weighted average maturity of 60 days. Given the nature of the investments in the underlying Master Fund, it would be expected that the NAV of the Master Fund would have a very low sensitivity to changing interest rates and other market conditions. However, it is expected that the yields on the underlying Master Fund will move consistently with changes in the overnight rates and prevailing money market benchmarks.

(iii) Other Price Risk

Other price risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate as a result of changes in market prices, other than those arising from currency risk or interest rate risk whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or any other factor affecting financial investments in the market.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(iii) Other Price Risk (continued)

The Fund's investments in collective investment schemes are based upon the net asset values per share as supplied by the funds, in accordance with the valuation policy of the applicable fund as outlined in its prospectus. While it is expected that the assets of the collective investment schemes will generally be valued by an independent third party administrator or other service provider, there may be circumstances in which certain securities or other assets of a mutual fund may not have a readily ascertainable market price. In such circumstances, the manager of the relevant mutual fund may be required to value such securities or instruments.

The Fund has no significant exposure to other price risk.

Currency, interest rate and other price risks are managed by the Master Fund's Investment Adviser as part of the integrated market risk management processes described above.

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Among other things liquidity could be impaired by an inability to access secured and/or unsecured sources of financing, an inability to sell assets or unforeseen outflows of cash or collateral. This situation may arise due to circumstances outside of the Fund's control, such as a general market disruption or an operational problem affecting the Fund or third parties. Also, the ability to sell assets may be impaired if other market participants are seeking to sell similar assets at the same time.

The Fund's investment in the Master Fund may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Fund. This includes offering less frequent redemption dates than are offered by the Fund to its unitholders as outlined in the prospectus.

The Fund provides for the subscription and redemption of units and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with unitholder redemptions in accordance with the terms in the prospectus. The Fund is managed to include liquid investments which the Investment Adviser believes are sufficient to meet normal liquidity needs although substantial redemptions of units in the Fund could require the Fund to liquidate their investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the redemptions and changes in the liquidity of the Fund's underlying investments once acquired can adversely impact its position in this respect. These factors could adversely affect the value of the units redeemed, the valuation of the units that remain outstanding and the liquidity of the Fund's remaining assets if more liquid assets have been sold to meet redemptions.

The Fund's prospectus provides for the daily subscription of units and the daily redemption of units. The Fund is therefore exposed to the liquidity risk of meeting unitholder redemptions.

As at 31 December 2015 the Fund's investment in the Master Fund is 0.92% of the Master Funds net assets (as at 31 December 2014: 1.84%).

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk (continued)

The following tables set forth details of unitholders with holdings greater than 10% of the Fund's net assets.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund

| 31-Dec-2015 | |
|--------------------------------|----------------|
| Unitholder 1 ¹ | 22.86% |
| Unitholder 2 ¹ | 22.71% |
| Unitholder 3 ¹ | 21.47% |
| Other Unitholders ¹ | 32.96% |
| Total | 100.00% |

| 31-Dec-2014 | |
|--------------------------------|----------------|
| Unitholder 1 ² | 22.07% |
| Unitholder 2 ² | 21.00% |
| Unitholder 3 ^{1,2} | 19.97% |
| Unitholder 4 | 12.33% |
| Other Unitholders ² | 24.63% |
| Total | 100.00% |

¹Unitholder is a Distributor.

Note: Unitholders are shown in order of holding at the specific period end so Unitholder 1 on 31 December 2015 may not be the same as Unitholder 1 on 31 December 2014.

As at 31 December 2015 and 31 December 2014, all financial liabilities were payable within three months of year end.

(c) Credit Risk

Credit and counterparty risk is the risk that one party to a financial investment will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

The Master Fund's Investment Adviser has adopted procedures to reduce credit risk related to its dealings with counterparties. Before transacting with any counterparty, the Investment Adviser or its related parties evaluate both credit-worthiness and reputation by conducting a credit analysis of the party, their business and reputation. The credit risk of approved counterparties is then monitored on an ongoing basis, including periodic reviews of financial statements and interim financial reports as needed.

The Fund and the Master Fund are subject to a number of risks relating to the insolvency, administration, liquidation or other formal protection from creditors ("insolvency") of the Trustee. These risks include without limitation:

1. The loss of all cash held with the Trustee which is not being treated as client money at the level of the Trustee ("client money").
2. The loss of all cash which the Trustee has failed to treat as client money in accordance with procedures (if any) agreed with the Manager.
3. The loss of some or all of any securities held on trust which have not been properly segregated and so identified at the level of the Trustee ("trust assets") or client money held by or with the Trustee.
4. The loss of some or all assets due to the incorrect operation of accounts by the Trustee or due to the process of identifying and transferring the relevant trust assets and/or client money including any deduction to meet the administrative costs of an insolvency.
5. Losses caused by prolonged delays in receiving transfers of balances and regaining control over the relevant assets.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

An insolvency could cause severe disruption to the Fund's investment activity. In some circumstances, this could cause the Directors of the Manager to temporarily suspend the calculation of the Net Asset Value and dealings in Units.

At 31 December 2015, the following financial assets were exposed to credit risk: investments in collective investment schemes and other receivables. The carrying amount of financial assets best reflect the maximum credit risk exposure at the reporting date.

The maximum exposure to credit risk as at the reporting date can be analysed as follows:

| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | 31-Dec-2015 | 31-Dec-2014 |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| Assets | US\$ | US\$ |
| Collective investment schemes | 322,392,307 | 543,967,400 |
| Income receivable | 117,025 | 97,833 |
| Investment Adviser / Distributor fees waived and expenses reimbursed receivable | 151,702 | 158,089 |
| Total Assets | 322,661,034 | 544,223,322 |

Other than the below, there were no concentrations of counterparty or issuer credit risk greater than 5% of the net assets attributable to holders of redeemable participating units at 31 December 2015 and 31 December 2014.

| Goldman Sachs US\$ Money Market Fund | | 31-Dec-2015 | 31-Dec-2014 |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------|-----------------|
| Institution | Capacity | % of Net Assets | % of Net Assets |
| Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund – X Distribution Class ¹ | Collective Investment Scheme | 100.08 | 100.02 |

¹ Related Party to Goldman Sachs Money Market Funds

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(d) Additional Risks

(i) Concentration Risk

The Fund may invest in a limited number of investments and investment themes. A consequence of a limited number of investments is that performance may be more favourably or unfavourably affected by the performance of an individual investment.

(ii) Operational Risk

Operational risk is the potential for loss caused by a deficiency in information, communications, transaction processing and settlement, and accounting systems. The Trust's service providers, including sub-custodians and as shown on page 2, maintain controls and procedures for the purpose of managing operational risk. Reviews of the service levels of service providers are performed on a regular basis by the Investment Adviser. No assurance is given that these measures will be 100% effective.

(iii) Legal, Tax and Regulatory Risks

Legal, tax and regulatory changes could occur during the duration of the Fund which may adversely affect the Fund.

With respect to tax, the Fund may be subject to taxation on capital gains, interest and dividends in certain jurisdictions where the Fund invests.

The interpretation and applicability of the tax law and regulations by tax authorities at times may not be clear or consistent. Tax obligations where probable and estimable are recorded as liabilities. However, some tax obligations are subject to uncertainty and may result in additional tax liabilities, interest and penalties based on future actions, interpretations or judgements of these authorities covering current and past tax positions. Accounting standards may also change, creating or removing an obligation for the Fund to accrue for a potential tax liability. Consequently, it is possible that certain potential tax obligations which currently are not probable may become so which may result in additional tax liabilities for a Fund in the future and these additional liabilities may be material. Because of the foregoing uncertainties, the NAV may not reflect the tax liabilities ultimately borne by the Fund, including at the time of any subscriptions, redemptions or exchanges of interests in the Trust, which could have an adverse impact on investors at that time.

Additional details of risks not disclosed in these Financial Statements can be found in the prospectus.

12. Bank Overdraft

Bank overdrafts are held at the following institutions:

| Counterparty | Use | 31-Dec-2015 | | 31-Dec-2014 | |
|-------------------------------|-----|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| | | US\$ | % of Net Assets | US\$ | % of Net Assets |
| Bank of New York Mellon SA/NV | a) | 3,296 | 0.00% | 3,362 | 0.00% |

a) Unrestricted – Custodian Cash account

13. Cash Flow Statement

The Manager on behalf of the Trust has elected to apply the exemption available to open-ended investment funds under FRS 102, Section 7 "Statement of Cash Flows", not to prepare a cash flow statement.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2015

14. Statement of Changes in the Portfolio

The Material Portfolio Changes reflect the aggregate purchases of a security exceeding one per cent of the total value of purchases for the period and aggregate disposals greater than one per cent of the total value of the sales. The Material Portfolio changes are shown on page 29.

15. Soft Commissions

The Manager (on behalf of the Trust) did not enter into any third party soft commission arrangements or pay commissions for research and/or execution for the year ended 31 December 2015 and year ended 31 December 2014.

16. Prospectus

The latest prospectus of the Trust was issued on 30 September 2015.

17. Contingent Liabilities

There were no contingent liabilities as at 31 December 2015 and 31 December 2014.

18. Transaction Costs

Transaction costs have been defined as broker commission fees, market fees and taxes relating to purchase or sale of equity and investments in other funds. Custodian based transaction costs are included in Trustee fee in the Statement of Comprehensive Income.

Note: benchmark returns, with the exception of taxes at times, do not incorporate transaction costs.

19. Subsequent Events

There have been no significant events affecting the Trust since December 2015.

20. Indemnifications

The Manager may enter into contracts on behalf of the Trust that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

21. Approval of the Financial Statements

The Directors of the Board of the Manager approved the audited financial statements on 22 April 2016.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Money Market Funds
Schedule of Investments
As at 31 December 2015

| Holdings | Description | Yield ^(a) | Fair Value US\$ | % of Net Assets |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|-----------------------|
| UCITS COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES | | | | |
| 322,392,307 | Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund - X Distribution Class ^{(b)(c)} | 0.45% | 322,392,307 | 100.08 |
| TOTAL UCITS COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES | | | 322,392,307 | 100.08 |
| TOTAL INVESTMENTS - LONG | | | 322,392,307 | 100.08 |
| Total Investments | | | | |
| UCITS Collective Investment Schemes | | | 322,392,307 | 100.08 |
| Other assets and liabilities | | | (252,176) | (0.08) |
| Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units | | | 322,140,131 | 100.00 |

^(a) The interest rate shown for the Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund represents the yield effective as at 31 December 2015.

^(b) Related party to Goldman Sachs Money Market Funds.

^(c) Represents 99.93% of the total assets.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

(参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋である。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2015年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2015年12月31日

| | 米ドル | 千円 |
|---------------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 資産 | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 32,737,773,864 | 3,592,970,682 |
| 現金 | 777,113,292 | 85,288,184 |
| 有価証券売却未収金 | 1,724,863,813 | 189,303,803 |
| 未収収益 | 12,568,286 | 1,379,369 |
| 未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用 | 1,819,414 | 199,681 |
| 未収販売報酬 | - | - |
| その他の資産 | 115,407 | 12,666 |
| 資産合計 | 35,254,254,076 | 3,869,154,385 |
| 負債 | | |
| 未払収益 | 1,441,592 | 158,215 |
| 投資証券買戻未払金 | - | - |
| 未払分配金 | 4,662,334 | 511,691 |
| 投資購入未払金 | - | - |
| 未払投資運用報酬 | 10,537,878 | 1,156,532 |
| 未払管理会社報酬 | 561,965 | 61,676 |
| 未払管理事務代行報酬 | 400,056 | 43,906 |
| 未払預託報酬 | 666,009 | 73,094 |
| 未払販売報酬 | 504,690 | 55,390 |
| 未払名義書換事務代行報酬 | 251,252 | 27,575 |
| 未払監査報酬 | 15,502 | 1,701 |
| 未払取締役報酬 | 11,712 | 1,285 |
| 未払弁護士報酬 | 49,224 | 5,402 |
| 未払保険料 | 84,924 | 9,320 |
| 未払印刷費 | 13,473 | 1,479 |
| その他の負債 | 63,802 | 7,002 |
| 負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く) | 19,264,413 | 2,114,269 |
| 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 35,234,989,663 | 3,867,040,116 |

取締役

セオドア・ソティア

取締役

フランク・エニス

日付：2016年4月19日

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2014年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2014年12月31日

| | 米ドル | 千円 |
|--------------------------------|----------------|---------------|
| 資産 | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 29,537,062,799 | 3,241,692,642 |
| 現金 | - | - |
| 有価証券売却未収金 | - | - |
| 未収収益 | 9,622,447 | 1,056,064 |
| 未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用 | 1,060,709 | 116,413 |
| 未収販売報酬 | - | - |
| その他の資産 | 64,057 | 7,030 |
| 資産合計 | 29,547,810,012 | 3,242,872,149 |
| 負債 | | |
| 未払収益 | 115,213 | 12,645 |
| 当座借越 | 235,684 | 25,866 |
| 投資証券買戻未払金 | - | - |
| 未払分配金 | 1,024,188 | 112,405 |
| 投資購入未払金 | - | - |
| 未払投資運用報酬 | 4,485,137 | 492,244 |
| 未払管理会社報酬 | 249,329 | 27,364 |
| 未払管理事務代行報酬 | 185,254 | 20,332 |
| 未払預託報酬 | 332,205 | 36,459 |
| 未払販売報酬 | 590,359 | 64,792 |
| 未払名義書換事務代行報酬 | 71,811 | 7,881 |
| 未払監査報酬 | 16,489 | 1,810 |
| 未払受益者サービス代行報酬 | - | - |
| 未払弁護士報酬 | 55,044 | 6,041 |
| 未払保険料 | 270,545 | 29,692 |
| その他の負債 | 37,590 | 4,126 |
| 負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く) | 7,668,848 | 841,656 |
| 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 29,540,141,164 | 3,242,030,493 |

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2015年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2015年12月31日

| | 米ドル | 千円 |
|-------------------------------|--------------|-------------|
| 収益 | | |
| 受取利息 | 76,825,974 | 8,431,651 |
| レボ取引受取利息 | 9,004,230 | 988,214 |
| NAV安定化メカニズムにより留保した収益 | - | - |
| 投資純収益 | 85,830,204 | 9,419,865 |
| マイナスの利回りに係る費用 | - | - |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 53,143,623 | 5,832,513 |
| 管理会社報酬 | 3,035,574 | 333,154 |
| 管理事務代行報酬 | 1,148,008 | 125,994 |
| 預託報酬 | 1,928,901 | 211,697 |
| 販売報酬 | 6,399,161 | 702,308 |
| 名義書換事務代行報酬 | 368,958 | 40,493 |
| 監査報酬 | 13,100 | 1,438 |
| 取締役報酬 | 10,933 | 1,200 |
| 弁護士報酬 | 50,734 | 5,568 |
| 保険料 | 236,037 | 25,905 |
| 印刷費 | 43,669 | 4,793 |
| その他の費用 | 398,101 | 43,692 |
| 費用合計 | 66,776,799 | 7,328,754 |
| 控除：投資運用 / 販売報酬放棄額および払戻費用 | (10,831,760) | (1,188,786) |
| 運用費用合計 | 55,945,039 | 6,139,968 |
| 運用による純利益 | 29,885,165 | 3,279,897 |
| 財務費用 | | |
| 買戻可能参加受益証券保有者への分配金 | (24,298,847) | (2,666,798) |
| 財務費用合計 | (24,298,847) | (2,666,798) |
| 運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動 | 5,586,318 | 613,098 |

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2014年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2014年12月31日

| | 米ドル | 千円 |
|-------------------------------|--------------|-------------|
| 収益 | | |
| 受取利息 | 56,134,104 | 6,160,718 |
| レボ取引受取利息 | 8,589,304 | 942,676 |
| その他の収益 | 36,136 | 3,966 |
| NAV安定化メカニズムにより留保した収益 | - | - |
| 投資純収益 | 64,759,544 | 7,107,360 |
| マイナスの利回りに係る費用 | 2,929 | 321 |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 54,848,903 | 6,019,667 |
| 管理会社報酬 | 1,323,159 | 145,217 |
| 管理事務代行報酬 | 1,163,768 | 127,724 |
| 預託報酬 | 2,003,836 | 219,921 |
| 販売報酬 | 7,313,166 | 802,620 |
| 名義書換事務代行報酬 | 297,541 | 32,655 |
| 監査報酬 | 15,742 | 1,728 |
| 受益者サービス代行報酬 | 1,742,044 | 191,189 |
| 取締役報酬 | 16,553 | 1,817 |
| 弁護士報酬 | 75,117 | 8,244 |
| 保険料 | 190,973 | 20,959 |
| 印刷費 | 18,175 | 1,995 |
| その他の費用 | 261,111 | 28,657 |
| 費用合計 | 69,270,088 | 7,602,392 |
| 控除：投資運用 / 販売報酬放棄額および払戻費用 | (14,294,676) | (1,568,841) |
| 運用費用合計 | 54,975,412 | 6,033,551 |
| 運用による純利益 | 9,781,203 | 1,073,487 |
| 財務費用 | | |
| 買戻可能参加受益証券保有者への分配金 | (8,697,246) | (954,523) |
| 財務費用合計 | (8,697,246) | (954,523) |
| 運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動 | 1,083,957 | 118,964 |

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2015年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2015年12月31日

| | 米ドル | 千円 |
|-------------------------------|-------------------|------------------|
| 期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 29,540,141,164 | 3,242,030,493 |
| 買戻可能参加受益証券発行受取額 | 162,855,048,940 | 17,873,341,621 |
| 買戻可能参加受益証券買戻支払額 | (157,165,786,759) | (17,248,945,097) |
| NAV安定化メカニズムに起因する株式の取消 | - | - |
| 運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動 | 5,586,318 | 613,098 |
| 為替換算調整額 | - | - |
| | 5,694,848,499 | 625,009,623 |
| 期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 35,234,989,663 | 3,867,040,116 |

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2014年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2014年12月31日

| | 米ドル | 千円 |
|-------------------------------|-------------------|------------------|
| 期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 27,871,626,056 | 3,058,910,960 |
| 買戻可能参加受益証券発行受取額 | 165,336,652,848 | 18,145,697,650 |
| 買戻可能参加受益証券買戻支払額 | (163,669,221,697) | (17,962,697,081) |
| NAV安定化メカニズムに起因する株式の取消 | - | - |
| 運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動 | 1,083,957 | 118,964 |
| 為替換算調整額 | - | - |
| | 1,668,515,108 | 183,119,533 |
| 期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 29,540,141,164 | 3,242,030,493 |

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表
 2015年12月31日現在

| 名目元本 | 銘柄 | クーポン・ レート(a) | 満期日(b) | 公正価値 米ドル | 純資産比率 % |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------|------------|---------------|------------|
| 公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券 | | | | | |
| 政府機関証券 | | | | | |
| 250,000,000 | Federal Home Loan Banks | 0.400% | 03/02/2016 | 249,908,333 | 0.71 |
| 900,000,000 | Federal Home Loan Banks | 0.336% | 05/02/2016 | 899,662,917 | 2.55 |
| 197,000,000 | Federal Home Loan Banks | 0.300% | 10/02/2016 | 196,992,681 | 0.56 |
| 100,000,000 | Federal Home Loan Banks | 0.423% | 07/03/2016 | 99,997,670 | 0.29 |
| 96,000,000 | Federal Home Loan Banks | 0.486% | 08/03/2016 | 95,997,652 | 0.27 |
| 194,000,000 | Federal Home Loan Banks | 0.478% | 09/03/2016 | 193,991,598 | 0.55 |
| 116,000,000 | Federal Home Loan Banks | 0.485% | 09/03/2016 | 115,997,128 | 0.33 |
| 政府機関証券合計 | | | | 1,852,547,979 | 5.26 |
| 社債 | | | | | |
| 75,000,000 | Australia and New Zealand Banking Group Ltd | 0.611% | 01/03/2016 | 75,329,912 | 0.21 |
| 118,438,000 | GE Capital International Funding | 0.599% | 15/04/2016 | 118,550,592 | 0.34 |
| 社債合計 | | | | 193,880,504 | 0.55 |
| 国債 | | | | | |
| 425,000,000 | Dexia Credit Local | 0.423% | 02/05/2016 | 425,000,000 | 1.21 |
| 100,000,000 | Dexia Credit Local | 0.473% | 10/05/2016 | 100,000,000 | 0.28 |
| 100,000,000 | Dexia Credit Local | 0.672% | 19/05/2016 | 99,992,147 | 0.28 |
| 275,000,000 | United States Treasury Bill | 0.130% | 14/01/2016 | 274,971,101 | 0.78 |
| 1,148,000,000 | United States Treasury Floating Rate Note | 0.271% | 30/04/2016 | 1,148,221,676 | 3.26 |
| 243,000,000 | United States Treasury Floating Rate Note | 0.450% | 30/06/2016 | 244,254,967 | 0.69 |
| 305,000,000 | United States Treasury Note | 0.257% | 31/01/2016 | 305,012,253 | 0.87 |
| 274,500,000 | United States Treasury Note | 0.610% | 30/06/2016 | 278,076,256 | 0.79 |
| 国債合計 | | | | 2,875,528,400 | 8.16 |
| 変動利付債 | | | | | |
| 75,000,000 | Australia and New Zealand Banking Group Ltd | 0.582% | 26/02/2016 | 75,000,000 | 0.21 |
| 335,000,000 | Australia and New Zealand Banking Group Ltd | 0.485% | 16/05/2016 | 335,000,000 | 0.95 |
| 75,000,000 | Banco Del Estado De Chile | 0.614% | 29/01/2016 | 75,000,000 | 0.21 |
| 70,000,000 | Banco Del Estado De Chile | 0.763% | 15/06/2016 | 70,000,000 | 0.20 |
| 500,000,000 | Bank of Montreal | 0.530% | 17/05/2016 | 500,000,000 | 1.42 |
| 245,000,000 | Bank of Nova Scotia (The) | 0.548% | 23/05/2016 | 245,000,000 | 0.70 |
| 350,000,000 | Bank of Nova Scotia (The) | 0.479% | 06/06/2016 | 350,000,000 | 0.99 |
| 110,000,000 | Commonwealth Bank of Australia | 0.573% | 22/02/2016 | 109,999,895 | 0.31 |
| 150,000,000 | Commonwealth Bank of Australia | 0.463% | 10/03/2016 | 150,000,000 | 0.43 |
| 100,000,000 | Commonwealth Bank of Australia | 0.532% | 24/03/2016 | 99,998,939 | 0.28 |
| 100,000,000 | Commonwealth Bank of Australia | 0.473% | 10/06/2016 | 100,000,000 | 0.28 |
| 75,000,000 | Commonwealth Bank of Australia | 0.497% | 14/06/2016 | 75,000,000 | 0.21 |
| 500,000,000 | Cooperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank BA | 0.560% | 18/04/2016 | 500,000,000 | 1.42 |
| 500,000,000 | Cooperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank BA | 0.681% | 17/06/2016 | 500,000,000 | 1.42 |
| 200,000,000 | Credit Suisse AG | 0.454% | 01/02/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 450,000,000 | DNB Bank ASA | 0.491% | 15/04/2016 | 450,000,000 | 1.28 |
| 100,000,000 | Erste Abwicklungsanstalt | 0.417% | 04/03/2016 | 99,998,962 | 0.28 |
| 250,000,000 | HSBC Bank Plc | 0.591% | 17/06/2016 | 250,000,000 | 0.71 |
| 500,000,000 | JPMorgan Chase Bank NA | 0.612% | 07/04/2016 | 500,000,000 | 1.42 |

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2015年12月31日現在

| 名目元本 | 銘柄 | クーポン・ レート(a) | 満期日(b) | 公正価値 米ドル | 純資産比率 % |
|------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|------------|----------------|------------|
| 変動利付債(続き) | | | | | |
| 400,000,000 | National Australia Bank Ltd | 0.592% | 26/02/2016 | 400,000,000 | 1.14 |
| 125,000,000 | NV Bank Netherlands | 0.393% | 10/02/2016 | 125,000,000 | 0.35 |
| 200,000,000 | NV Bank Netherlands | 0.449% | 09/05/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 250,000,000 | NV Bank Netherlands | 0.511% | 16/05/2016 | 250,000,000 | 0.71 |
| 200,000,000 | Oversea-Chinese Banking Corporation | 0.652% | 27/05/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 42,812,000 | Royal Bank of Canada | 0.581% | 08/03/2016 | 42,831,963 | 0.12 |
| 300,000,000 | Royal Bank of Canada | 0.445% | 31/03/2016 | 300,000,000 | 0.85 |
| 500,000,000 | Royal Bank of Canada | 0.431% | 06/06/2016 | 500,000,000 | 1.42 |
| 350,000,000 | State Street Bank | 0.517% | 14/03/2016 | 350,000,000 | 0.99 |
| 100,000,000 | Sumitomo Mitsui Banking Corporation | 0.360% | 04/01/2016 | 100,000,507 | 0.29 |
| 300,000,000 | Sumitomo Mitsui Banking Corporation | 0.413% | 02/03/2016 | 300,000,000 | 0.85 |
| 100,000,000 | Sumitomo Mitsui Trust Bank | 0.400% | 05/01/2016 | 100,000,965 | 0.29 |
| 500,000,000 | Svenska Handelsbanken AB | 0.572% | 27/01/2016 | 500,000,000 | 1.42 |
| 300,000,000 | Svenska Handelsbanken AB | 0.584% | 04/05/2016 | 300,000,000 | 0.85 |
| 350,000,000 | Wells Fargo Bank NA | 0.551% | 17/05/2016 | 350,000,000 | 0.99 |
| 170,000,000 | Wells Fargo Bank NA | 0.740% | 19/05/2016 | 170,000,000 | 0.48 |
| 200,000,000 | Wells Fargo Bank NA | 0.647% | 10/06/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 350,000,000 | Westpac Banking Corp | 0.674% | 31/05/2016 | 350,000,000 | 0.99 |
| 変動利付債合計 | | | | 9,422,831,231 | 26.74 |
| 公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計 | | | | 14,344,788,114 | 40.71 |
| 公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券 | | | | | |
| コマーシャル・ペーパー | | | | | |
| 62,694,000 | Albion Capital | 0.450% | 14/01/2016 | 62,683,812 | 0.18 |
| 50,000,000 | Albion Capital | 0.370% | 20/01/2016 | 49,990,236 | 0.14 |
| 96,424,000 | Albion Capital | 0.390% | 21/01/2016 | 96,403,108 | 0.27 |
| 75,000,000 | Bedford Row Funding Corp | 0.510% | 05/02/2016 | 74,962,813 | 0.21 |
| 22,500,000 | Chariot Funding LLC | 0.500% | 09/02/2016 | 22,487,813 | 0.07 |
| 100,000,000 | Chariot Funding LLC | 0.500% | 22/02/2016 | 99,927,778 | 0.28 |
| 50,000,000 | Chariot Funding LLC | 0.500% | 23/02/2016 | 49,963,194 | 0.14 |
| 85,000,000 | Chariot Funding LLC | 0.500% | 25/02/2016 | 84,935,069 | 0.24 |
| 77,000,000 | Charta LLC | 0.480% | 02/02/2016 | 76,967,147 | 0.22 |
| 200,000,000 | Charta LLC | 0.460% | 29/03/2016 | 199,775,111 | 0.57 |
| 75,000,000 | Ciesco LLC | 0.510% | 01/03/2016 | 74,936,250 | 0.21 |
| 100,000,000 | Électricité de France | 0.750% | 15/01/2016 | 99,970,833 | 0.28 |
| 100,000,000 | Erste Abwicklungsanstalt | 0.320% | 13/01/2016 | 99,989,333 | 0.28 |
| 100,000,000 | Erste Abwicklungsanstalt | 0.370% | 08/03/2016 | 99,931,139 | 0.28 |
| 100,000,000 | Gotham Funding Corporation | 0.300% | 06/01/2016 | 99,995,833 | 0.29 |
| 49,962,000 | Gotham Funding Corporation | 0.460% | 20/01/2016 | 49,949,870 | 0.14 |
| 28,270,000 | Gotham Funding Corporation | 0.390% | 22/01/2016 | 28,263,569 | 0.08 |
| 250,000,000 | JPMorgan Chase Bank NA | 0.419% | 04/01/2016 | 250,000,237 | 0.71 |
| 25,000,000 | Jupiter Securitization Company LLC | 0.500% | 10/02/2016 | 24,986,111 | 0.07 |
| 100,000,000 | Jupiter Securitization Company LLC | 0.500% | 22/02/2016 | 99,927,778 | 0.28 |
| 50,000,000 | Jupiter Securitization Company LLC | 0.500% | 23/02/2016 | 49,963,194 | 0.14 |
| 100,000,000 | Jupiter Securitization Company LLC | 0.500% | 25/02/2016 | 99,923,611 | 0.28 |

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2015年12月31日現在

| 名目元本 | 銘柄 | クーポン・ レート(a) | 満期日(b) | 公正価値 米ドル | 純資産比率 % |
|-----------------|-----------------------------------------------|-----------------|------------|---------------|------------|
| コマーシャル・ペーパー(続き) | | | | | |
| 100,000,000 | Kells Funding LLC | 0.341% | 13/01/2016 | 100,000,000 | 0.28 |
| 240,000,000 | Kells Funding LLC | 0.577% | 25/02/2016 | 239,996,352 | 0.68 |
| 125,000,000 | Kells Funding LLC | 0.320% | 07/03/2016 | 124,926,667 | 0.36 |
| 40,000,000 | Landesbank Hessen | 0.410% | 08/01/2016 | 39,996,811 | 0.11 |
| 45,000,000 | Liberty Street | 0.650% | 16/03/2016 | 44,939,063 | 0.13 |
| 150,000,000 | Liberty Street | 0.460% | 25/04/2016 | 149,779,583 | 0.43 |
| 70,000,000 | Lma-Americas LLC | 0.400% | 11/01/2016 | 69,992,222 | 0.20 |
| 32,800,000 | Matchpoint Finance Plc | 0.500% | 11/02/2016 | 32,781,322 | 0.09 |
| 60,000,000 | Matchpoint Finance Plc | 0.500% | 02/03/2016 | 59,949,167 | 0.17 |
| 300,000,000 | National Australia Bank Ltd | 0.650% | 21/03/2016 | 299,566,667 | 0.85 |
| 100,000,000 | Nieuw Amsterdam | 0.400% | 04/01/2016 | 99,996,667 | 0.29 |
| 50,000,000 | Nieuw Amsterdam | 0.400% | 14/01/2016 | 49,992,778 | 0.14 |
| 100,000,000 | Nieuw Amsterdam | 0.300% | 22/01/2016 | 99,982,500 | 0.28 |
| 80,000,000 | Nieuw Amsterdam | 0.450% | 05/02/2016 | 79,965,000 | 0.23 |
| 38,000,000 | Old Line Funding Corp | 0.510% | 16/02/2016 | 37,975,237 | 0.11 |
| 50,000,000 | Old Line Funding Corp | 0.750% | 11/04/2016 | 49,894,792 | 0.14 |
| 25,000,000 | Old Line Funding Corp | 0.750% | 18/04/2016 | 24,943,750 | 0.07 |
| 90,000,000 | Regency Assets Ltd | 0.400% | 04/01/2016 | 89,997,000 | 0.26 |
| 65,278,000 | Regency Assets Ltd | 0.450% | 07/01/2016 | 65,273,104 | 0.19 |
| 200,000,000 | Regency Assets Ltd | 0.420% | 15/01/2016 | 199,967,333 | 0.57 |
| 250,000,000 | Standard Chartered Bank | 0.510% | 16/02/2016 | 249,837,083 | 0.71 |
| 50,000,000 | Thunder Bay Funding Corp | 0.750% | 18/04/2016 | 49,887,500 | 0.14 |
| 35,000,000 | Victory Receivable Corp | 0.390% | 05/01/2016 | 34,998,483 | 0.10 |
| 75,000,000 | Victory Receivable Corp | 0.300% | 11/01/2016 | 74,993,750 | 0.21 |
| 60,000,000 | Victory Receivable Corp | 0.300% | 13/01/2016 | 59,994,000 | 0.17 |
| 55,000,000 | Victory Receivable Corp | 0.370% | 14/01/2016 | 54,992,651 | 0.16 |
| 40,000,000 | Victory Receivable Corp | 0.400% | 19/01/2016 | 39,992,000 | 0.11 |
| コマーシャル・ペーパー合計 | | | | 4,420,545,321 | 12.54 |
| 三者間レポ取引 | | | | | |
| 160,000,000 | BNP Paribas Repo(c) | 0.290% | 04/01/2016 | 160,000,000 | 0.45 |
| 400,000,000 | Credit Suisse Securities (Europe) Ltd Repo(d) | 0.773% | 04/04/2016 | 400,000,000 | 1.13 |
| 1,300,000,000 | ING Bank NV Repo(e) | 0.650% | 04/01/2016 | 1,300,000,000 | 3.69 |
| 1,200,000,000 | Societe Generale Repo(e) | 0.550% | 04/01/2016 | 1,200,000,000 | 3.41 |
| 450,000,000 | Wells Fargo Bank NA Repo(c) | 0.330% | 04/01/2016 | 450,000,000 | 1.28 |
| 50,000,000 | Wells Fargo Securities LLC Repo(c) | 0.300% | 04/01/2016 | 50,000,000 | 0.14 |
| 150,000,000 | Wells Fargo Securities LLC Repo(c) | 0.500% | 07/01/2016 | 150,000,000 | 0.43 |
| 三者間レポ取引合計 | | | | 3,710,000,000 | 10.53 |
| ヤンキー預金証書 | | | | | |
| 350,000,000 | Bank of Nova Scotia (The) | 0.480% | 06/04/2016 | 350,000,000 | 0.99 |
| 140,000,000 | CitiBank NA | 0.380% | 05/01/2016 | 140,000,000 | 0.40 |
| 700,000,000 | CitiBank NA | 0.380% | 08/01/2016 | 700,000,000 | 1.99 |
| 300,000,000 | Credit Industriel | 0.395% | 04/01/2016 | 300,000,375 | 0.85 |
| 200,000,000 | Credit Industriel | 0.650% | 16/03/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 150,000,000 | DZ Bank AG | 0.350% | 07/03/2016 | 150,000,000 | 0.43 |
| 100,000,000 | Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group | 0.400% | 18/02/2016 | 100,000,000 | 0.28 |

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2015年12月31日現在

| 名目元本 | 銘柄 | クーポン・ レート(a) | 満期日(b) | 公正価値 米ドル | 純資産比率 % |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|------------|----------------|------------|
| ヤンキー預金証書(続き) | | | | | |
| 300,000,000 | Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group | 0.400% | 22/02/2016 | 300,000,000 | 0.85 |
| 300,000,000 | Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group | 0.400% | 03/03/2016 | 300,000,000 | 0.85 |
| 125,000,000 | Mizuho Bank Ltd | 0.370% | 14/01/2016 | 125,000,000 | 0.35 |
| 250,000,000 | Mizuho Bank Ltd | 0.360% | 25/01/2016 | 249,940,056 | 0.71 |
| 250,000,000 | Mizuho Bank Ltd | 0.300% | 29/01/2016 | 250,000,000 | 0.71 |
| 200,000,000 | Mizuho Bank Ltd | 0.350% | 16/02/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 200,000,000 | National Bank of Kuwait | 0.420% | 19/01/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 50,000,000 | National Bank of Kuwait | 0.420% | 25/01/2016 | 50,000,000 | 0.14 |
| 150,000,000 | National Bank of Kuwait | 0.430% | 01/02/2016 | 150,000,000 | 0.43 |
| 100,000,000 | National Bank of Kuwait | 0.420% | 16/02/2016 | 100,000,000 | 0.28 |
| 87,500,000 | National Bank of Kuwait | 0.800% | 13/04/2016 | 87,500,000 | 0.25 |
| 195,000,000 | Standard Chartered Bank | 0.650% | 23/03/2016 | 195,000,000 | 0.55 |
| 70,000,000 | Sumitomo Mitsui Trust Bank | 0.360% | 04/01/2016 | 69,999,998 | 0.19 |
| 200,000,000 | Sumitomo Mitsui Trust Bank | 0.380% | 29/01/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 350,000,000 | Sumitomo Mitsui Trust Bank | 0.380% | 11/02/2016 | 350,000,000 | 0.99 |
| 400,000,000 | Sumitomo Mitsui Trust Bank | 0.390% | 22/02/2016 | 400,000,000 | 1.14 |
| 400,000,000 | Sumitomo Mitsui Trust Bank | 0.500% | 18/03/2016 | 400,000,000 | 1.14 |
| 200,000,000 | Sumitomo Mitsui Trust Bank | 0.500% | 21/03/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 900,000,000 | The Norinchukin Bank | 0.380% | 29/01/2016 | 900,000,000 | 2.55 |
| 200,000,000 | The Norinchukin Bank | 0.350% | 16/02/2016 | 200,000,000 | 0.57 |
| 250,000,000 | Toronto-Dominion Bank/The | 0.550% | 15/04/2016 | 250,000,000 | 0.71 |
| ヤンキー預金証書合計 | | | | 7,117,440,429 | 20.20 |
| 公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計 | | | | 15,247,985,750 | 43.27 |
| 預金 | | | | | |
| 定期預金 | | | | | |
| 400,000,000 | BNY Mellon | 0.150% | 04/01/2016 | 400,000,000 | 1.13 |
| 500,000,000 | DBS Bank Ltd | 0.320% | 06/01/2016 | 500,000,000 | 1.42 |
| 370,000,000 | HSBC Bank Plc | 0.300% | 04/01/2016 | 370,000,000 | 1.05 |
| 1,000,000,000 | Nordea Bank | 0.150% | 04/01/2016 | 1,000,000,000 | 2.84 |
| 175,000,000 | Royal Bank of Canada | 0.120% | 04/01/2016 | 175,000,000 | 0.50 |
| 700,000,000 | United Overseas Bank Ltd | 0.350% | 05/01/2016 | 700,000,000 | 1.99 |
| 定期預金合計 | | | | 3,145,000,000 | 8.93 |
| 預金合計 | | | | 3,145,000,000 | 8.93 |
| 投資有価証券合計 | | | | 32,737,773,864 | 92.91 |

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2015年12月31日現在

| 投資合計 | 公正価値 | 純資産比率 | 公正価値 | 純資産比率 |
|-----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| | 米ドル 2015年12月31日現在 | % 2015年12月31日現在 | 米ドル 2014年12月31日現在 | % 2014年12月31日現在 |
| 政府機関証券合計 | 1,852,547,979 | 5.26 | 935,000,000 | 3.17 |
| 社債合計 | 193,880,504 | 0.55 | 1,430,334,433 | 4.83 |
| 国債合計 | 2,875,528,400 | 8.16 | 425,000,000 | 1.44 |
| 変動利付債合計 | 9,422,831,231 | 26.74 | 1,482,994,655 | 5.02 |
| 譲渡性預金証書合計 | - | - | 1,300,000,000 | 4.41 |
| コマーシャル・ペーパー合計 | 4,420,545,321 | 12.54 | 5,511,132,566 | 18.66 |
| 三者間レボ取引合計 | 3,710,000,000 | 10.53 | 5,194,000,000 | 17.58 |
| ヤンキー預金証書合計 | 7,117,440,429 | 20.20 | 7,974,001,145 | 26.99 |
| 定期預金合計 | 3,145,000,000 | 8.93 | 5,284,600,000 | 17.89 |
| その他の資産および負債 | 2,497,215,799 | 7.09 | 3,078,365 | 0.01 |
| 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 | 35,234,989,663 | 100.00 | 29,540,141,164 | 100.00 |

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付証券については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、もしくは変動利付証券については次の金利再設定日、または修正日のある有価証券については当該日のいずれかを表している。
- (c) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。
- (d) 三者間担保代理人はJ Pモルガン・チェース・バンクである。
- (e) 三者間担保代理人はユーロクリアである。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年4月末日現在)

| | 千米ドル(dを除く) | 百万円(d、eを除く) |
|---------------------|-----------------|-------------|
| a 資産総額 | 308,332 | 33,895 |
| b 負債総額 | 460 | 50 |
| c 純資産総額(a - b) | 307,873 | 33,789 |
| d 発行済口数 | 30,787,252,020口 | |
| e 1口当たり純資産価格(c / d) | 0.01米ドル | 1.0975円 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、

タウンゼンド・ストリート 43、ジョージズ・キー・ハウス

日本の受益者については、ファンド受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（ロ）受益者集会

信託証書の規定に従い受益者集会が開催されることがある。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド受益証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 株式資本の額

2016年4月末日現在、払入済株式資本は25,000,000米ドル（約27億4,375万円）である。授權株式総数は普通株式2,500万株であり、普通株式2,500万株が発行済である。

管理会社の資本金の額の増減は以下のとおりである。

| | |
|---------------|-----------|
| 2013年12月13日現在 | 2米ドル |
| 2014年12月末日現在 | 2,200万米ドル |
| 2015年6月末日現在 | 2,500万米ドル |
| 2016年4月末日現在 | 2,500万米ドル |

（注）米ドルの円貨換算は、2016年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 109.75円）による。

(2) 会社の機構

管理会社の取締役が管理会社の経営管理に責任を負う。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

1名以上の取締役が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は株主の決議によって選任される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する1名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(3) 役員及び従業員の状況

(2016年4月末日現在)

| 氏名 | 管理会社役職 | 所属・役職名 |
|-------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カール・ウィアネッキ (Karl Wianecki) | 取締役 | インターナショナル・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの最高業務責任者 |
| セオドア T. ソティア (Theodore T. Sotir) | 取締役 | ゴールドマン・サックスのマネージング・ディレクター兼パートナー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドのアドバイザー・ディレクター、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの会長 |
| スティーブン・デービス (Stephen Davies) | 取締役 | ゴールドマン・サックスのロンドンにおけるファイナンス部門のマネージング・ディレクターおよびゴールドマン・サックス・バンク・USAロンドン支店のマネジャー |
| グレン・ソープ (Glenn Thorpe) | 取締役 | ゴールドマン・サックスのマネージング・ディレクターおよびヨーロッパ、アジア太平洋地域におけるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのオフショア・ファンド業務を支援するインベストメント・マネジメント部門のファンド・コントローラーの国際統括、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルの取締役会補佐 |
| バーバラ・ヒーリー (Barbara Healy) | 取締役 | ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役 |

(注) 管理会社の会社秘書役はジョナサン・トーマス氏およびダニエル・ジャクソン氏である。管理会社の従業員は51名である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は2013年12月13日に存続期間を無期限として設立され、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法(随時改正済)に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者(オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される)としての業務を行う。

管理会社はファンドおよびサブ・ファンドの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細は英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を総販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、前記「管理報酬等」に記載のとおり米ドル・ポートフォリオの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託先、従業員および臨時従業員(それぞれを「管理会社被補償者」という。)は、信託証書に基づく管理会社の職務の遂行および/または管理会社の権限の行使(投資顧問会社または他の委託先に対する管理会社の職務および権限の一部もしくは全部の委託を含むがこれに限定されない。)からまたはこれに関連して生じる関連ある管理会社被補償者が直接的または間接的に被るまたは負担する訴訟行為、費用、手数料、損失、損害および経費(弁護士の報酬および経費を含む。)を含むがこれらに限定することなく、関連ある管理会社被補償者が負担または被る全ての要求、訴訟行為、係争、損失、損害、負債、費用および経費についてファンドから補償され、免責される。ただし、管理会社または関連する管理会社被補償者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

故意による懈怠、詐欺行為または過失が存在しない場合、管理会社は、受託会社、ファンド、投資顧問会社または受益者に対して、信託証書に基づく管理会社の行為の結果、生じる損失に責任を負わない。

2016年4月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2016年4月末日現在の数値である。

| 国別(設立国) | 種類別(基本的性格) | 本数 | 純資産額の合計(通貨別) | |
|---------|----------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| ケイマン | ダイレクト・ヘッジ・ファンド | 5 | 4,676,951,502米ドル (2016年3月末日現在) | |
| | ヘッジ・ファンド戦略 | 4 | 1,767,824,541米ドル (2016年3月末日現在) | |
| アイルランド | ダイレクト・ヘッジ・ファンド | 2 | 708,118,039米ドル (2016年3月末日現在) | |
| | ヘッジ・ファンド戦略 | 9 | 1,069,733,793米ドル (2016年3月末日現在) | |
| | 投資信託 | | 1 | 333,793,891オーストラリア・ドル |
| | | | 2 | 9,586,549,340ユーロ |
| | | | 3 | 11,714,517,290英ポンド |
| | | | 2 | 95,584,941,988円 |
| | 11 | 59,381,012,847米ドル | | |
| ルクセンブルグ | 投資信託 | 10 | 2,990,697,737ユーロ | |
| | | 3 | 291,201,563英ポンド | |
| | | 2 | 182,263,851,257円 | |
| | | 1 | 12,760,096,908ノルウェー・クローネ | |
| | | 64 | 40,410,259,846米ドル | |
| | プライベート・エクイティ | 5 | 223,717,902米ドル (2015年12月末日現在) | |

3【管理会社の経理状況】

a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書きの規定を適用して、英国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

上記原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピー（PricewaterhouseCoopers LLP）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2016年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.75円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

損益計算書

2015年12月31日に終了した期間

| | 注 | 2015年12月31日に終了した52週間 | | 2014年12月31日に終了した55週間 | |
|-------------|---|----------------------|-------------|----------------------|-----------|
| | | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 |
| 売上 | | 21,887 | 2,402,098 | 9,335 | 1,024,516 |
| 一般管理費 | 5 | (11,326) | (1,243,029) | (6,224) | (683,084) |
| 営業利益 | | 10,561 | 1,159,070 | 3,111 | 341,432 |
| 受取利息および類似収益 | 8 | 21 | 2,305 | 19 | 2,085 |
| 税引前経常利益 | | 10,582 | 1,161,375 | 3,130 | 343,518 |
| 経常利益にかかる税額 | 9 | (2,194) | (240,792) | (669) | (73,423) |
| 当期利益 | | 8,388 | 920,583 | 2,461 | 270,095 |

当期および前期における当社の売上および営業利益は、継続事業から生じたものである。

当社は、上記に表示された損益計算書に計上されている損益以外の損益を認識していないため、別個の包括利益計算書は作成していない。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

貸借対照表

2015年12月31日現在

| 注 | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|-------------------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 |
| 流動資産 | | | | |
| 現金預金および手許現金 | 31,789 | 3,488,843 | 4,058 | 445,366 |
| 債権 | 11,087 | 1,216,798 | 23,240 | 2,550,590 |
| | 42,876 | 4,705,641 | 27,298 | 2,995,956 |
| 債務：1年以内に期限が到来する金額 | (7,027) | (771,213) | (2,837) | (311,361) |
| 純流動資産および純資産 | 35,849 | 3,934,428 | 24,461 | 2,684,595 |
| 資本金および準備金 | | | | |
| 払込資本金 | 25,000 | 2,743,750 | 22,000 | 2,414,500 |
| 利益剰余金 | 10,849 | 1,190,678 | 2,461 | 270,095 |
| 株主持分合計 | 35,849 | 3,934,428 | 24,461 | 2,684,595 |

本財務書類は、2016年4月14日に取締役会で承認され、取締役会を代表して以下の取締役により署名された。

(署名)

G . R . ソープ

取締役

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

株主資本等変動計算書

2015年12月31日に終了した期間

| | 払込資本金 | | 利益剰余金 | | 株主持分合計 | |
|-----------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 |
| 設立時残高 | - | - | - | - | - | - |
| 普通株式の発行 | 22,000 | 2,414,500 | - | - | 22,000 | 2,414,500 |
| 当期純利益 | - | - | 2,461 | 270,095 | 2,461 | 270,095 |
| 2014年12月31日現在残高 | 22,000 | 2,414,500 | 2,461 | 270,095 | 24,461 | 2,684,595 |
| 普通株式の発行 | 3,000 | 329,250 | - | - | 3,000 | 329,250 |
| 当期純利益 | - | - | 8,388 | 920,583 | 8,388 | 920,583 |
| 2015年12月31日現在残高 | 25,000 | 2,743,750 | 10,849 | 1,190,678 | 35,849 | 3,934,428 |

2015年度および2014年度に支払われた配当金はなかった。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

財務書類に対する注記 - 2015年12月31日

1. 基本情報

当社は非公開有限責任会社であり、イングランドおよびウェールズにおいて設立され、本拠地としている。その登記上の所在地は、英国、E C 4 A 2 B B ロンドン、フリート・ストリート133、ピーターバラ・コートである。

直接の親会社は、イングランドおよびウェールズにおいて設立され、本拠地としているゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド(以下「G S G U K」という。)である。

最終の親会社および連結財務書類が作成されている最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国において設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。その連結財務書類の写しは、アメリカ合衆国、10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200のインベスター・リレーションズから入手することができる。

バーゼル 第3の柱の開示

当社は、EU自己資本規制により要求されるとおり、G S G U Kの連結第3の柱の開示に含まれている。G S G U Kの2015年における第3の柱の開示は、財務書類の公表に併せて、www.goldmansachs.com/disclosures/で入手可能となる予定である。

国別報告書

当社は、2013年自己資本(国別報告書)規制により要求されるとおり、G S G U Kの国別連結報告書の開示に含まれている。G S G U Kの2015年の国別開示は、2016年12月31日までにwww.goldmansachs.com/disclosures/で入手可能となる予定である。

2. 会計方針

a. 作成基準

2014年12月31日に終了した期間まで(同期間を含む)の全期間について、当社は、英国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「英国G A A P」という。)に準拠して財務書類を作成していた。2015年1月1日より、当社は従来の英国G A A PからF R S第101号に移行した。本財務書類は、F R S第101号が初度適用される財務書類である。本財務書類の全表示期間がF R S第101号に準拠して作成されている。

F R S第101号の適用が当社の貸借対照表および損益計算書に及ぼす影響はなかった。

本財務書類は、継続企業的前提および取得原価主義に基づいて、また、2006年会社法に準拠して作成されている。

F R S第101号に準拠した本財務書類の作成において、EUが採用したI F R Sの開示要件から以下の例外事項が適用されている。

- ・ I F R S第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および46項から52項。これらの項目はグループ・インクの連結財務書類において開示されている。
- ・ I A S第1号「財務諸表の表示」第38項(以下に関する比較情報の表示)
- ・ I A S第1号「財務諸表の表示」第79(a)()項
- ・ I A S第1号「財務諸表の表示」第10(f)項、16項および40A - D項
- ・ I A S第7号「キャッシュ・フロー計算書」
- ・ I A S第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」第30項および31項
- ・ I A S第24号「関連当事者についての開示」第17項
- ・ I A S第24号「関連当事者についての開示」G Sグループ内で完全所有されている会社との取引の開示要件

b．収益認識

売上は、管理会社報酬を示しており、関連サービスが提供される期間にわたって発生主義で認識される。

c．配当金

最終配当金は、負債として認識され、配当金が当社の株主によって承認された期間において持分から減額される。期中配当金は、支払時に認識され、持分から減額される。

d．外貨

当社の財務書類は、当社の機能通貨でもある米ドルで表示されている。

外貨建て取引は、取引発生日における為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。為替差損益は営業利益に認識される。

e．当期税金および繰延税金

当期税金費用は、当期税金と繰延税金で構成されている。税金は損益計算書に認識される。

当期税金は、当社が営業活動を行い課税所得を得た国にて貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税法に基づき計算される。

繰延税金は、将来においてより多くの税金を支払う義務またはより少ない税金を支払う権利をもたらす取引または事象が貸借対照表日までに発生した場合、発生済みで同日現在において解消していないすべての一時差異に関して認識される。ただし、以下の場合を例外とする。

- () 繰延税金資産は、対象となる一時差異の将来における解消を控除できる適切な課税所得がある可能性が50%超であると取締役が考えている範囲でのみ認識される。
- () 繰延税金は、貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税率および税法に基づき、一時差異が解消する期間に適用が予想される税率での割引前で測定される。

f．銀行預金および手許現金

銀行預金および手許現金は、通常の事業過程において保有されている流動性の高い翌日物預金である。

g．金融資産および金融負債

- () 認識および認識の中止

金融資産および金融負債は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に認識される。金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社が当該金融資産ならびに当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合に、認識が中止される。金融負債は、当該金融負債が消滅した時（すなわち、契約中に特定された債務が免責、取り消しまたは失効となった時）にのみ、認識が中止される。

- () 分類および測定

当社は、金融資産および金融負債をそれぞれ貸付金および債権、ならびに償却原価で測定される金融負債に分類している。この分類は当初認識時に決定されるが、当該金融商品が取得または組成された目的に応じて行われる。

金融資産および金融負債は、発生主義で認識される金融収益および費用とともに、公正価値で当初認識され、その後、償却原価で再測定される。すべての金融収益および費用は、損益計算書において認識される。

- () 金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、以下の場合に相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

- ・現在、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、かつ

- ・当該資産と当該負債を純額で決済するか、あるいは当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行うことを意図している。

これらの条件が満たされない場合は、金融資産および金融負債は貸借対照表において総額で表示される。

3．重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成において、経営者は、財務書類に認識される金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。見積りの性質により、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。経営者は、本財務書類に認識されている金額に重大な影響を及ぼす判断は行われなかったと考えている。

4．セグメント別報告

すべての営業利益は、投資顧問業のセグメントより発生している。取締役は、当社の活動を単一事業として、また同一の地域（欧州、中東およびアフリカ（EMEA））で行われているとして管理している。従ってセグメント分析は提供されていない。

5．一般管理費

| | 2015年12月31日に 終了した52週間 | 2014年12月31日に 終了した55週間 |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| グループ会社によって請求される管理報酬 (注記a参照) | 11,173 | 3,904 |
| 管理会社設立に伴う法務費用 | - | 2,246 |
| その他の費用(注記b参照) | 153 | 74 |
| | 11,326 | 6,224 |

a．グループ会社によって請求される管理報酬は、営業および管理サポートやグループ会社による管理サービスに関連している。

b．その他の費用には、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した期間の監査のために当社の監査人に支払われる26,518ドルおよび31,263ドルの報酬が含まれている。

6．人件費

前期と同様に、当社の業務に正式に任命されている全従業員は、英国のグループ兄弟会社によって雇用されている。当該グループ会社が当社に対して提供したすべてのサービスに関する費用は、グループ会社によって請求される管理報酬に含まれている（注記5参照）。

7．受取利息および類似収益

| | 2015年12月31日に 終了した52週間 | 2014年12月31日に 終了した55週間 |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| グループ会社からの受取利息(注記10参照) | 21 | 19 |

8．取締役報酬

当社の取締役報酬は以下の表のとおりである。

| | 2015年12月31日に 終了した52週間 | 2014年12月31日に 終了した55週間 |
|------|--------------------------|--------------------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 報酬総額 | 83 | 2 |

2006年会社法に準拠して、上記の取締役報酬は、適格なサービスのみに関する支払済みまたは未払いの報酬合計額を表示している。行政委任立法2008年 / 410号の第5附則に従って、この合計額は現金および現物支給される給付の価額のみを含んでおり、株式報酬の価額を含んでいない。取締役はまた、適格ではないサービスに関する報酬も受け取るが、そうした報酬に関する開示は要求されていない。

当期において、3名の取締役は確定拠出年金制度に加入しており、また3名の取締役は確定給付年金制度に加入していた。当期において、4名の取締役は長期報奨制度下でグループ・インクの株式を受領、または受領する権利を有している。当期において、オプションを行使した取締役はいなかった。

9. 経常利益にかかる税額

当社の経常利益にかかる税額の内訳は以下の表のとおりである。

| | 2015年12月31日に 終了した52週間 | 2014年12月31日に 終了した55週間 |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 英国法人税 | 2,194 | 669 |
| 経常利益にかかる税額合計 | 2,194 | 669 |

経常利益にかかる税額と、当期において当社に適用される英国法人税の加重平均税率20.25% (2014年：21.50%) を税引前経常利益に乗じて算出した金額との調整は、以下の表のとおりである。

| | 2015年12月31日に 終了した52週間 | 2014年12月31日に 終了した55週間 |
|----------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 税引前経常利益 | 10,582 | 3,130 |
| 経常利益に英国における加重平均税率20.25% (2014年：21.50%) を乗じた額 | 2,143 | 673 |
| 為替差額 | 51 | (4) |
| 経常利益にかかる税額合計 | 2,194 | 669 |

10. 債権

債権は、すべて貸借対照表日から1年以内に期限が到来するが、その内訳は以下のとおりである。

| | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--------------------|---------------|---------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 親会社およびグループ会社に対する債権 | 7,507 | 20,078 |
| 顧客に対する債権 | 3,580 | 3,162 |
| | 11,087 | 23,240 |

グループ会社に対する債権には、グループ兄弟会社の預金口座残高5,103,000米ドル (2014年12月31日現在：15,650,000米ドル)、およびグループ兄弟会社に対する無担保貸付金41,000米ドル (2014年12月31日現在：3,908,000米ドル) が含まれている。当該貸付金は、フェデラル・ファンド・レートを上回るマージンで利息が付され、要求払債務である。

11. 債務：1年以内に期限が到来する金額

| | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--------------|---------------|---------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| グループ会社に対する債務 | 4,236 | 2,183 |
| 未払グループ税額控除 | 2,676 | 637 |
| 未払金および繰延収益 | 115 | 17 |
| | 7,027 | 2,837 |

12. 払込資本金

2015年12月31日および2014年12月31日現在の払込資本金の構成は、以下のとおりである。

| | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|-----------------|---------------|--------|---------------|--------|
| | 株式数 | 千米ドル | 株式数 | 千米ドル |
| 割当済、請求済および全額払込済 | | | | |
| 額面 1 米ドルの普通株式 | 25,000,000 | 25,000 | 22,000,000 | 22,000 |
| | | 25,000 | | 22,000 |

13. 金融リスク管理および資本管理

当社は、当社の現在および将来における規制上の自己資本要件、当社の資本計画の結果、ならびに金融市場における事業環境や景気などのその他の要因を含む様々な要因を検討して、株式資本の適切な水準および構成を決定している。

2015年および2014年において、当社は F C A が定めた自己資本要件を遵守していた。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、T i e r 1 資本はそれぞれ27,461,000米ドルおよび22,000,000米ドルであった。

当社は、当社の金融資産および負債を通じて金融リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる金融リスクの中で最も重要な要素は流動性リスク、市場リスクおよび信用リスクであると考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続きを順守している。

a. 流動性管理

流動性リスクとは、期限が到来した際に取引相手先に支払いを行うための十分な現金を当社が保有していないというリスクである。当社は、流動性および資金調達に関して包括的かつ保守的であると考えられる方針を整備している。その主な目的は、当社の資金調達を可能にするとともに、厳しい状況下でも収益を生み出し続けることができるようにすることである。

b. 市場リスク管理

市場リスクとは、市況の変化に伴い当社の金融資産および金融負債の価値に損失が生じるリスクである。リスクは、強力な全社的監督ならびに当社の事業全般にわたる独立した統制およびサポート機能を通じて、モニタリングおよび管理される。

c. 信用リスク管理

信用リスクとは、取引相手先の債務不履行または信用度の悪化に伴い損失を被る可能性を表している。信用リスクは、取引相手先の信用度のレビュー、また該当する場合には、資産に対する対象担保の見直しによって管理されている。信用リスクに対する当社の最大エクスポージャーは、2015年12月31日および2014年12月31日現在の金融資産の帳簿価額に相当する。

信用エクスポージャー

当社の信用エクスポージャーは、以下のとおりである。

銀行預金および手許預金 銀行預金および手許預金には、有利子預金と無利子預金の両方が含まれている。信用損失のリスクを軽減するために、当社は、預金の実質的にすべてを高格付の銀行に預け入れている。

債権 当社は、顧客に対する債権ならびに親会社およびグループ会社に対する債権からの信用リスクにさらされている。投資ファンドからの報酬は、ファンドのAUMから決済されるが、その信用リスクは僅少であると考えられている。

14. 金融資産および金融負債

a. 種類別金融資産および金融負債

当年度および過年度において、すべての金融資産は貸付金および債権に分類されている。当年度および過年度において、すべての負債は、償却原価で保有されている。

b. 公正価値で測定されない金融資産および金融負債の公正価値

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当社の金融資産および金融負債のすべてが公正価値で測定されていなかった。これらの金融商品はほとんど短期的な性質なものであるため、貸借対照表上の帳簿価額は、公正価値に合理的に近似する。

c. 金融負債の満期

すべての金融負債は貸借対照表日から1ヶ月以内に期限が到来する。

(2) 【損益計算書】

損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT****period ended 31 December 2015**

| | | 52 week period ended 31 December 2015 | 55 week period ended 31 December 2014 |
|-------------------------------------------------|------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| | Note | US\$'000 | US\$'000 |
| Turnover | | 21,887 | 9,335 |
| Administrative expenses | 5 | (11,326) | (6,224) |
| OPERATING PROFIT | | 10,561 | 3,111 |
| Interest receivable and similar income | 8 | 21 | 19 |
| PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAX | | 10,582 | 3,130 |
| Tax on profit on ordinary activities | 9 | (2,194) | (669) |
| PROFIT FOR THE FINANCIAL PERIOD | | 8,388 | 2,461 |

The turnover and operating profit of the company are derived from continuing operations in the current and prior periods.

The company has no recognised gains and losses other than those included in the profit and loss account for the periods shown above, and therefore no separate statement of comprehensive income has been presented.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**BALANCE SHEET****as of 31 December 2015**

| | | 31 December 2015 | 31 December 2014 |
|-------------------------------------------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|
| | Note | US\$'000 | US\$'000 |
| CURRENT ASSETS | | | |
| Cash at bank and in hand | | 31,789 | 4,058 |
| Debtors | 10 | 11,087 | 23,240 |
| | | 42,876 | 27,298 |
| CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR | 11 | (7,027) | (2,837) |
| NET CURRENT ASSETS AND NET ASSETS | | 35,849 | 24,461 |
| CAPITAL AND RESERVES | | | |
| Called up share capital | 12 | 25,000 | 22,000 |
| Profit and loss account | | 10,849 | 2,461 |
| TOTAL SHAREHOLDER'S FUNDS | | 35,849 | 24,461 |

The financial statements were approved by the Board of Directors on 14 April 2016 and signed on its behalf by:



G. R. Thorpe
Director

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY**period ended 31 December 2015

| | Called up share capital | Profit and loss account | Total shareholder's funds |
|------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 |
| Balance at incorporation | - | - | - |
| Issuance of ordinary shares | 22,000 | - | 22,000 |
| Profit for the financial period | - | 2,461 | 2,461 |
| Balance at 31 December 2014 | 22,000 | 2,461 | 24,461 |
| Issuance of ordinary shares | 3,000 | - | 3,000 |
| Profit for the financial period | - | 8,388 | 8,388 |
| Balance at 31 December 2015 | 25,000 | 10,849 | 35,849 |

No dividends were paid in 2015 and 2014.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2015**1. GENERAL INFORMATION**

The company is a private limited company and is incorporated and domiciled in England and Wales. The address of its registered office is Peterborough Court, 133 Fleet Street London, EC4A 2BB, United Kingdom.

The immediate parent undertaking is Goldman Sachs Group UK Limited (GSGUK), a company incorporated and domiciled in England and Wales.

The ultimate parent undertaking and the parent company of the largest group for which consolidated financial statements are prepared is The Goldman Sachs Group, Inc., a company incorporated in the United States of America. Copies of its consolidated financial statements can be obtained from Investor Relations, 200 West Street, New York, NY 10282, United States of America.

Basel III Pillar 3 Disclosures

The company is included in the consolidated Pillar 3 disclosures of GSGUK, which are required by the EU Capital Requirements Regulation. GSGUK's 2015 Pillar 3 disclosures will be made available in conjunction with the publication of its financial statements at www.goldmansachs.com/disclosures/.

Country-by-Country Reporting

The company is included in the consolidated country-by-country reporting disclosures of GSGUK, which are required by the Capital Requirements (Country-by-Country Reporting) Regulations 2013. GSGUK's 2015 country-by-country disclosures will be made available by 31 December 2016 at www.goldmansachs.com/disclosures/.

2. ACCOUNTING POLICIES**a. Basis of Preparation**

For all periods up to and including the period ended 31 December 2014, the company prepared its financial statements in accordance with the previous U.K. GAAP. From 1 January 2015, the company transitioned from the previous U.K. GAAP to FRS 101. These financial statements are for the first period covered by FRS 101. All periods presented in these financial statements have been prepared in accordance with FRS 101.

There has been no impact on the company's balance and profit and loss account as a result of adopting FRS 101.

These financial statements have been prepared on the going concern basis, under the historical cost convention, and in accordance with the Companies Act 2006.

The following exemptions from the disclosure requirements of IFRS as adopted by the EU have been applied in the preparation of these financial statements in accordance with FRS 101:

- IFRS 2 'Share-based Payment' paragraph 45(b) and 46 to 52. These disclosures are provided in the consolidated financial statements of Group Inc.;
- IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 38 to present comparative information in respect of:
 - IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 79 (a)(iv).
- IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 10(f), 16, and 40A-D;
- IAS 7 'Statement of Cash Flows';
- IAS 8 'Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors' paragraphs 30 and 31;
- IAS 24 'Related Party Disclosures' paragraph 17; and
- IAS 24 'Related Party Disclosures' requirements to disclose transactions with companies also wholly owned within GS group.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2015**2. ACCOUNTING POLICIES (continued)****b. Revenue Recognition**

Turnover represents management company fees and is recognised on an accruals basis over the period that the related service is provided.

c. Dividends

Final equity dividends are recognised as a liability and deducted from equity in the period in which the dividends are approved by the company's shareholder. Interim equity dividends are recognised and deducted from equity when paid.

d. Foreign Currencies

The company's financial statements are presented in U.S. dollars, which is also the company's functional currency.

Transactions denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the date the transaction occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling at the balance sheet date. Foreign exchange gains and losses are recognised in operating profit.

e. Current and Deferred Tax

The tax expense for the period comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the profit and loss account.

Current tax is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date in the countries where the company operates and generates taxable income.

Deferred tax is recognised in respect of all temporary differences that have originated, but not reversed at the balance sheet date, where transactions or events have occurred by that date that will result in an obligation to pay more tax or a right to pay less tax in the future with the following exceptions:

- (i) Deferred tax assets are recognised only to the extent that the directors consider that it is more likely than not that there will be suitable taxable profits from which future reversal of the underlying temporary differences can be deducted.
- (ii) Deferred tax is measured on an undiscounted basis at the tax rates that are expected to apply in the periods in which temporary differences reverse, based on tax rates and laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

f. Cash at Bank and in Hand

Cash at bank and in hand is highly liquid overnight deposits held in the ordinary course of business.

g. Financial Assets and Financial Liabilities**(i) Recognition and Derecognition**

Financial assets and financial liabilities are recognised when the company becomes party to the contractual provisions of the instrument. A financial asset is de-recognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or if the company transfers the financial asset and substantially all the risk and rewards of ownership of that financial asset. A financial liability is derecognised only when it is extinguished (i.e., when the obligation specified in the contract is discharged or cancelled or expires).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2015**2. ACCOUNTING POLICIES (continued)****g. Financial Assets and Financial Liabilities (continued)****(ii) Classification and Measurement**

The company classifies its financial assets and liabilities as loans and receivables and financial liabilities measured at amortised cost, respectively. The classification, which is determined at initial recognition, depends on the purpose for which they were acquired or originated.

Financial assets and financial liabilities are initially recognised at fair value and are subsequently remeasured at amortised cost, with finance income and expense recognised on an accruals basis. All finance income and expense is recognised in the profit and loss account.

(iii) Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is presented in the balance sheet where there is:

- Currently a legally enforceable right to set off the recognised amounts; and
- Intent to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Where these conditions are not met, financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis on the balance sheet.

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

The preparation of financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in these financial statements. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. In the opinion of management, there were no judgements made that had a significant effect on amounts recognised in the financial statements.

4. SEGMENTAL REPORTING

All operating profit arises from the Investment Management segment. The directors manage the company's activities as a single business and in the same geographic region (EMEA) and accordingly no segmental analysis has been provided.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2015

5. ADMINISTRATIVE EXPENSES

| | 52 week period ended 31 December 2015 | 55 week period ended 31 December 2014 |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| Management fees charged by group undertakings (see Note a) | 11,173 | 3,904 |
| Legal cost of establishing management company | - | 2,246 |
| Other expenses (see Note b) | 153 | 74 |
| | <u>11,326</u> | <u>6,224</u> |

a. Management fees charged by group undertakings relate to operational and administrative support, and management services received from group undertakings.

b. Other expenses include fees payable of \$26,518 and \$31,263 to the company's auditors for the audit of the company's financial statements for the periods ended 31 December 2015 and 31 December 2014, respectively.

6. STAFF COST

As in the prior period, all persons formally assigned to the company's operations are employed by fellow U.K. group undertakings. The charges made by these group undertakings for all services provided to the company are included in the management fees charged by group undertakings (see Note 5).

7. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

| | 52 week period ended 31 December 2015 | 55 week period ended 31 December 2014 |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| Interest income from group undertakings (see Note 10) | <u>21</u> | <u>19</u> |

8. DIRECTORS' EMOLUMENTS

The table below presents the company's directors' emoluments:

| | 52 week period ended 31 December 2015 | 55 week period ended 31 December 2014 |
|----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| Aggregate emoluments | <u>83</u> | <u>2</u> |

In accordance with the Companies Act 2006, directors' emoluments above represent the proportion of total emoluments paid or payable in respect of qualifying services only. This total only includes the value of cash and benefits in kind, and does not include the value of equity awards. In accordance with schedule 5 of Statutory Instrument 2008 / 410. Directors also receive emoluments for non-qualifying services which are not required to be disclosed.

Three directors were members of a defined contribution pension scheme and three directors were members of a defined benefit pension scheme during the period. Four directors received or are due receipt of Group Inc. shares under a long-term incentive scheme during the period. No director has exercised options during the period.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2015

9. TAX ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

The table below presents the company's analysis of tax on profit on ordinary activities:

| | 52 week period ended 31 December 2015 | 55 week period ended 31 December 2014 |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| U.K. corporation tax | 2,194 | 669 |
| Total tax on profit on ordinary activities | 2,194 | 669 |

The table below presents a reconciliation between tax on profit on ordinary activities and the amount calculated by applying the weighted average rate of U.K. corporation tax applicable to the company for the year of 20.25% (2014: 21.50%) to the profit on ordinary activities before tax.

| | 52 week period ended 31 December 2015 | 55 week period ended 31 December 2014 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| Profit on ordinary activities before tax | 10,582 | 3,130 |
| Profit on ordinary activities multiplied by the weighted average rate in the U.K. 20.25% (2014: 21.50%) | 2,143 | 673 |
| Exchange differences | 51 | (4) |
| Total tax on profit on ordinary activities | 2,194 | 669 |

10. DEBTORS

Debtors, all of which are due within one year of the balance sheet date comprise:

| | 31 December 2015 | 31 December 2014 |
|------------------------------------------------|------------------|------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| Amounts due from parent and group undertakings | 7,507 | 20,078 |
| Amounts due from customers | 3,580 | 3,162 |
| | 11,087 | 23,240 |

Included in amounts due from parent and group undertakings is US\$5,103,000 (31 December 2014: US\$15,650,000) of cash held on account by a fellow group undertaking and an unsecured loan to a fellow group undertaking of US\$41,000 (31 December 2014: US\$3,908,000). The loan accrues interest at a margin over Federal Funds Rate and is repayable on demand.

11. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

| | 31 December 2015 | 31 December 2014 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| Amounts due to group undertakings | 4,236 | 2,183 |
| Group relief payable | 2,676 | 637 |
| Accruals | 115 | 17 |
| | 7,027 | 2,837 |

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2015

12. CALLED UP SHARE CAPITAL

At 31 December 2015 and 31 December 2014 share capital comprised:

| | 31 December 2015 | | 31 December 2014 | |
|-------------------------------------------|------------------|---------------|------------------|---------------|
| | No. | US\$'000 | No. | US\$'000 |
| Allotted, called up and fully paid | | | | |
| Ordinary Shares of \$1 each | 25,000,000 | 25,000 | 22,000,000 | 22,000 |
| | | <u>25,000</u> | | <u>22,000</u> |

13. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT

The company determines the appropriate level and composition of its equity capital by considering multiple factors including the company's current and future regulatory capital requirements, the results of the company's capital planning and other factors such as the business environment and conditions in the financial markets.

During 2015 and 2014, the company was in compliance with the capital requirements set by the FCA.

Tier 1 capital was US\$27,461,000 and US\$22,000,000 at 31 December 2015 and 31 December 2014, respectively.

The company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the company's business and the assets and liabilities contained within the company's balance sheet, the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are liquidity risk, market risk and credit risk. The company, as part of a global group, adheres to global risk management policies and procedures.

a. Liquidity Management

Liquidity risk is the risk that the company does not have sufficient cash to make payments to its counterparties as they fall due. The company has in place what it considers to be a comprehensive and conservative set of liquidity and funding policies. The principal objective is to be able to fund the company and to continue to generate revenues under adverse circumstances.

b. Market Risk Management

Market risk is the risk of loss in the value of the company's financial assets and liabilities due to changes in market conditions. Risks are monitored and controlled through strong firmwide oversight and independent control and support functions across the company's business.

c. Credit Risk Management

Credit risk represents the potential for loss due to the default or deterioration in the credit quality of a counterparty. Credit risk is managed by reviewing the credit quality of counterparties and reviewing, if applicable, the underlying collateral against which the assets are secured. The company's maximum exposure to credit risk is equivalent to the carrying value of its financial assets as at 31 December 2015 and 31 December 2014.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2015**13. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT (continued)****c. Credit Risk Management (continued)****Credit Exposures**

The company's credit exposures are described further below.

Cash at Bank and in Hand. Cash at bank and in hand include both interest-bearing and non-interest-bearing deposits. To mitigate the risk of credit loss, the company places substantially all of its deposits with highly-rated banks.

Debtors. The company is exposed to credit risk from its amounts due from customers and amounts due from parent and group undertakings. Fees from investment funds are settled from the AUM of the fund, for which the credit risk is considered minimal.

14. FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES**a. Financial Assets and Financial Liabilities by Category**

All financial assets are categorised as loans and receivables in the current and prior years. All liabilities are held at amortised cost in the current and prior years.

b. Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities Not Measured a Fair Value

As of 31 December 2015 and 31 December 2014, all of the company's financial assets and liabilities were not measured at fair value. Given these instruments are predominantly short-term in nature, their carrying amounts in the balance sheet are a reasonable approximation of fair value.

c. Maturity of Financial Liabilities

All financial liabilities are due within one month of the balance sheet date.

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、ファンドの投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社として行為すること、もしくは他の方法により他の投資信託に投資することができる。従って、事業の過程において、こうした者のいずれかとファンドまたは受益者との間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれは、常に、このような場合において、ファンドに対する自身の義務に配慮するものとする。投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、ファンドと取引を行うことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されるかのように行われるものとし、受益者の最良の利益となるものとする。取引は、() 受託会社（受託会社が関係する取引の場合は、管理会社）によって、独立しており、かつ資格を有すると認められた者によって認証されたこのような取引の評価が得られた場合、または()このような取引が組織化された投資取引所の規則に従ってこのような取引所において最良の条件で実行される場合、または() () または() が実行不可能な場合は、かかる取引が、受託会社（受託会社が関係する取引の場合は、管理会社）が独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件であると確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されたとみなされる。

管理会社は、管理会社の利益相反方針に基づきあらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努める。管理会社が() 上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されるための取決めが存在しており、また() 期間中に締結された関連当事者との間の取引が上記の義務を果たしていると認められるかという点に関しては、年次報告書および半期報告書に記載されるものとする。

信託証書は、非上場証券の予想実現価額を決定する際、管理事務代行会社は、権限のある者（受託会社の承認を得て、取締役によって承認された者）の予想価額を受諾することができる旨規定している。管理会社は評価会社を適格者として任命し、管理事務代行会社は、かかる目的上、評価会社によって提供された予想価額を受諾することができる。投資者は、かかる状況において、証券の予想実現価額が高ければ高いほど管理会社または投資顧問会社に支払われるべき報酬も高くなるため、利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

マスター・ファンドの利益相反に関する詳細については、「マスター・ファンドに関するリスク考察」という見出しの本書の項を参照のこと。

潜在的利益相反

管理会社、マスター・ファンドの取締役およびマスター・ファンドの投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの関連会社は、随時、マスター・ファンドまたはその投資者の投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、または保管銀行として行為すること、もしくは別途他の投資信託に投資することができる。従って、業務の過程において、かかる者のいずれかとマスター・ファンドとの間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれの者は、常に、このような場合において、マスター・ファンドに対する自身の義務および

特に、利益の相反が生じる可能性がある投資を行う際には受益者の最善の利益のために行為する義務に配慮し、当該利益相反が公正に解決されるよう努力し、特に投資運用会社は、マスター・ファンドへの投資機会の配分において投資運用会社が誠実に公正かつ公平と考える方法で行為する。投資資産の予想実現価値決定の際、相手方の見積もりが用いられることがある。この場合、投資者は証券の予想実現価値が高ければ高いほど管理会社または投資運用会社に支払われるべき報酬が高くなるため利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

管理会社、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、マスター・ファンドと取引を行なうことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されるのと同様に行われるものとする。取引は、() 保管銀行（または保管銀行が関係する取引の場合は、マスター・ファンドの取締役）によって独立した適格者によって承認されたかかる取引の評価が得られた場合、または() かかる取引が組織化された投資対象の取引所の規則に従って当該取引所において最良の条件で実行される場合、または() () および() が不可能な場合は、かかる取引が、保管銀行（または保管銀行が関係する取引の場合は、マスター・ファンドの取締役）が独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件であると確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されたとみなされる。

マスター・ファンドおよび管理会社の取締役会の各氏は、自身の利益相反方針に従って、あらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努めるものとする。マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対し様々な業務を提供するためにゴールドマン・サックスを任命し、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドの利益相反方針に従って行なうと信じている。ゴールドマン・サックスが下記の様々な業務を行なうことにより利益相反が生じる可能性がある。

現在生じている当該利益相反を緩和するための方針および手続きの適用にかかわらず生じる可能性がある利益相反の一般的性質または原因は、本書において記載される。

マスター・ポートフォリオに関連する利益相反の概要

マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対して様々な業務を提供するゴールドマン・サックス（本「利益相反」の項において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、管理会社、投資運用会社およびこれらの関連会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員をいう。）を（管理会社および管理会社の委託先を通して直接的に）任命し、ゴールドマン・サックスが管理会社の利益相反方針に従い行なうことに依拠する。ゴールドマン・サックスは、世界的なフル・サービスの投資銀行、証券会社、資産管理会社金融サービス会社であり、また、世界的な大手金融市場参加者である。上記の通り、ゴールドマン・サックスは、多様な顧客に対し、幅広い金融サービスを提供している。上記の資格およびその他の資格において、ゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引において顧客に対し助言を行なっており、自身の勘定または顧客および従業員の勘定で、顧客の勘定および関係ならびに自身がスポンサーとなり、管理し、また助言する商品（かかるゴールドマン・サックスの勘定またはその他の顧客の勘定（マスター・ポートフォリオを含む。）、関係および商品を「アカウント」と総称する。）を通して多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有しており、またこれらの推奨を行なっている。ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオが直接的または間接的に投資を行なっているグローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、バンク・ローン市場、およびその他の市場、証券および発行体に関し、直接的および間接的に利益を得ている。結果として、ゴールドマン・サックスの事業および取引は、マスター・ポートフォリオに不利益を与えまたはマスター・ポートフォリオを制限するなどの影響を及ぼし、および/またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウントに利益をもたらす可能性がある。

以下は、マスター・ポートフォリオによって、マスター・ポートフォリオと、およびマスター・ポートフォリオのために行なう取引に関し管理会社、投資運用会社およびゴールドマン・サックスが得る可能性のある財務上またはその他の利益に関連する特定の利益相反および潜在的利益相反に関する概説である。これらは、発生しうるすべての潜在的利益相反の完全な列挙または説明ではなく、また、完全な列挙または説明であることを意図したものでもない。受益者は、マスター・ポートフォリオに投資することにより、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびかかる利益相反に直面するマスター・ポートフォリオの運営を認めたものとみなされるものとする。

受益証券の販売および投資機会の配分

ゴールドマン・サックスの金銭的およびその他の利益がゴールドマン・サックスの受益証券の販売促進にインセンティブを与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、マスター・ポートフォリオの受益証券の販売促進に関し、利益を有しており、また、かかる販売から得られる報酬は、他のアカウントの受益証券の販売に関する報酬よりも高い可能性がある。従って、ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、他のアカウントの受益証券よりもマスター・ポートフォリオの受益証券の販売を促進することに金銭的利益を有する可能性がある。

管理会社および/または投資運用会社は、同時に、マスター・ポートフォリオに関し受け取る手数料またはその他の報酬（パフォーマンスによる報酬または割当を含む。）よりも高い手数料またはその他の報酬を得ることのできるアカウントの運用を同時に行なう可能性がある。管理会社および/または投資運用会社は、より高い報酬を受け取る可能性のあるアカウントを優先し得るため、より高い手数料またはその他の報酬を支払うアカウントとマスター・ポートフォリオが同時に運用されることにより、利益相反が生じる可能性がある。例えば、管理会社および/または投資運用会社は、運用実績に基づく報酬を支払うアカウントから、より高い報酬を受け取る可能性がある状態で少ない投資機会を配分する際、利益相反に直面し得る。こうした利益相反に対応するため、管理会社および/または投資運用会社は、管理会社および投資顧問会社としてのそれぞれの義務に一致すると考える方法で投資機会を配分する際に従う方針および手続を採択した。下記の「マスター・ポートフォリオおよびその他のアカウントの間の投資機会の配分」を参照のこと。しかしながら、マスター・ポートフォリオによる投資の額、時期、構成または条件が、他のアカウントのこれらとは異なる可能性があり、パフォーマンスは他のアカウントのパフォーマンスより低くなる可能性もある。

ゴールドマン・サックスの仲介業者との金銭的およびその他の関係から生じる販売に関するインセンティブおよび関連する利益相反

ゴールドマン・サックスおよびその従業員（管理会社および投資運用会社の従業員を含む。）は、マスター・ポートフォリオとの取引またはマスター・ポートフォリオのための取引を推奨し、またはこれらを行なう販売会社、コンサルタントおよびその他の者と関係（マスター・ポートフォリオに関連か否かを問わず、また、募集、仲介、助言および取締役会に関する関係を含むがこれらに限定されない。）を有する可能性がある。かかる販売会社、コンサルタントおよびその他の者は、かかる関係に関連し、ゴールドマン・サックスまたはマスター・ポートフォリオから報酬を受け取る可能性がある。かかる関係により、販売会社、コンサルタントおよびその他の当事者は、マスター・ポートフォリオの販売促進のためのインセンティブが生じるような利益相反に直面する可能性がある。

適用ある誘引規則を損うことなく、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオの販売促進のために、授権されたディーラーおよびその他の金融仲介機関および営業担当者に対し支払いを行なう場合がある。かかる支払いは、ゴールドマン・サックスの資産また

はゴールドマン・サックスに支払われる金額から行われる。かかる支払いにより、かかる者がマスター・ポートフォリオを強調し、宣伝し、または推奨するインセンティブが生じる可能性がある。

マスター・ポートフォリオとその他のアカウントとの間の投資機会の配分

管理会社および/または投資運用会社は、マスター・ポートフォリオの投資目的と同様の投資目的を有し、また、マスター・ポートフォリオと同様の有価証券もしくはその他の商品、セクターまたは戦略に投資を行なう可能性のある、またはこれらの投資対象を売却する可能性のある複数のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびその従業員が利害を有するアカウントを含む。）について、運用または助言を行なうことができる。これにより、特に、投資機会の利用可能性が限定されている場合（例えば、地域市場および新興市場、ハイ・イールド債、確定利付き証券、規制された業界、不動産資産、オルタナティブ投資ファンドの一次のおよび二次的利益、新規株式公募/新規発行への投資の場合など）、またはかかる投資機会の流動性が限られている場合に、潜在的利益相反が生じる可能性がある。

かかる潜在的利益相反に対応するために、管理会社および投資運用会社は、アカウントのためにポートフォリオの決定を行なっているゴールドマン・サックスの従業員は、管理会社および投資運用会社の信託義務に伴うアカウントのために売買の決定を行なうこと、また、かかるアカウント間で投資機会を配分することなどを定めた配分方針および手続を策定した。かかる方針および手続により、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用される適格アカウントの限られた投資機会は、（投資運用会社によって決定される基準により、）比例按分方式で配分されることになり得るが、下記の多くの他の要因を反映する配分となる場合も多々ある。異なるポートフォリオ運用チームによって運用されるアカウントは、配分の目的上個別に検討され得る。マスター・ポートフォリオが投資機会の割当を受けない場合に、特定のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員が持分を有するアカウントを含む。）が投資機会の割当を受ける場合もあり得る。

マスター・ポートフォリオおよびその他のアカウントのための配分に関連する決定は、以下を含むがこれらに限定されない—または複数の要素を参考に行なわれる。アカウントのポートフォリオおよびその投資期間、投資目的、投資ガイドラインおよび投資制限（特定のアカウントまたはアカウント間の保有に影響を及ぼす法律上および規制上の制限を含む。）、戦略適合性およびその他のポートフォリオ運用に関する考慮事項（一定の戦略に対するエクスポージャーの様々な期待水準を含む。）、マスター・ポートフォリオおよび関連するアカウントの将来の期待キャパシティ、管理会社および/または投資運用会社の仲介に係る裁量の制限、現金および流動性に関する考慮事項、および他の適切な投資機会の利用可能性。適格性に関する考慮事項、評判に関する事項およびその他の考慮事項も検討され得る。また、管理会社および/または投資運用会社は、アカウントに対し投資に関する推奨を行なう場合があるが、アカウントは、管理会社および/または投資運用会社とは独立して投資を行なう。投資機会の利用可能性が制限されている場合において、かかるアカウントがマスター・ポートフォリオよりも前に投資機会に投資した場合は、マスター・ポートフォリオの投資機会の利用可能性は、管理会社および/または投資運用会社の投資対象の配分に関する方針にかかわらず、低下することになる。

管理会社および/または投資運用会社は、随時、新たな取引戦略を策定および実行し、新たな取引戦略および投資機会に参加することができる。かかる戦略および機会は、アカウントの目的と合致していたとしても、すべてのアカウントにおいて採用されるわけではなく、または採用されたアカウント間において比例的に用いられない場合もある。

異例な市場環境においては、管理会社および/または投資運用会社は、通常取引配分慣行を逸脱する可能性がある。例えば、これは、通常、レバレッジあり、および/またはロング・ショートアカウントと通常は並行して運用されるレバレッジなし、および/またはロングのみのアカウントの運用に関する、発生する可能性がある。

管理会社、投資運用会社およびマスター・ポートフォリオは、投資機会に関する通知を受け取り、または投資機会に参加する可能性がある。管理会社または投資運用会社は、その単独裁量により、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加するか否かを決定し、また、投資者は、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加することを予測すべきではない。上記にかかわらず、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスの事業および投資運用会社以外の関連会社が調達した投資機会を得る場合もあれば得ない場合もあるが、いかなる場合も、かかる投資機会に関する権利は有さない。マスター・ポートフォリオが参加しない投資機会またはその一部は、他のアカウント、ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）、マスター・ポートフォリオのすべてのもしくは特定の投資者、またはゴールドマン・サックスが自身の単独の裁量により決定するその他の個人もしくは法的主体に提供され得るものとし、マスター・ポートフォリオは、かかる投資機会に関する報酬を受け取らないものとする。

マスター・ポートフォリオの運用

ゴールドマン・サックスが保有する情報に関連する潜在的制限および問題点

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス内の異なる事業部門間の情報の交換に対応するために、一定の情報障壁およびその他の方針を策定した。情報障壁が設けられたことにより、管理会社および投資運用会社は、通常、ゴールドマン・サックスの他の部門の情報および従業員にアクセスすることはできず、または制限されたアクセスしかできず、また、通常、かかる他の部門が保有する情報の恩恵を受けてマスター・ポートフォリオの運用を行なうこともできない。かかる他の部門（ゴールドマン・サックスのプライム・ブローカー業務および管理事務業務を含むがこれらに限定されない。）は、管理会社または投資運用会社が入手することのできない詳細な情報（管理会社または投資運用会社に知られた場合、管理会社または投資運用会社がマスター・ポートフォリオによって保有されている投資対象の処分、保有または利益拡大、またはマスター・ポートフォリオのために一定のポジションを取得、またはその他の行為を行なうことになり得る市場および投資対象に関する情報を含む。）への広範なアクセスを有している。ゴールドマン・サックスは、管理会社もしくは投資運用会社またはマスター・ポートフォリオのための意思決定に関係する管理会社もしくは投資運用会社の従業員がかかる情報を入手できるようにする義務、受託者としての義務もしくはその他の任務を負わないものとする。情報障壁がない場合、投資運用会社のポートフォリオ運用チームの一部が保有する情報の結果、当該情報を保有するチームがマスター・ファンドを運営していない場合も含めて、投資運用会社はマスター・ファンドの行為または取引を制限する。さらに、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオのために、ゴールドマン・サックスの取引活動、戦略もしくは見解、または他のアカウントのための活動、戦略もしくは見解に関する一切の情報を入手できるようにする義務を負わないものとする。管理会社および投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオに不利となり得る方法で、当該チームが助言を行なうアカウントに関し、情報に基づく決定または行為を行なう（または行為を行なうことを回避する）可能性がある。かかるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオのポートフォリオ・マネジメント・チームと情報を交換しない可能性があり（一定の情報障壁およびその他の方針による場合を含む。）、また、情報を交換する義務もない。

マスター・ポートフォリオの投資対象の評価

管理会社は、マスター・ファンドの証券および資産に関し、特定の評価サービスを行なう委託先として評価会社を任命している。評価会社がマスター・ファンドの証券および資産に関する評価業務を遂行する限り、評価会社は、管理会社の評価方針に従って、マスター・ファンドの証券および資産を評価する。評価会社は、同一の資産について、ゴールドマン・サックスの他の部門またはユニットの評価とは

異なる評価を行なう可能性がある(かかる他の部門またはユニットは、管理会社または評価会社と共有していない評価手法および評価モデルに関する情報、またはその他の情報を有しているため)。これは、特に評価することが困難な資産の場合に起こり得る。また、評価会社は、異なるアカウントの同一の資産について異なる評価を行なう可能性がある(例えば、異なるアカウントは、それぞれを規定する契約により異なる評価ガイドラインに従うため、またはアカウントのための評価を行なうために異なる第三者ベンダーが採用されるため、またはアカウントは、管理会社または投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用もしくは助言されるため)。投資家は、評価会社が管理会社および投資運用会社の関係会社であるため、利益相反が発生する可能性があり、当該評価に関連する証券または資産の予想実現価値が高ければ高いほど管理会社または投資運用会社に支払われるべき報酬が高くなることを認識しておくべきである。

他のアカウントのためのゴールドマン・サックスおよび投資運用会社の業務

ゴールドマン・サックスは、世界の金融市場で種々の行為に従事する。（投資銀行、マーケット・メーカー、投資家、ブローカー、アドバイザーおよびリサーチ提供者を含む）様々な資格において行為するゴールドマン・サックスは、（マスター・ポートフォリオを含む）アカウントまたはマスター・ポートフォリオがマスター・ポートフォリオに重大な影響を与え得る持ち分を有する企業または関連あるもしくは関連のない投資信託に関して行為し、またはこれらの取引についてアドバイスを受けることができる。

管理会社および投資運用会社は、マスター・ポートフォリオに顧問業務を提供する。マスター・ポートフォリオのための管理会社および投資運用会社の決定ならびに管理会社または投資運用会社の行為は、他のアカウントのための決定および業務とは異なる可能性がある。一もしくは複数のアカウントに対し行なわれた助言、投資決定または議決権に関する決定は、マスター・ポートフォリオに対し行なわれた助言または投資決定と競合し、影響を及ぼし、異なり、対立し、またはタイミングが異なる可能性がある。

ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）、ゴールドマン・サックスが助言を行なう顧客およびゴールドマン・サックスの従業員は、マスター・ポートフォリオの投資目的またはポートフォリオと類似したもしくは相反する投資目的またはポートフォリオを有するアカウントおよび/またはマスター・ポートフォリオと同一のタイプの証券およびその他の商品に関する取引を行ない、競合するアカウントに関し利益を有し、またこれらに助言を行なう。かかるアカウントによる取引には、マスター・ポートフォリオが投資する証券またはその他の商品と同一もしくは関連する証券またはその他の商品が含まれる可能性があり、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオの取引が行なわれる際の価格もしくは条件にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。例えば、アカウントがある戦略を実行している間に、マスター・ポートフォリオが同一のまたは異なる戦略を実行する可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオが直接的または間接的に不利益を被る可能性がある。また、一方ではマスター・ポートフォリオが、また他方ではゴールドマン・サックスおよびアカウントが、同一証券に関し、異なる投票を行ない、または異なる行為を行ない、または異なる行為を回避する可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオは不利益を被る可能性がある。一方ではゴールドマン・サックスまたはアカウントが、また、他方ではマスター・ポートフォリオが、異なるクラスの証券または同一発行体の資本構成の異なる部分に投資するまたは信用を供与する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがマスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす行為を行なう可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス（管理会社および/または投資運用会社を含む。）は、マスター・ポートフォリオが投資する発行体と同一の発行体の資本構成の異なる部分、またはマスター・ポートフォリオが投資する証券に劣後する、またはマスター・ポートフォリオが投資する証券に優先するクラスの証券に関し、アカウントに助言を行なう可能性がある。その結果、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオが投資した特定の発行体に関し、アカウントのために、権利を行使する、もしくは行為を行なう、または権利の行使もしくは行為を回避することになる可能性がある。ゴールドマン・サックスまたはアカウントが利益を得る期間において、マスター・ポートフォリオが損失を被る可能性もある。上記のマイナスの影響は、小型株、新興市場、経営不振企業の証券、または流動性の低い戦略に関する取引に関して、またはマスター・ポートフォリオがこれらを採用する場合により顕著となる可能性がある。

ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）およびその従業員は、マスター・ポートフォリオの利益および業務と一致しない、またはこれらに悪影響を及ぼす取引について助言し、投資決定を行ない、助言を行ない、異なる投資上の見解を提供し、またはリサーチもしくは評価に関する見解を有する可能性がある。同様に、管理会社または投資運用会社の複数の投資チームは、ある発行体またはある証券に関し異なる投資上の見解を有する可能性があり、また、マスター・ポートフォリオ

に関し、マスター・ポートフォリオの投資チームがとるポジションは、管理会社または投資運用会社の他の投資チームの助言を受けるアカウントの利益および業務と一致しない、またはかかる利益および業務による悪影響を受ける可能性がある。リサーチ、分析または見解は、異なる時期に顧客または潜在的顧客に提供される可能性がある。ゴールドマン・サックスは、リサーチまたは分析を公開前にマスター・ポートフォリオに提供する義務はない。管理会社および投資運用会社は、マスター・ポートフォリオのために投資決定を行なう責任があり、また、かかる投資決定は、ゴールドマン・サックスが他のアカウントのために行なった投資決定または推奨とは異なる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、一もしくは複数のアカウントのために、かかるアカウントの運用方針に従って、マスター・ポートフォリオのために実行した同様の投資決定または投資戦略より前に、これらと同時期にまたはこれらより後に投資決定または投資戦略を実行する可能性がある。アカウントのための投資決定または投資戦略の実行の時期とマスター・ポートフォリオのための投資決定または投資戦略の実行の時期が異なることにより、マスター・ポートフォリオが不利益を被る可能性がある。市場の影響、流動性の欠如、またはその他の要因を含む特定の要因により、マスター・ポートフォリオの売買益が減少する、またはかかる投資決定もしくは投資戦略の実行に関連する費用が増大する、または不利益を被る可能性がある。

管理会社または投資運用会社は、ゴールドマン・サックスが関連し、助言し、またはゴールドマン・サックスもしくはアカウントが株式、債券またはその他の持ち分を有する会社へのゴールドマン・サックスまたは他のアカウントの投資の収益性およびかかる会社に関する投資事業の収益性を高めるため、適用法に従って、マスター・ポートフォリオに対し、かかる会社の証券、バンク・ローン、またはその他の債券に投資するよう、または他のアカウントが投資対象に関する義務を免除されることになるか、もしくは投資対象を売却することになる取引を行なうよう促す可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、自ら業務を行なうか、または外部委託することができる

ゴールドマン・サックス（管理会社および/または投資運用会社を含む。）は、適用法に従って、随時、投資者に通知することなく、自らの事務管理人またはその他の立場でマスター・ポートフォリオに提供する様々なサービスに関連する特定の業務を社内で行なうか、または外部委託することができる。かかる社内における業務遂行または外部委託により、さらなる利益相反が生じる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、管理会社および投資運用会社以外の資格においてマスター・ポートフォリオに対する業務を行なう可能性がある

自己勘定取引およびクロス取引

マスター・ポートフォリオのために行動する管理会社および投資運用会社は、適用法および各々の方針により認められる場合、ゴールドマン・サックスとの、またはゴールドマン・サックスを通じ、もしくは管理会社または投資運用会社が運用するアカウントにおける証券およびその他の商品の取引を行なう可能性があり、また、マスター・ポートフォリオが、管理会社または投資運用会社が自らのために当事者として行為する取引（自己勘定取引）を行ない、取引の両当事者に対し助言する（クロス取引）を行ない、また、取引の一方当事者であるマスター・ポートフォリオおよび他方当事者である取引アカウントのブローカーとして行為し、手数料を受け取る（代理人クロス取引）ことができる。かかる取引に関しては、潜在的利益相反または規制上の問題が生じる可能性があり、これにより、マスター・ポートフォリオのためのかかる取引を行なう管理会社または投資運用会社の決定が制限される可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる取引の当事者に対して潜在的利害の対立する忠実義務および責任を有する可能性があり、かかる取引および利益相反に関する方針および手続きを策定した。自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引は、受託者責任および適用法に従って行なわれる。受益者は、当初口座契約を締結することにより、マスター・ポートフォリオで認められる限度において、自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引を締結することに同意したことになる。

ゴールドマン・サックスは、複数の商業上の資格において行為する可能性がある

ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオが保有する証券の発行体のために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくはアドバイザー、またはその他の商業的立場を有する者として行為する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる業務の提供に関し報酬を受け取る権利を有するが、マスター・ポートフォリオは、かかる報酬を受け取る権利はない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに有利なかかる業務に関し、手数料およびその他の報酬を受け取る権利を有し、また、当該業務の提供に関連して自身の利益のために商業上の措置をとるか、または当該業務の提供対象の当事者にマスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす行為または取引を行うよう助言することができる。例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが保有する証券の価値または優先権が減少するような結果となる、資本構成の変更を企業に助言することができる。その他の種類の取引に関連してゴールドマン・サックスが行う行為または助言も、マスター・ファンドに悪影響を与える場合がある。さらに、ゴールドマン・サックスは、自身のプライムブローカレッジおよびその他の業務に基づくファンド、マーケットおよび証券に関するアクセスおよび知識により、マスター・ポートフォリオに不利となり得る方法で、マスター・ポートフォリオが直接的または間接的に保有する投資対象の持ち分について、情報に基づく決定を行なうか、または措置をとる（または措置をとることを控える）可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオが投資する証券の発行体に様々な業務を提供する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスは、手数料、報酬、対価またはその他の恩恵を受け、ゴールドマン・サックスと様々な当事者との関係が強化され、さらなる事業の発展が促され、また、ゴールドマン・サックスは、追加の業務を取得し、追加の収益を得ることができるようになる。

さらに、ゴールドマン・サックスは、受益者に対し貸付を行い、または受益者の受益証券に質権もしくは抵当権（かかる受益者がその義務を履行しなかった場合は、かかる受益証券を買い戻す権利をゴールドマン・サックスに提供する。）を設定することにより保証されるのと同様の取引を締結する可能性がある。かかる取引および関連する買戻しは、規模が大きくなる可能性があり、また、受益者に通知することなく行なわれる可能性がある。

ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）またはアカウント（ゴールドマン・サックスの従業員による投資促進のために設定されたアカウントを含む。）は、適用法に従って、マスター・ポートフォリオに対してまたはマスター・ポートフォリオと並行して投資を行うことができる。かかる投資は、他の受益者よりも有利な条件で行なわれる可能性があり、また、マスター・ポートフォリオのかなりの割合を占める可能性がある。これに反する内容の契約により、別途規定されない限り、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、受益者に通知することなく、またはマスター・ポートフォリオのポートフォリオへの影響（悪影響となりうる。）を考慮することなく、いつでも、マスター・ポートフォリオの持ち分の買い戻すことができる。ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）は、マスター・ポートフォリオに関連して、またはマスター・ポートフォリオの裏付証券もしくは資産に関連して、またはマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに基づくかもしくはマスター・ポートフォリオのパフォーマンスを繰り返すもしくはヘッジするためにデリバティブ（金融派生商品）を設定、引き受け、売却、発行、投資するか、または販売会社として行為することができる。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ取引は、マスター・ポートフォリオの取引とは異なり、また、マスター・ポートフォリオの利益に悪影響となりうる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、顧客に対し貸付けを行ない、またはマスター・ポートフォリオの受益証券以外の顧客の資産または持ち分によって担保されている顧客とのアセット・ベースの、もしくはその他の信用供与または類似の取引を締結する可能性がある。貸し手としての権利に関連して、ゴールドマン・サックスは、借り手に悪影響を及ぼす措置をとる可能性がある。その結果、借り手の行為がマス

ター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある（例えば、借手がマスター・ファンドが保有する証券の大量ポジションを早急に清算する場合、当該証券の価額が低下し、その結果マスター・ファンドの価値が低下するか、または有利な価格で当該証券のポジションを清算できなくなる可能性がある）。

管理会社および投資運用会社による代理議決権

管理会社および投資運用会社は、顧客（マスター・ポートフォリオを含む。）のために行なう議決権の代理行使に関する意思決定が利益相反の影響を受けることを防止するため、また、かかる意思決定が自身の顧客に対する信託義務に基づきなされるよう策定されたプロセスを遂行した。かかる議決権の代理行使に関する方針および手続にかかわらず、マスター・ポートフォリオによって保有されている証券に関し管理会社または投資運用会社が行なう議決権の代理行使に関する意思決定が、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオ以外のアカウントの利益になる可能性がある。これらのプロセスの概要および当該方針に基づき取られた措置の詳細は、管理会社に対する請求に基づき入手可能である。

ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオの投資機会および投資活動に関する潜在的制限

投資運用会社は、様々な状況（適用され得る規制上の条件、ゴールドマン・サックスによって保有されている情報、ゴールドマン・サックスの社内方針および/またはアカウント（マスター・ポートフォリオを含む。）に関する潜在的評判リスクによる状況を含む。）において、マスター・ポートフォリオのために自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。その結果、投資運用会社は、マスター・ポートフォリオ以外のゴールドマン・サックスの投資活動を考慮して、マスター・ポートフォリオのための取引を行なうことができない可能性がある（例えば、投資運用会社は、ゴールドマン・サックスがポジション制限を超えることになる、またはゴールドマン・サックスに追加の開示義務を負わせることになるマスター・ポートフォリオのための投資を行なうことを差し控える可能性があり、また、ゴールドマン・サックスが引受けまたはその他の販売を行なっている証券の売買を制限する可能性がある）。また、投資運用会社は、類似の投資戦略を追求する他のアカウントがかかる投資機会の持ち分を取得することができるように入手可能性を制限している投資機会へのマスター・ポートフォリオの持ち分を減らす可能性がある。また、投資運用会社は、マスター・ポートフォリオのために公募証券の売買取引を行なう際、重大な非公開情報を取得または使用することを許可されていない。また、投資運用会社は、ゴールドマン・サックスが保有する情報（マスター・ファンドを運用するチーム以外の、投資運用会社内のポートフォリオ運用チームが保有する情報を含む。）の結果を含み、マスター・ポートフォリオが行なう行為および取引を制限する可能性があり、また、評判またはその他の理由によりマスター・ポートフォリオのための権利の行使を制限する可能性がある（ゴールドマン・サックスがかかる投資活動または取引に関与する法的主体に対しアドバイスもしくはサービスを提供する場合（または提供する可能性がある場合）、ゴールドマン・サックスまたはアカウントが、マスター・ポートフォリオのために検討されていた取引と同一もしくは関連する取引を行なっている、または行なう可能性がある場合、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがかかる投資活動または取引に関与する法的主体に関する持ち分を有する場合、またはかかる投資活動、取引もしくはマスター・ポートフォリオのための、もしくはマスター・ポートフォリオに関するかかる権利の行使が、ゴールドマン・サックス、投資運用会社またはこれらの投資活動に影響を及ぼす可能性がある場合を含む）。投資運用会社は、他のアカウントのためではなく、マスター・ポートフォリオのための自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。

マスター・ファンドのために取引を行うため、管理会社および/または投資運用会社は、証券、デリバティブまたはその他の商品を取引する場所の規則、条項および/または条件に従う（または、マス

ター・ファンドに従わせしめる。)。これは、管理会社および/もしくは投資運用会社ならびに/またはマスター・ファンドが一定の取引所、執行プラットフォーム、取引施設、決済機関およびその他の場所の規則を遵守することを要求される場合、または当該場所の裁判管轄権に合意することを要求される場合を含むがこれに限定されない。当該場所の規則、条項および/または条件に基づき、管理会社および/または投資運用会社(ならびに/またはマスター・ファンド)は、特に委託保証金、追加報酬およびその他の経費、懲罰手順、報告および記録維持、ポジション制限およびその他の取引制限、決済リスクおよび当該場所が規定するその他の関連する取引条件に服することがある。

時宜に応じて、マスター・ポートフォリオ、ならびに管理会社および/または投資運用会社またはそれらの関連会社および/または業務提供者もしくは代理人は、マスター・ファンドに関する一定の情報を、地方自治体、規制組織、課税当局、市場、取引所、決済機関、保管者、ブローカーおよび投資運用会社もしくはマスター・ファンドの取引相手または業務提供者を含む第三者へ開示することを要求されるか、かかる開示が適切である旨決定することができる。管理会社および/または投資運用会社は、一般に、当該情報の開示要求を遵守する予定である。しかしながら、管理会社および/または投資運用会社は、要求される開示を行わず、マスター・ファンドの一定の資産の売却を行うことを決定する場合があります。当該売却は、プライシングの観点から不適当な時期に行われる場合がある。

ブローカー取引

投資運用会社は、投資に関する意思決定プロセスにおいて投資運用会社に適切な支援を行なうと考えられる独占的もしくは第三者の売買委託およびリサーチ業務（「売買委託およびリサーチ業務」と総称する。）を投資運用会社、マスター・ファンド、これらの関連会社およびゴールドマン・サックスの他の従業員に提供する証券会社（管理会社の関連会社を含む。）を選定することができる。その結果、投資運用会社は、かかる売買委託およびリサーチ業務に関し、「ソフト」ダラーまたはコミッション・ダラーを支払う可能性がある。ただし、かかる業務がマスター・ファンドへの投資業務の提供を全般的に補助すること、また、業務の受理およびそれに対する支払いは、適用法令を遵守することを条件とする。

投資運用会社が売買委託およびリサーチ業務の提供を受けるために顧客の手数料を使用する場合、投資運用会社自身は、売買委託およびリサーチ業務を行い、またはこれについて支払いを行なう必要がないため、投資運用会社にとって有益なこととなる。証券会社（証券会社の関連会社を含む。）に支払われる「手数料」（適用規則によって幅広く定義されており、マーク・アップ、マーク・ダウン、手数料に相当するもの、または特定の状況におけるその他の報酬を含む。）が投資運用会社に提供される売買委託およびリサーチ業務の価値に対して合理的であると誠意をもって決定する投資運用会社の義務に従って、投資運用会社は、ソフト・ダラーの恩恵の代わりに他の証券会社によって請求される金額よりも高い金額の手数料をマスター・ファンドが支払うよう手配することができる。

証券会社によって提供される売買委託およびリサーチ業務に関する投資運用会社の評価は、取引を行なう証券会社を選定する際の重要な要素となる可能性がある。そのため、投資運用会社は、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームが参加し、投資運用会社の従業員が、売買委託およびリサーチ業務を提供する証券会社を格付けする投票プロセスを設けた。最良の執行を追求する投資運用会社の義務および適用法に従って適用ある誘引規則を損なうことなく、投資運用会社は、投票プロセスの結果に基づき、証券会社の間で取引を配分するものとする。

売買委託およびリサーチ業務は、他のアカウントおよびマスター・ファンドに業務を提供するために用いられる可能性がある。投資運用会社が、ソフト・ダラー・ベネフィットを顧客間で比例按分計算により配分し、または売買委託およびリサーチ業務が特定のアカウントまたはアカウント・グループに関連する手数料にもたらす恩恵を追跡することが実行不可能な場合、委託業務およびリサーチ業務（ソフト・ダラー・ベネフィットを含む。）は、マスター・ファンドと比較してその他のアカウントに不均衡に恩恵を与える可能性がある。

管理会社または投資運用会社による取引の合算

管理会社および投資運用会社は、注文が同時に執行され、当該注文の大量処理が利用可能な場合に選択されるよう、複数のアカウント（ゴールドマン・サックスが持ち分を有するアカウントを含む。）の同一の証券または他の商品に関する買いまたは売り注文を合算すること（「バンチング」（一括処理）と呼ばれる場合がある。）ができる方針および手続に従うものとする。管理会社および投資運用会社は、管理会社または投資運用会社が適切とみなす場合、注文を統合するものとし、利用可能な場合、通常、顧客の利益において一括取引扱いを選択する場合がある。また、特定の状況において、マスター・ファンドの取引は、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントと統合され得る。

一括処理注文または大量取引が完全に執行された時点で、管理会社または投資運用会社は、通常、買または売り注文に基づき、参加アカウントの間で買い付けされた証券もしくは他の商品または売却手取金を比例按分計算により配分するものとする。特定のブローカー・ディーラーまたは他の取引相手における注文が、複数の取引によって、異なる価格で執行された場合、通常、すべての参加アカウントは、端株、四捨五入、および市場の慣例に従って、平均価格を受領するものとし、また、平均手数料を支払うものとする。一括処理または統合された注文に関し、すべてのアカウントが同一の手数料または手数料に相当する料金が請求されない場合もある。

特定の状況において、合算する場合もあるものの、注文に関するポートフォリオ・マネジメントの決定が個別のポートフォリオ・マネジメント・チームによって行なわれる場合、または管理会社もしくは投資運用会社の実務上またはその他の見通しにより、バンキング、合算、大量取引扱いの選択、もしくはネットティングが適切でない場合、または実行可能でない場合、または合算することが適用され得る規制上の配慮から適切でない場合、管理会社または投資運用会社は、異なるアカウント（マスター・ファンドを含む。）のための注文を合算しないものとし、また、マスター・ファンドのための買いおよび売り注文を大量取引扱いまたは相殺しないものとする。管理会社または投資運用会社は、統合されていないアカウントの取引に関してよりも、統合された取引に関して、より高い価格およびより低い手数料の交渉を行なうことができる可能性があり、また、ネットティングされていない取引よりもネットティングされた取引に関して、負担する取引費用が減額される可能性がある。マスター・ファンドの取引が他の注文と統合されない場合、またはマスター・ファンドの注文とネットティングが行われない場合、マスター・ファンドは、より高い価格およびより低い手数料またはより低い取引費用からの利益を受けることはできない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

関係当局からの事前の認可を条件として、管理会社は、当該事業を行うことを承認されている他の管理会社に対し、その事業を譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、() 裁判所の命令により、または() 株主の特別決議によって解散される。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

(Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2015年12月末日現在、払込資本額は1,755,712米ドル(約2億円)

(ロ) 事業の内容

ファンドの投資顧問会社は、英国EC4A 2BBロンドン市フリート・ストリート133、ピーターボロー・コートに所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年(明治2年)に創立された世界有数の金融グループの一つである。ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年の創立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供している。2015年12月末日現在、投資顧問会社およびその関連会社は、約1兆252億米ドルを超える資金の投資顧問、管理者または販売会社として事業を行っている。

(2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「副投資顧問会社」および「代行協会会員」)

(イ) 資本金の額

2015年12月末日現在、4億9,000万円

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。2015年4月末日現在の副投資顧問会社の国内投信運用資産総額は、約1兆4,904億円である。

(3) BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッド(BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2016年4月末日現在、授權資本金は14,614,000米ドル(約16億円)

(ロ) 事業の内容

受託会社は、アイルランドで設立された公開の有限責任会社で、投資信託スキームの受託者サービスの提供を含む銀行業務を行っている。

(4) RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド(RBC Investor Services Ireland Limited) (「登録・名義書換事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2016年4月末日現在、授權資本金は1,200万ユーロ(約15億円)

(注) ユーロの円貨換算は、2016年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.12円)による。

- (口) 事業の内容
登録・名義書換事務代行会社は、アイルランドにおいて1997年1月31日に設立された。同社は、RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エイの完全子会社であり、アイルランド内外の投資信託に対し会計、純資産価格計算、名義書換事務、株主登録等の事務サービスを提供している。
- (5) BNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド
(BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)
(イ) 資本金の額
2016年4月末日現在、授權資本金は1,312,000米ドル(約1億4,399万円)
(口) 事業の内容
管理会社はBNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドを、各ファンドの純資産価額および受益証券1口当たりの純資産価格の毎日の計算を含む日々の管理業務に責任を負う、管理事務を行う会社として任命した。管理事務代行会社は1994年5月31日にアイルランドにおいて設立された未公開の有限責任会社であり、投資信託スキームならびに投資信託の管理事務、会計、登録、名義書換代行業務および関連受益者業務を提供している。管理事務代行会社は1995年投資仲介業者法に基づきアイルランド中央銀行により認可されている。
- (6) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー(Goldman Sachs & Co.) (「評価会社」)
(イ) 資本金の額
2015年12月末日現在、パートナーの出資金は9,903,723,344米ドル(約1兆869億円)である。
(口) 事業の内容
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは有限責任組合であり、米国ブローカーディーラーおよび先物取次業者として登録されている。同社は、有数のグローバル投資銀行、証券および投資運用会社であり、法人、金融機関、政府および個人富裕層を含む多くの多様な顧客に広範な金融サービスを提供している。
- (7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International) (「総販売会社」)
(イ) 資本金の額
2015年4月末日現在、授權資本金は約9億5,000万米ドル(1,043億円)
(口) 事業の内容
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。
G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。
- (8) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、47,938百万円
(口) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (9) カブドットコム証券株式会社(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、7,196百万円
(口) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

- (10) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2014年3月末日現在、78,100百万円
- (ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (11) ゴールドマン・サックス証券株式会社(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、83,616百万円
- (ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (12) 株式会社埼玉りそな銀行(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、70,000百万円
- (ロ) 事業の内容
銀行業を中心としたサービスを提供している。
- (13) 楽天証券株式会社(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、7,495百万円
- (ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (14) ふくおか証券株式会社(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、2,198百万円
- (ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (15) 松井証券株式会社(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、11,945百万円
- (ロ) 事業の内容
金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。
- (16) マネックス証券株式会社(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、122億円
- (ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (17) 株式会社三井住友銀行(「日本における販売会社」)
- (イ) 資本金の額
2015年3月末日現在、1,770,997百万円

(口) 事業の内容

銀行業務を中心に金融サービスを提供している。

(18) みずほ証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、125,167百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。

(19) みずほ信託銀行株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、247,369百万円

(ロ) 事業の内容

日本における信託銀行業務を行っている。

(20) 株式会社りそな銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、279,928百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

2【関係業務の概要】

(1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

投資顧問会社と管理会社の間で締結された投資顧問契約に従い、投資顧問会社は、ファンドの投資対象と投資方針に従ってファンドの運用を行い、随時本書に記載される制限に従う。

投資顧問会社は、その投資顧問契約上の職務の履行または不履行における投資顧問会社の過失、詐欺、不誠実、故意の不履行または不注意の結果として、管理会社はその請求を受ける訴訟、支出、請求、損害賠償、費用または要求について、そうした訴訟、支出、請求損害賠償、費用または要求が、管理会社の過失、詐欺、不誠実、故意の不履行または不注意を原因として生じたものでない限り、管理会社を補償する。

投資顧問契約は、信託証書の条項に従い、管理会社または投資顧問会社が90日以上前に書面により他方当事者に通知することにより、違約金の支払いを要することなく、解約することができる。

投資顧問会社は、一定のポートフォリオに関し、投資決定および運用について関係会社に依拠することができ、またその他の関係会社の調査および意見を求めることができる。ゴールドマン・サックスおよびその関係会社は、1940年投資顧問法（改正済）（以下「顧問法」という。）に基づいて登録されているが、ファンドが米国籍投資信託ではないため、ファンドの投資家は投資顧問法含め米国の法律上の一定の規定についてはその恩恵を受けない。

(2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社に対して、ファンドの副投資顧問業務および代行協会員としての業務を行う。詳しくは前記「第三部 特別情報、第2 その他の関係法人の概況、1 名称、資本金の額及び事業の内容、(2)」を参照のこと。

(3) BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド

受託会社は、ファンドのために、特に受益証券の発行および買戻しが関連法規および信託証書に従って行われることを確保する義務を負う。受託会社は、UCITS規則または信託証書の規定に反しない限り、管理会社の指示を遂行する。さらに受託会社は、管理会社の行動を会計年度毎に監査し、受益者に報告する義務を負う。

信託証書によれば、受託会社の責任は、資産の全部または一部の保管を第三者に委託したという事実により影響を受けるものではない。この場合において免責されるためには、受託会社は、責任を履行するために適切な専門性、能力および存続状態を有する第三者を保管代行会社または副保管会社として選択し任命することにつき注意を払わなければならない。受託会社は、保管代行会社および副保管会社に対する適切な水準の監督を維持し、随時、かかる会社の義務が引き続いて適切に履行されていることを確認するために適切な照会を行わなければならない。

信託証書は、受託会社の責任についての規定を有しており、それによれば、受託会社に信託証書に基づく義務の不当な不履行または当該義務の不適切な履行がない場合には、受託会社は補償を受けられる。

受託会社は、アイルランド中央銀行の承認がない限り解任されない。信託証書は、受託会社を他の受託会社と交替させるにあたって遵守されるべき条件について規定しており、このような交替の場合に、受益者の保護を図るための規定を有している。

信託証書は、新しい受託会社の選任の場合を除いて、受託会社が自ら退任する権利がないことを規定している。信託証書はさらに受託会社が退任することを希望する場合およびアイルランド中央銀行から承認されなくなった場合、管理会社は法人である新しい受託会社を確保するために合理的な努力をするものとし、その上で、新受託会社がアイルランド中央銀行に承認されることを条件に、信託証書の補完文書によってこうした新受託会社を退任受託会社に代わって受託会社として選任する。受託会社が退任の希望を表明した後6ヶ月以内に新しい受託会社を管理会社が見つけれない場合、ファンドは解散される。

(4) RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド

RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッドは、ファンドの受益者名簿の維持、買付申込および買戻指示の受領および処理、受益証券の割当および発行等の日常業務をファンドに提供する。

(5) BNYメロン・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド

管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録の維持、ならびにファンドの年次および半期報告書の作成援助を含む日常管理業務をファンドに提供する。管理事務代行会社の責任には、各ファンドの純資産価額および受益証券1口当たりの純資産価格の日々の計算を含むファンドの会計事務業務の提供も含まれる。

(6) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー（Goldman Sachs & Co.）

ファンド資産に関する評価業務を行う。

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル

受益証券の総販売会社としての業務を行う。

(8) 株式会社SBI証券

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(9) カブドットコム証券株式会社

日本における米ドル受益証券の買戻業務を行う。（注）

(10) クレディ・スイス証券株式会社

米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(11) ゴールドマン・サックス証券株式会社

米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(12) 株式会社埼玉りそな銀行

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。（注）

(13) 楽天証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(14) ふくおか証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(15) 松井証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

- (16) マネックス証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (17) 株式会社三井住友銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (18) みずほ証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (19) みずほ信託銀行株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (20) 株式会社りそな銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。（注）

（注）カブドットコム証券株式会社、株式会社埼玉りそな銀行および株式会社りそな銀行は、米ドル受益証券の新規の販売は行わず、買戻請求の受付および分配金再投資の取扱いのみ行う。

3【資本関係】

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、代行協会員、総販売会社、評価会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

第3【投資信託制度の概要】

アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく規則および規制（以下「ユニット・トラスト法」という。）により代替された。

1989年ヨーロッパ共同体（UCITS）規則（以下「1989年規則」という。）および1989年金融法（同法は、1989年規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、EC規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定および変動資本を有する会社型ファンドの設立が認められた。

2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日（EC規則の初版の施行日である。）までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（改正済）（以下「EC規則」という。）は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009/65/EC、2010年7月1日付通達2010/43/EUおよび2010年7月1日付通達2010/44/EU（改正済）（以下「UCITSに関する指令」という。）を履行する。1989年規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連したアイルランド会社法の規定の一部も改正された。EC規則は、随時改正される2013年中央銀行（監督および施行）法（第48条(1)）（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2015年規則およびこれに基づきまたはこれに関連してアイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）が発行するあらゆる指針によって補足される（以下「中央銀行のUCITSに関する規則」という。）。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）は2013年7月21日に施行され、2013年7月16日にアイルランドにおいて2013年ヨーロッパ連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則（改正済）（以下「AIFM規則」という。）により現地法人化された。AIFM規則は、投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託（その投資コンパートメントを含む。）（以下「AIF」という。）に適用される。AIFM規則は、中央銀行が発行するAIFルールブック（以下「AIFルールブック」という。）によって補足される。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、EC規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

(a) 契約型投資信託、一般契約型投資信託、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびアイルランド集団資産運用ビークル（以下「ICAV」という。）としての構造を持つEC規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）

(b) 以下として設立されるAIF

- 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト（以下「AIFの契約型投資信託」という。）

- 2005年アイルランド投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)の下に設立される一般契約型投資信託(以下「AIFの一般契約型投資信託」という。)
- 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- 2014年会社法パート24により認可される会社型投資信託、および
- 2015年アイルランド集団資産運用ビークル法(以下「ICAV法」という。)に基づくICAV

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITSに関する指令に基づく通知手続を遵守し、かつ同国での販売に関する現地の規則に従うことを条件として、その株式または受益証券を自由に販売することができる。認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を有するAIFは、AIFMDの要件に従い、他のEU加盟国において機関投資家に対してその株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) EC規則は、ある一定の例外はあるが、UCITSを以下のように定義している。

- (a) 公衆から調達した投資元本を()譲渡性のある証券、()EC規則に規定されるその他の流動性金融資産に集散的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および
- (b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当すると見做される。

(B) EC規則は、上記の定義に該当するが、EC規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

- (a) クローズド・エンド型のファンド
- (b) ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
- (c) 信託証書、設立証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(C) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (1) 契約型投資信託(Unit Trusts)
- (2) 一般契約型投資信託(Common Contractual Funds)
- (3) 有限責任組合理型投資信託(Investment Limited Partnership)
- (4) 会社型投資信託(Investment Companies)
 - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
 - (b) 固定資本を有する会社型投資信託

(5) ICAV

UCITSおよびAIFは契約型投資信託、一般契約型投資信託、会社型投資信託またはICAVとして設定しうる。さらにAIFは、有限責任組合理型投資信託としても設定しうる。

(D) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

- (2) UCITSおよびAIFの認可された契約型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。
- (3) UCITSおよびAIFの認可された一般契約型投資信託は、租税上パススルーされるためアイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税が免除される。
- (4) 認可されたUCITSおよびAIFの会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびICAVは、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) 契約型投資信託(以下「ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託」という。)

このタイプの投資信託の構造は、共有資産(以下「ファンド」という。)、管理会社および受託会社の3要素に基づいている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。本項における信託証書の記載は、一般契約型投資信託の設立証書にも同様に適用される。

(2) 発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に一定の規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合にはEC規則の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託に関しては、EC規則に基づいている。信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託に関する諸規則

EC規則により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って執行すること。
- (b) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1ヶ月に二度は計算されること。
- (c) 中央銀行のUCITSに関する規則およびこれに対応する申請書には、目論見書、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)および重要契約に関する一定の開示要件が規定されること。

(4) 投資制限

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSに適用される制限に区別される。

() UCITSの投資制限は、EC規則に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

1 認可された投資対象

UCITSの投資対象は以下に限定される。

- 1.1 EU加盟国もしくはEU非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- 1.2 発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(上記)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
- 1.3 規制された市場で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- 1.4 UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- 1.5 AIFの受益証券
- 1.6 金融機関における預金
- 1.7 金融派生商品

2 投資制限

- 2.1 UCITSは、第1項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- 2.2 UCITSは、発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(1.1項に記載)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資については適用されない。
- () 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
- () 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格でまたはおおよそその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができるところ。
- 2.3 UCITSは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
- 2.4 (2.3項の)10%制限は、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。UCITSがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの純資産総額の80%を超えてはならない。本条項の利用を意図しない限り、本制限を含める必要はなく、また本制限が中央銀行の事前の承認を要するという事実に言及しなければならない。
- 2.5 (2.3項の)10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- 2.7 UCITSは、純資産の20%を超えて同一金融機関における預金に投資することはできない。
- 同一金融機関(EEA(欧州経済地域)で認可されている金融機関、1998年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関を除く。)において付随的流動資産として保管される預金は、純資産の10%を超えてはならない。
- かかる制限は、受託会社/保管銀行における預金については20%まで引き上げられることがある。
- 2.8 店頭市場派生商品の取引相手方に対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
- かかる制限は、EEAで認可されている金融機関、1998年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる。
- 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項に関わらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。

- 2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- 2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- 2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。
- 個々の発行体は、信託証書、設立証書または定款および目論見書に記載されなければならない。また以下のリストから引用されることがある。
- OECD加盟国政府(関係銘柄は投資適格であること)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であること)、インド政府(銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン組合(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート-AファンディングLLC、輸出入銀行
- UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない。かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。
- 3 投資信託(以下「CIS」という。)への投資
- 3.1 UCITSは、CISが()EC規則に該当する場合および()純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することを禁止されている場合に、オープン・エンド型CISに投資することができる。
- 3.2 UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。投資先CISがアンブレラ型投資信託である場合、当該アンブレラ型投資信託の各サブ・ファンドは、本制限において個別CISとみなすことができる。UCITSの投資先のCISの資産は、UCITSの投資制限の遵守にあたって考慮する必要はない。
- 3.3 NON-UCITSへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- 3.4 UCITSが、UCITSの管理会社によるかまたはUCITSの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- 3.5 UCITSの管理会社/投資運用会社/投資顧問会社が他のUCITSの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。
- 4 指数連動UCITS
- 4.1 UCITSは、中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株式および/または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。
- 4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。
- 5 一般条項
- 5.1 投資会社、またはその運用するCISのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

- 5.2 UCITSは、以下を超えて取得することはできない。
- () 同一発行体の無議決権株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一CISの受益証券の25%
 - () 同一発行体の短期金融市場証券の10%
- (注) 上記()、()および()の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- 5.3 5.1項および5.2項は以下については適用されないものとする。
- () EU加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () 一または複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () あるEU非加盟国の法律に基づき当該保有がUCITSが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登記上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にUCITSが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、EU非加盟国の会社とその投資方針において2.3項乃至2.11項、3.2項、3.3項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。
 - () 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に一または複数の投資会社が保有する株式
- 5.4 UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- 5.5 中央銀行は、最近認可されたUCITSに対しその認可日から6ヶ月間2.3項乃至2.12項、3.2項、3.3項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるUCITSはリスク分散原則を遵守するものとする。
- 5.6 UCITSが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、UCITSは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- 5.7 投資会社または管理会社またはユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について担保を付さずに販売することはできない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券
 - CISの受益証券、または
 - 金融派生商品
- 5.8 UCITSは付随的に流動資産を保有することができる。
- 5.9 UCITSは、その事業の目的上必要な不動産および動産を取得することができる。
- 5.10 UCITSは、貴金属またはこれを表象する証券を取得してはならない。
- 6 金融派生商品（以下「FDI」という。）
- 6.1 UCITSはFDIに投資することができる。ただし、
- () 関連する指標となる項目または指数は、譲渡性のある証券、短期金融市場証券、CIS、預金、金融指標（中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たすもの）、金利、為替レートまたは通貨の一または複数で構成される。

- () F D I に投資することにより、U C I T S が当該投資を行わない限り想定されないリスク (U C I T S が直接的なエクスポージャーを有すことのできない商品 / 発行体 / 通貨へのエクスポージャー等) に曝されることがない。
- () F D I に投資することにより、U C I T S がその投資目的から逸脱することがない。
- 6.2 F D I は、E U 加盟国または E U 非加盟国において制限され、定期的に運営され、認可されかつ一般に公開されている市場で取引されなければならない。信託証書、設立証書または通常定款には、U C I T S が投資を行う市場を記載しなければならない。各証券取引所および市場に関する規制は、中央銀行によりケース・バイ・ケースで定められる。
- 6.3 U C I T S は店頭市場 (O T C) で取引される F D I に投資することができる。ただし、
- () 取引相手方は、E E A で認可されている金融機関、1998年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国 (E E A 加盟国以外) によって認可されている金融機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関であるか、または E E A 加盟国において金融商品市場通達に従い認可されている投資法人であるか、または米国証券取引委員会による総合監督下機関としての規制の対象機関であるものとする。
- () 取引相手方に信用格付が付されている場合、かかる格付は信用力評価において考慮されるものとする。取引相手方が、かかる信用格付機関によって A 2 格 (または同等格付) 以下の短期格付に格下げされた場合、その取引相手方について新たな信用力評価が遅滞なく行われる。
- () 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、中央銀行の U C I T S に関する規則で規定された制限を超過しない。
- () U C I T S は、取引相手方が合理的な範囲で正確にかつ信頼できる方法で取引を評価し、U C I T S の請求に応じていつでも公正価額にて取引を終了することを確信しなければならない。
- () U C I T S は、O T C デリバティブに信用性があることを確認する適切なシステムを有する。U C I T S は、取引相手方による評価または、U C I T S もしくは独立した価格決定業者により算定された評価等の代替評価のいずれかをを用いて O T C デリバティブを評価することを選択することができるが、U C I T S またはその他の当事者が、評価を遂行するための適切な人材および技術手段を有することを条件とする。U C I T S は、O T C デリバティブを毎日評価しなければならない。
- U C I T S が、代替評価を用いて O T C デリバティブを評価する場合、U C I T S は国際的な最善の慣行に従い、I O S C O および A I M A 等の機関により定められた O T C 商品の評価に関する原則を遵守する。代替評価は、マネジャー、取締役もしくはゼネラル・パートナーにより任命され、当該目的のため受託会社により承認された適格者により提供される評価、または当該評価額が受託会社により承認されている場合のその他の手段による評価である。また代替評価は、毎月、取引相手方による評価と照合しなければならない。重大な相違が発生した場合、かかる相違は、迅速に調査および説明されなければならない。
- U C I T S が、取引相手方による評価を用いて O T C デリバティブを評価する場合、評価は、当該目的のため受託会社により承認されかつ取引相手方から独立している者により承認または検証されなければならない。独立した検証は、U C I T S について少なくとも毎週実行されなければならない。
- 6.4 F D I の裏付資産 (譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれた F D I を含む。) に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行の U C I T S に関する規則で規定された投資制限を超過してはならない。(本項は指数型 F D I については適用されないが、裏付指数は中央銀行の U C I T S に関する規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)

- 6.5 UCITSは、レバレッジされる指数連動UCITSを除き、コミットメント・アプローチ、バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)・アプローチまたは適切なその他の高度なリスク測定手法を用いて、そのグローバル・エクスポージャーを計算する。コミットメント・アプローチを用いるUCITSは、そのグローバル・エクスポージャーがその純資産総額を超えないことを確保しなければならない。バリュー・アット・リスク・アプローチを用いるUCITSは、グローバル・エクスポージャーを計算するにあたり、相対的VaRアプローチまたは絶対的VaRアプローチを用いることができる。相対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、関連する参照ポートフォリオのVaRの二倍以下であってはならない。絶対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、その純資産価額の20%を超えてはならない。
- 6.6 UCITSのため将来の約定額を生じるFDI取引は以下のようにカバーされることを要する。
- 裏付資産の現物引渡しを要するFDIの場合、資産は常にUCITSが保管しなければならない。
 - 自動的にまたはUCITSの裁量により現金決済が行われるFDIの場合、UCITSは常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。
- 6.7 OTCデリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、かかる相手方がUCITSに担保を提供し、担保が常に下記の基準を満たす場合、軽減されることがある。
- () 流動性：現金を除き、受領する担保は流動性が高く、先行販売価格に近い価格で速やかに売却されるよう、規制された市場または価格設定に対して透明性を有する多面的取引システムにおいて取引されなければならない。
 - () 評価：受領する担保は、少なくとも日次ベースで評価され、大幅な価格変動を示す資産は、十分に保守的な超過担保が提供されない限り、担保として受諾すべきではない。
 - () 発行体の信用度：受領する担保は、信用度が高くなければならない。
 - () 相関関係：受領する担保は、取引相手方から独立しており、取引相手方の実績と高い相関関係がないと予想される機関により発行されなければならない。
 - () 分散性(資産の集中)：担保は、国、市場および発行体に関し、十分に分散されていないなければならない。
 - () 直ちに利用できること：受領する担保は、いつでも、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方からの承認を得ることなく、UCITSによって完全に実行されるものでなければならない。
- 6.8 信用デリバティブの取引が認められるのは、かかる商品が、() 上記6.1項()に記載された資産の信用リスクを当該資産に関するその他のリスクと切り放して移すことができる場合、() 結果的に、EC規則に規定されない資産の引渡しまたは移転(現金の形態を含む。)を生じない場合、() 上記6.3項に規定されたOTCデリバティブに関する基準に従う場合、および() その資産が信用デリバティブの裏付証書として使用される企業の非公開情報を信用デリバティブの取引相手方が入手する可能性から発生するUCITSと取引相手方間の情報のひずみに関するリスクについて、かかる商品のリスクが、UCITSのリスク管理プロセスおよびその内部管理構造により十分にヘッジされる場合である。UCITSは、FDIの取引相手方がUCITSの関係当事者または信用リスク発行者である場合、最大限の注意をもってリスクの査定を行わなければならない。
- 6.9 UCITSは、FDIのポジションに付随するリスクの監視、判定および管理を行うためのリスク管理プロセスを採用しなければならない。UCITSは中央銀行に対し、FDIへの投資計画およびリスク評価方法の詳細を提供しなければならない。中央銀行に対する当初届出には、以下の事項に関する情報を含むことが要求される。

- 譲渡性のある証券および短期金融市場証券に内包されたデリバティブを含む認可された F D I の種類、
- 対象リスクの詳細、
- 該当する量的制限およびかかる制限の監視・執行方法、
- リスク予想方法。

当初届出書に関する重要な変更は、事前に中央銀行に通知されなければならない。中央銀行は通知された変更につき異議を唱えることがあり、中央銀行が異議を唱えた変更および/または関連投資を行うことはできない。

6.10 U C I T S は中央銀行に対し、その F D I ポジションにかかる年次報告書を提出しなければならない。かかる報告書は、上記6.8項に記載される様々な項目に関する情報を記載した上、U C I T S の年次報告書とともに提出されなければならない。U C I T S は、中央銀行の要求により、いつでもかかる報告書を提出しなければならない。

() A I F として設立されるファンドの投資制限は、A I F ルールブックにおいて定められるとおりである。

A I F に適用される特定の投資制限は、A I F ルールブックに規定されており、当該 A I F が個人投資家向けの A I F であるか適格投資家向けの A I F であるかを参照して、また、A I F の設立に関連する投資先の資産の種類を参照して決定されている。

個人投資家向けの N O N - U C I T S 類は、個人投資家向けの A I F に代替され、個人投資家向けの A I F は投資および借り入れについて制限を受ける。例えば借り入れはその純資産の25%を超えることはできないが、U C I T S とは対比的に、借り入れは投資目的のみならず、買戻し請求に対応するため行うことができる。適格投資家向け A I F は、法的形態、適格投資家、許可される投資対象および関連あるサービス提供者について旧 A I F M D 適格投資家向けファンドの主な特徴のほとんどを維持している。適格投資家向け A I F は、投資、借り入れまたはレバレッジに上限がないことから、ヘッジ・ファンドおよびその他のオルタナティブ投資戦略を促進する。

(5) 管理会社

() E C 規則ならびに中央銀行の U C I T S に関する規則により、U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。

(b) 125,000ユーロに相当する最低財源を有すること（以下「財源要件」という。）。運用投資信託の純資産価額が250,000,000ユーロを上回る場合、管理会社は純資産価額が250,000,000ユーロを上回った金額の0.02%に相当する追加資金（以下「追加額」という。）を提供しなければならない。（ ）金融機関または保険会社により同額の保証を得る場合および（ ）中央銀行が保証書を承認する場合、管理会社はかかる追加金額の50%までの額を支払う必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超える必要はない。

(c) 受託会社を兼任しないこと。

(d) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。

() ユニット・トラスト法の下で設立された A I F の契約型投資信託または2005年法の下で設立された A I F の一般契約型投資信託の管理会社は、A I F ルールブックに基づく以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド法または他の E U 加盟国の法律に基づき設立された法人であること。

(b) 最低125,000ユーロまたは最新の年次決算書における支出総額の四分の一のいずれか多い方の額に相当する最低財源を常に有すること。

(c) A I F の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、A I F の受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

() 各 A I F は、A I F M 規則の要件に従って A I F M を任命しなければならない。A I F M は外部の機関であってもよく、または、A I F は A I F M（要するに自己運用の A I F）としての認可を

申請することもできる。AIFMは、AIFM規則およびAIFMルールブックに記載される資本金、組織、手続きその他に関する要件に従う。

(6) 受託会社

- () 信託証書または設立証書に定められる受託会社は、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。さらに、受託会社は、買付金を含む現金ポジションおよび現金移動の完全な監督を要する現金精査の責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

- (a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がEC規則、ユニット・トラスト法、または2005年法および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格がEC規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をEC規則もしくはユニット・トラスト法または2005年法または信託証書もしくは設立証書(いずれか適用あるもの)に抵触しない限り実行すること。
- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がEC規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、() 信託証書または設立証書およびEC規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ() その他については信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の条項およびEC規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) EC規則、ユニット・トラスト法もしくは2005年法(いずれか適用あるもの)、または中央銀行により課された条件もしくは目論見書の条項に対する重大な違反について中央銀行へ速やかに通知すること。
- (h) 組入証券の効率的な運用の目的でNON-UCITSの契約型投資信託またはNON-UCITSの一般契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。
- () UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。
- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。
- (b) () アイルランドで認可された金融機関であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上または外貨建て相当額であること、または、
- () アイルランドで認可されている金融機関のアイルランドで設置された支店であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上であること、または、
- () EC規則に基づく預託機関としての業務を実施するための認可を中央銀行から受け、自己資本規則に定められる要件以上の自己資本比率要件に服し、自己資本規制指令に基づく当初自己資本金額以上の自己資本を有する別箇の法的主体であること。
- () 受託会社はEC規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、受託会社の保管機能の一部として保管されている金融商品の損失(受託会社がかかる金融商品に関する自らの保管機能を委託しているか否かを問わない。)について責任を負うが、金融商品の損失が受託会社の合理的な支配のおよばない外部事象の結果生じたものであり、かつそれを防ぐために行った合理的なあらゆる努力にもかかわらずかかる外部事象の結果が不可避であったことを受託会社が証明できる場合を除くものとする。受託会社はまた、金融商品の損失に関するもの以外の、受託会社の過失または自身の職務の適切な遂行を意図的に怠ったことによるあらゆる損失についても責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

- () A I Fの受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のE U加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b) () 通達2006 / 48 / E Cに従って認可されている金融機関であること。または
- () 通達2006 / 49 / E C第20条(1)に基づく自己資本比率要件(オペレーショナル・リスクに関する資本要件を含む。)に服し、通達2004 / 39 / E Cに従って認可され、通達2004 / 39 / E Cの別紙IのB(1)に従って顧客の勘定において金融商品の保管および管理の付随的サービスを提供する投資会社であること。かかる投資会社は、いかなる場合においても、通達2006 / 49 / E C第9条に言及される当初資本金額以上の自己資金を有するものとする。
- () アイルランドで設立された会社で、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做されるE U非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、預託機関の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込済資本金を有していること)。
- (cc) 健全性規制および継続的監督に服する別のカテゴリーの機関であり、2011年7月21日時点でE C規則に基づく受託会社として適格と中央銀行が決定した機関カテゴリーに該当すること。
- () 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は他の会社と頻繁に投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証券または設立証書(いずれか適用あるもの)中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任組合型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託は中央銀行の認可および監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、これまでEC規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は、通常、株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。AIFは、一定の状況において無議決権付株式を発行することができる。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授權資本)が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

固定資本を有する会社型投資信託の最低当初授權資本として2ユーロまたはその外貨相当額が、2014年会社法により、要求されている。

管理会社またはファンド管理事務代行会社のサービスを利用しないUCITS型の会社型投資信託は、以下の事項を満たさなければならない。

- 300,000ユーロに相当する最低払込済資本を有すること。これは、事後に株主の資金と置換可能な当初払込済資本として行うことができる。
- その業務を有効に遂行し、中央銀行のUCITSに関する規則の規定を遵守するために十分な管理リソースを有していることにつき、継続的に中央銀行の要求を満たす。
- 中央銀行が要求する検討を行うため、中央銀行と会議を行う。これに関し、かかる会議の目的において、会社型投資信託は中央銀行が特定する資料(業務方法および会社の監査役が発行したマネジメント・レターを含む。)を提供することを要求される。

() 変動資本を有する会社型投資信託(VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、公開有限責任会社の特殊な形態であり、2014年アイルランド会社法の規定は、(UCITSとの関係で)EC規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたはAIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

EC規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届け出て、その承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。

(f) 特定の期間内にV C Cに純発行価格相当額が払い込まれない限り、V C Cは株式を発行しないこと。

(g) V C Cの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。

(h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。

(i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1ヶ月に最低2回とする。)。中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。

(j) 定款中にV C Cが負担する費用を規定すること。

(k) 株式は全額払い込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。

(l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIFのV C Cに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、V C Cがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのV C Cが、一部払込済株式の発行が認められる適格投資家向けのAIFとして設立されている場合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託(FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でV C Cに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのV C Cに適用されない。

() ICAV

ICAVは会社法に基づき設立された一般的なアイルランド企業の地位を有していない。それに代わり、ICAVはICAVが一般企業とは区別されることを可能にするための独自の法的制度を有している。このため、投資信託スキームに関連しないか、適切ではない会社法制度の当該部分に服していない。ICAVは、多くのサブ・ファンドおよびクラス受益証券を持つアンブレラ型として設立することができ、株式市場に上場することができる。投資家はICAVの証券を所有し、ICAVは投資家需要に応じて継続的に証券を発行または買い戻すことができる。この点に関しては、ICAVおよびその他のオープン・エンド型CISの間に相違はない。ICAVは、設立証書(以下「IOI」という。)として運営規約を有する。有限責任会社の基本定款と同様に、IOIはICAVの設立文書となる。IOIに変更ある場合においては、預託機関が変更によりIOIが(契約型投資信託の信託証書の変更に関する要件と同様に)投資家の利益が損なわれないことを証明する場合、投資家の事前の合意を取得する必要はない。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)()および()記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 関係法人

(a) 預託機関

UCITSである会社型投資信託およびICAVの資産の保管は、EC規則により、受託会社/保管銀行に委託されなければならない。

上記3.(A)(6)(a)から(g)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a)契約型投資信託または一般契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託またはICAVに関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)ユニット・トラスト法または2005年法の記載は、2014年会社法のパート24(改正済)またはEC規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書または設立証書の記載は、会社型投資信託の定款またはICAVの設定証書の記載として解釈される。

AIFの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社に関する要件は、AIFM規則およびAIFルールブックの要件に従うAIFの会社型投資信託およびICAVの預託機関にも同様に適用される。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

() アイルランド会社法が、UCITSまたはAIFにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

() 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

FCCの形態で設立された公開有限責任会社の発行済資本金の最低額は2ユーロである。ただし、管理会社が上記3(C)()に規定されるとおり任命されていない場合は、UCITS型会社型投資信託に関する要件を参照。

() 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類に記載

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の詳細および権限

(l) 存続期間(適用ある場合)

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

(n) アンブレラ・ファンドとして設立され、かつ2005年法に基づくアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドとの間で債務を分離することができる会社型投資信託の場合、各サブ・ファンドの資産は該当サブ・ファンドにのみ帰属するものであり、他のサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求の弁済に直接または間接的に用いないものとし、また、かかる目的での資産利用は不可能とすることに関する規定。

() EC規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

- () アイルランドにおけるUCITSの認可
- (a) アイルランド内のUCITSは中央銀行から認可を受けることを要する。EC規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) 中央銀行の権限と義務は、EC規則に定められ、同規則によりUCITSの監督権が中央銀行に付与されている。
- (c) EC規則による目論見書等の要件
- EC規則は、ファンドに、目論見書、主要投資家情報文書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。EC規則は上記書類に関する要件を以下のように定めている。
- () UCITSは目論見書、主要投資家情報文書、これらの変更、年次報告書および半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。
- () 目論見書、主要投資家情報文書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
- () 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
- () 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- () その該当期間の終了から、(aa) 年次報告書は4ヶ月以内に、(bb) 監査済または未監査の半期報告書は2ヶ月以内に公表されなければならない。
- (d) EC規則によるその他の要件
- () 公募または売出しの申請
- EC規則は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためには中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。
- () 信託証書、設立証書または定款の事前承認
- EC規則は、UCITSは、中央銀行が信託証書、設立証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
- () 他のEU加盟国における株式または受益証券の自由な販売
- アイルランドのUCITSは、他のEU加盟国における販売に関する現地の規則を遵守することを条件として、当該国においてその株式または受益証券を自由に販売するために、UCITSに関する指令に基づく通知手続を利用することができる。
- () 目論見書の記載内容
- 管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともEC規則に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。
- () 財務状況の報告および監査
- EC規則は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。
- () 財務報告書の提出
- EC規則は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

EC規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

() 罰則規定

EC規則に基づく違反につき有罪判決を受けた者は、(a) 即決判決としてA級の罰金刑もしくは6ヶ月以下の禁固刑もしくはその両方、または(b) 起訴状に基づく有罪判決として500,000ユーロ以下の罰金刑もしくは3年以下の禁固刑もしくはその両方に処される。

() アイルランドにおけるAIFの認可

アイルランドにおいて設立される各AIFは、AIFM規則およびAIFルールブックを遵守することを要求されるものとする。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、設立証書、定款または設定証書およびアイルランド会社法またはアイルランドICAV法に規定されている。

契約型投資信託または一般契約型投資信託の清算の場合、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法またはICAV法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。かかるアイルランドの投資信託は、受益証券または株式の発行、譲渡、買戻し、償還もしくは消却または申込の際に印紙税、文書税、譲渡税または登録税を課されない。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

(上記に規定する)投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合(またはアイルランド税金法に基づく「免税投資家」の資格を有する場合)およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(以下「IFSC」という。)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドにおける課税は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

投資信託がアイルランドに居住する非免税の受益者に対して分配金を支払う場合、当該投資信託は分配金からアイルランドの税金を控除する。控除されるアイルランドの税金の金額は、(a) 25%の税率の適用を受けるために適切な申告を行っている会社である受益者に対して分配金が支払われる場合は分配金の25%、(b) その他のすべての場合においては分配金の41%となる。投資信託は、このように控除した税金をアイルランド歳入庁に支払う。

(B) 法人税

すべての管理会社は、その関連ある課税対象取引利益につき12.5%のアイルランド法人税率の特典を受ける。

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがある。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (3) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- (4) 目論見書に以下の事項を記載する場合がある。
 - 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社または他の販売・買戻取扱会社に請求すれば当該販売会社または当該販売・買戻取扱会社を通じて交付される旨
 - EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でも見ることができる旨
 - ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はない旨
 - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (6) 交付目論見書の投資リスクに以下の事項を記載する場合がある。
 - 投資信託は預貯金と異なる旨
 - 元本保証のない旨
 - 運用による損益はすべて投資者に帰属する旨
- (7) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
 - 1．表面
 - a．ファンドの名称
 - b．ユニットの名称および表象される口数
 - c．ファンドの設立の日
 - d．存続期間
 - e．発行の日
 - f．取締役の署名
 - 2．裏面
 - g．譲渡人の署名欄
 - h．譲受人の声明欄（アイルランド人および米国人でないこと）
 - i．譲受人の署名欄
 - j．譲渡の日

（訳文）

ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンドである
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの受益者宛
独立監査人の監査報告書

財務書類に係る監査報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの財務書類（以下「本財務書類」という。）に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・2015年12月31日現在におけるサブ・ファンドの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した年度における運用成績の真実かつ公正な外観を提供している。
- ・アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠して適正に作成されている。
- ・2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集合投資事業）（改正済）の要件に準拠して適正に作成されている。

監査範囲

本財務書類は、以下により構成されている。

- ・2015年12月31日現在の財政状態計算書、
- ・同日に終了した年度の包括利益計算書、
- ・同日に終了した年度の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、
- ・2015年12月31日現在の投資有価証券明細表、ならびに、
- ・重要な会計方針の要約およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

本財務書類の作成に適用された財務報告フレームワークは、アイルランド法およびアイルランドの財務報告評議会によって発行され、勅許会計士協会によって公表された会計基準（アイルランドで一般に公正妥当と認められる会計慣行）である。

財務報告フレームワークを適用するにあたり、管理会社は、重要な会計上の見積りに関する事項など、多くの主観的な判断を行っている。こうした見積りを行う際に、管理会社は、仮定を行い、将来の事象を検討している。

財務書類および監査に対する責任

私どもの責任および管理会社の責任

4ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている管理会社の責任についての記載に詳述のとおり、管理会社は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任がある。

私どもの責任は、アイルランド法および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って財務書類を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもが監査実務審議会の監査人倫理基準に準拠することを要求している。

監査意見を含む本報告書は、受益証券保有者のためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、この監査意見を述べるにあたり、事前に同意書で明確に合意している場合を除き、他のいかなる目的に対しても責任を負わず、また、本報告書を閲覧するまたはこれ入手する可能性のある他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

財務書類の監査に関する事項

私どもは、国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査には、財務書類に不正または誤謬による重大な虚偽の表示がないことの合理的な保証を十分に得るために、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠を得ることが含まれる。これには、以下についての評価が含まれる。

- ・ 会計方針がサブ・ファンドの状況に対して適切なものであり、継続して適用され、かつ適切に開示されているか否か
- ・ 管理会社が行った重要な会計上の見積りの妥当性
- ・ 財務書類の全体的な表示

私どもは、入手可能な証拠に照らして管理会社の判断を評価し、私ども独自の判断を行い、財務書類における開示を評価することによって、これらの領域における作業を重点的に実施した。

私どもは、私どもの結論の合理的基礎を得るために必要と考えられる範囲で、サンプリングやその他の監査手法を利用して情報のテストおよび検証を実施している。私どもは、内部統制の有効性のテスト、実証手続、またはその両方を組み合わせて実施することによって、監査証拠を入手している。

さらに、私どもは、本監査済財務書類との重大な不整合を識別するために、また監査の実施過程で私どもが得た知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重大な不整合があることが明白な情報を識別するために、年次報告書の財務および財務以外の情報をすべて通読する。私どもは、明白かつ重大な虚偽の表示または不整合に気付いた場合、私どもの監査報告書に対する影響を検討している。

//署名//

プライスウォーターハウスクーパース
勅許会計士および登録監査人
ダブリン

2016年4月22日

() 上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent Auditors' Report
to the Unitholders of Goldman Sachs US\$ Money Market Fund,
a Fund of Goldman Sachs Money Market Funds

Report on the financial Statements

Our opinion

In our opinion, the financial statements of the Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (the “financial statements”):

- give a true and fair view of the Fund's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2015 and of its results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

What we have audited

The financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2015;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the year then ended;
- the schedule of investments as at 31 December 2015; and
- the notes to the financial statements which include a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the financial statements is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

In applying the financial reporting framework, the Manager has made a number of subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates. In making such estimates, they have made assumptions and considered future events.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Our responsibilities and those of the Manager

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 4, the Manager is responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Independent Auditors' Report
to the Unit holders of Goldman Sachs US\$ Money Market Fund,
a Fund of Goldman Sachs Money Market Funds

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error.

This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the Manager; and
- the overall presentation of the financial statements.

We primarily focus our work in these areas by assessing the Manager's judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

We test and examine information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we consider necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtain audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors
Dublin

22 April 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの
メンバー各位

財務書類に係る報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの財務書類（以下「本財務書類」という。）に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・ 2015年12月31日現在の会社の財政状態および同日に終了した52週間における会社の利益について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

監査範囲

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの財務書類は、以下により構成されている。

- ・ 2015年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した期間における損益計算書
- ・ 同日に終了した期間における株主資本等変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

本財務書類の作成に適用された財務報告フレームワークは、適用される法律および英国会計基準（英国で一般に公正妥当と認められる会計慣行）である。

財務報告フレームワークを適用するにあたり、取締役は、例えば重要な会計上の見積りに関する事項など、多くの主観的な判断を行っている。こうした見積りを行う際に、取締役は、仮定を行い、将来の事象を検討している。

2006年会社法により規定されるその他の事項に係る意見

私どもの意見では、本財務書類が作成されている会計期間の取締役報告書に含まれる情報は、本財務書類と整合している。

例外的に私どもが報告を要求されているその他の事項

受領した会計記録ならびに情報および説明の適切性

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- ・ 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが受領していない場合。
- ・ 適切な会計記録を保持していない、あるいは私どもが往査をしていない支店から私どもの監査に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 本財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

取締役報酬

2006年会社法に基づき、法律で定められた取締役報酬に関する一定の開示が実施されていない場合は、私どもの意見として報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

免除資格

2006年会社法に基づき、戦略報告書の作成免除を受ける小会社の資格を取締役が得ていなかった場合は、私どもの意見として報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

財務書類および監査に関する責任

私どもの責任および取締役の責任

4 ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている取締役の責任についての記載に詳述のとおり、取締役は、財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任がある。

私どもの責任は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）（以下「ISA（英国およびアイルランド）」という。）に従って財務書類を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもが監査実務審議会の監査人倫理基準に準拠することを要求している。

監査意見を含む本報告書は、2006年会社法第16部第3章に準拠して機関としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、監査意見を述べるにあたり、事前に同意書で明確に同意している場合を除き、他のいかなる目的に対しても責任を負わず、また、本報告書を閲覧するまたは本報告書を入手する可能性のある他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

財務書類の監査に関する事項

私どもはISA（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査には、財務書類に不正または誤謬による重大な虚偽の表示がないことの合理的な保証を十分に得るために、財務書類の金額および開示内容に関する証拠を得ることが含まれる。これには、以下についての評価が含まれる。

- ・ 会計方針が会社の状況に対して適切なものであり、継続して適用され、かつ適切に開示されているか否か
- ・ 取締役が行った重要な会計上の見積りの妥当性
- ・ 財務書類の全般的な表示

私どもは、入手可能な証拠に照らして取締役の判断を評価し、私ども独自の判断を行い、財務書類における開示を評価することで、これらの領域における作業を重点的に実施した。

私どもは、私どもの結論の合理的基礎を得るために必要と考えられる範囲で、サンプリングやその他の監査手法を利用して情報のテストおよび検証を実施している。私どもは、内部統制の有効性のテスト、実証手続、またはその両方を組み合わせて実施することによって、監査証拠を入手している。

さらに、私どもは、本監査済財務書類との重要な不整合を識別するために、また監査の実施過程で私どもが得た知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重要な不整合があることが明白な情報を識別するために、取締役報告書の財務および財務以外の情報をすべて通読する。私どもは、明白かつ重大な虚偽の表示または不整合に気付いた場合、私どもの監査報告書に対する影響を検討している。

ダンカン・マクナブ（上級法定監査人）

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して

勅許会計士、法定監査人

SEI 2RT ロンドン、モア・ロンドン・リバーサイド7

2016年4月14日

（ ）上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of
GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

Report on the financial statements

Our opinion

In our opinion, Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited's ("the financial statements"):

- give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2015 and of its profit for the 52 week period then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice; and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

What we have audited

Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited's financial statements comprise:

- the Balance Sheet as at 31 December 2015;
- the Profit and Loss account for the period then ended;
- the Statement of Changes of Equity for the period then ended;
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards (United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice).

In applying the financial reporting framework, the directors have made a number of subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates. In making such estimates, they have made assumptions and considered future events.

Opinion on other matter prescribed by the Companies Act 2006

In our opinion the information given in the directors' report for the financial period for which the financial statements are prepared is consistent with the financial statements.

Other matters on which we are required to report by exemption

Adequacy of accounting records and information and explanations received

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not received all the information and explanations we require for our audit;
or
- adequate accounting records have not been kept, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Directors' remuneration

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion, certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Entitlement to exemptions

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion, the directors were not entitled to take advantage of the small companies exemption from preparing a strategic report. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Our responsibilities and those of the directors

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities set out on pages 4, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK & Ireland) ("ISAs (UK & Ireland)"). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with ISAs (UK and Ireland). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and
- the overall presentation of the financial statements.

We primarily focus our work in these areas by assessing the directors' judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

We test and examine information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we consider necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtain audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the director's report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Duncan McNab (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditors
7 More London Riverside
London
SE1 2RT
14 April 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しております。